守谷市地域包括支援センター運営協議会
Ｒ５－２（R５．１０．６）資料№４

第９期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・守谷市成年後見制度利用促進基本計画（素案）

令和５年９月

守　谷　市

目　次

第１章　　計画の策定にあたって 1

１　計画策定の背景と趣旨 1
２　計画の位置付け 2
３　計画の期間 3
４　計画の策定体制 3
５　計画策定に当たっての基本的な視点 4

第２章　　守谷市の高齢者を取り巻く状況と課題 5

１　高齢者の現状 5
２　介護保険給付等の実績 16
３　地域包括ケアシステムの構築状況（８期計画の振り返り） 21
４　アンケート調査から見た守谷市の現状 25
５　地区ごとに見た守谷市の特徴 43
６　第９期計画における課題 51

第３章　　計画の基本理念と基本的方向 53

１　計画の基本理念 53
２　計画の基本目標 55
３　「介護予防」重点プロジェクト 57
４　日常生活圏域の設定 59
５　ＳＤＧｓとの関連性 60

第４章　施策の展開 61
1　高齢者が元気で自立した生活ができるための支援 61
2　高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり 66
3　高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供 75

第５章　介護保険事業の円滑な実施 80
1　サービス見込み量の推計の手順 80
2　高齢者人口等の推計 81
3　居宅・介護予防サービス 82
4　地域密着型サービス 96
5　施設サービス 98
6　介護予防・日常生活支援総合事業 101
7　介護給付・介護予防給付の適正化 102
8　保険料の算出 103
9　低所得者の支援策 109

第６章　計画の推進 111
1　事業の達成状況の点検及び評価 111

第７章　守谷市成年後見制度利用促進基本計画 113
1　はじめに 113
2　成年後見制度に関する市の現状 115
3　成年後見制度の利用促進における基本的な認識 120
4　基本方針と基本目標 122
5　計画の推進体制 129

第1章 計画の策定にあたって

1　計画策定の背景と趣旨

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、令和５年度版高齢社会白書では高齢化率は29.0%となっています。また、令和7（2025）年にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、令和52（2070）年には国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えることが見込まれます。全国でみれば、65歳以上人口は令和22（2040）年まで、75歳以上人口は令和37（2055）年まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は、令和42（2060）年頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護保険サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本市では、令和３（2021）年３月に策定した「第８期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（守谷市成年後見制度利用促進基本計画）」において、基本理念である「住み慣れた地域で健やかで幸せに暮らせるもりや」の実現に向け、地域包括ケアシステムの更なる推進に向けた取組を行ってまいりました。このたび計画期間が満了したものの、引き続き高齢化率は上昇していることに伴う、一人暮らし高齢者の世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く様々な課題等を踏まえ、「第９期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（守谷市成年後見制度利用促進基本計画）」の策定を進めました。

２　計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の８に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置付けられるものです。本計画は「第三次守谷市総合計画」及び「第３期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「守谷市障がい者福祉計画（第４期）・守谷市障がい福祉計画（第７期）・守谷市障がい児福祉計画（第３期）」や「第三次健康もりや21計画」等本市が策定する他の計画との整合を図って策定しています。

また、茨城県が策定する「いばらき高齢者プラン21第９期」及び「第８次茨城県保健医療計画」との連携を図って策定しています。

なお、本計画は守谷市成年後見制度利用促進基本計画と一体の計画として策定しています。

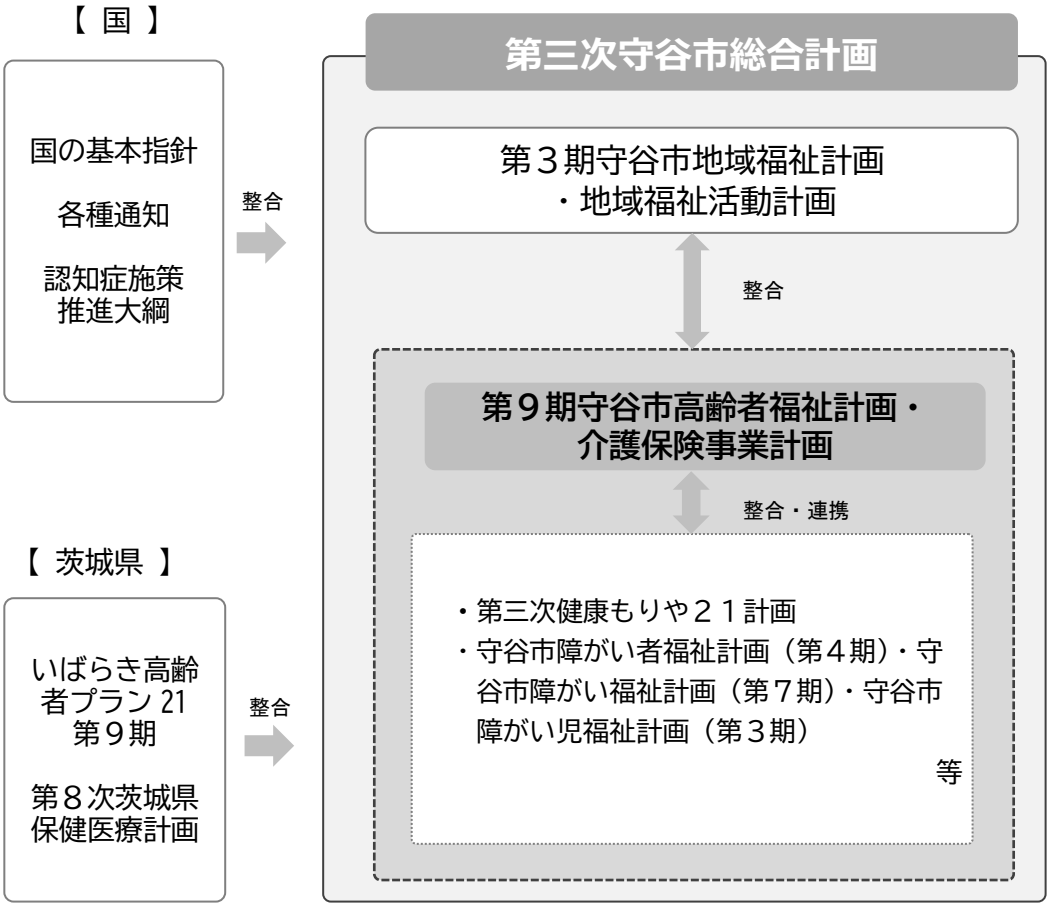

3　計画の期間

本計画期間は、令和6（2024）年度から令和８（2026）年度までの３年間とします。

また、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年に向けたサービス・給付・保険料の水準を推計し、施策の展開を図ります

【計画期間】

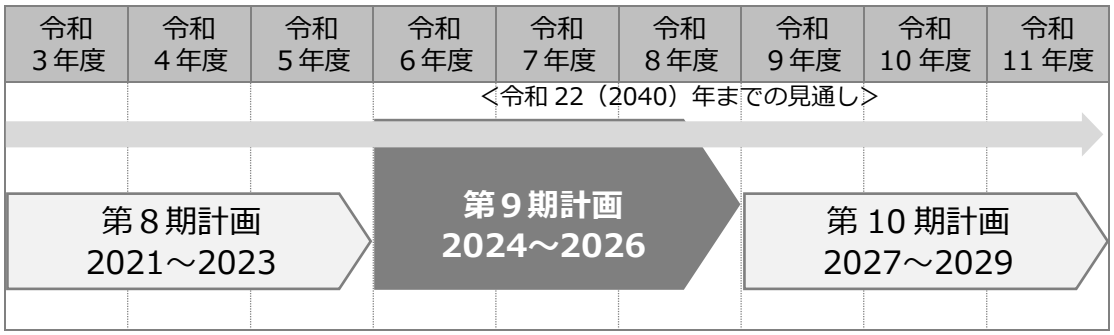

4　計画の策定体制

（１）守谷市保健福祉審議会

保健・医療・福祉団体の関係者、学識経験者、介護保険の被保険者等で構成される本審議会において、計画の方向性や内容等について協議しました。

（２）守谷市地域包括支援センター運営協議会

計画に掲げる各事業に関し、意見を聴取しました。

（３）市民による参加

介護保険及び保健・医療・福祉サービスを利用している要介護者等をはじめ、被保険者である市民の意見を反映させるために、守谷市保健福祉審議会での検討に加え、アンケートとして「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」を実施しました。また、パブリックコメントによる市民の意見を聴取しました。

（４）国や県、市町村相互間の調整

本計画は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本的な指針」という。）を踏まえるとともに、茨城県等と調整した上で策定しました。

５　計画策定に当たっての基本的な視点

介護保険制度については、３年ごとに大きな見直しが行われています。平成26（2014）年６月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療・介護総合確保推進法）」に基づき、第６期計画以降、団塊の世代の高齢者が75歳以上となる令和７（2025）年に向けて、「医療」「介護」「予防」「生活支援」を柱として高齢者の生活を支援していく「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

さらに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けては、介護ニーズの高い85歳以上人口の急速な増加や高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加も見込まれるなど、支援を必要とする人がさらに増加していくことから、複雑化・複合化した支援が求められています。

そのため、本計画においては、令和22（2040）年を見据え、本市の介護・医療資源や市民活動などの実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進に一層取り組んでいきます。

第2章　守谷市の高齢者を取り巻く状況と課題

1　高齢者の現状

（1）人口構成の変化

①　守谷市における人口と高齢化率の推移

住民基本台帳によると、令和５（2023）年４月１日現在の本市の総人口は70,404人で、増加傾向が続いていることがわかります。

年齢３区分別人口をみると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳～64歳）は、ほぼ横ばいとなっているものの、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向で推移しており、平成30（2018）年の14,493人と令和５（2023）年の16,675人を比較すると、約1.2倍となっています。

また、これらを構成比としてみると、年少人口比率、生産年齢人口比率はともにほぼ横ばいとなっています。一方、高齢者人口比率（高齢化率）は増加傾向にあり、平成30（2018）年の21.6%から令和５（2023）年の23.7%と2.1ポイント上昇しています。

■年齢３区分別人口と年齢３区分別人口構成比の推移■

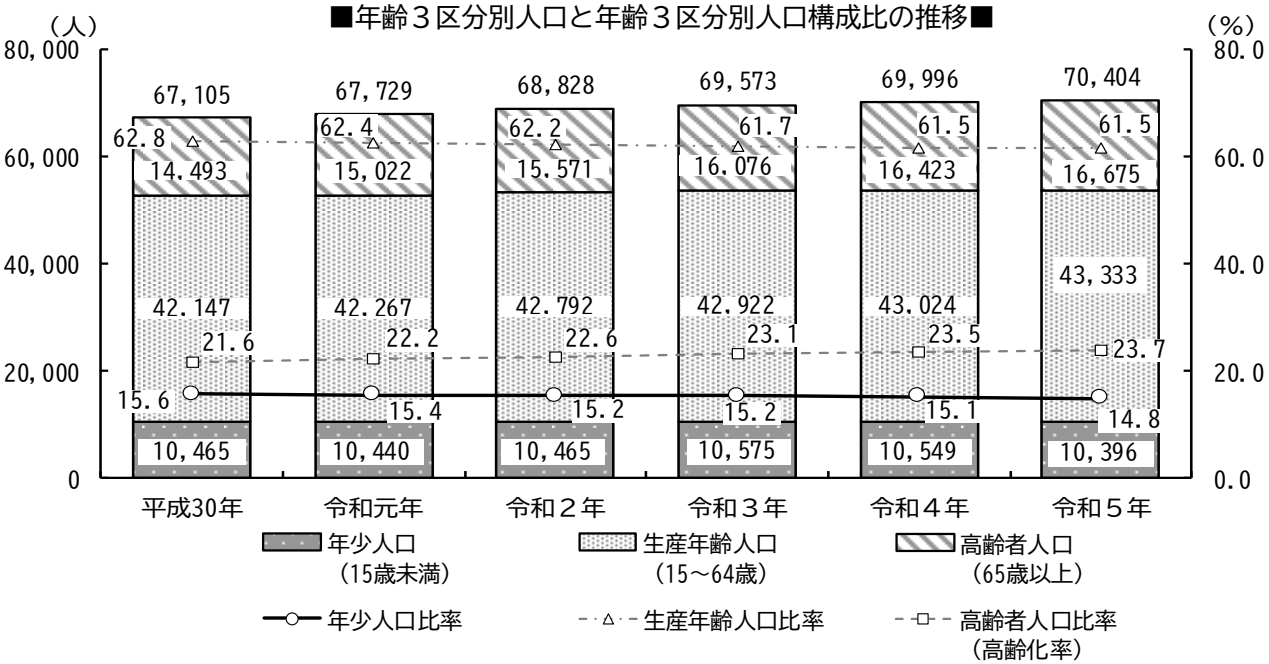

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）
※端数処理のため、年齢３区分別人口の和は必ずしも 100%にならない。

高齢者について、前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）に区分すると、前期高齢者人口は令和元（2019）年から令和４（2022）年まで9,000人を超えていたものの、令和4（2022）年に減少し、令和５（2023）年は8,829人となっています。

一方、後期高齢者人口は上昇を続けており、令和２（2020）年から令和５（2023）年の３年間で1,536人増加し、約1.２倍となっています。

■前期高齢者及び後期高齢者数の推移■

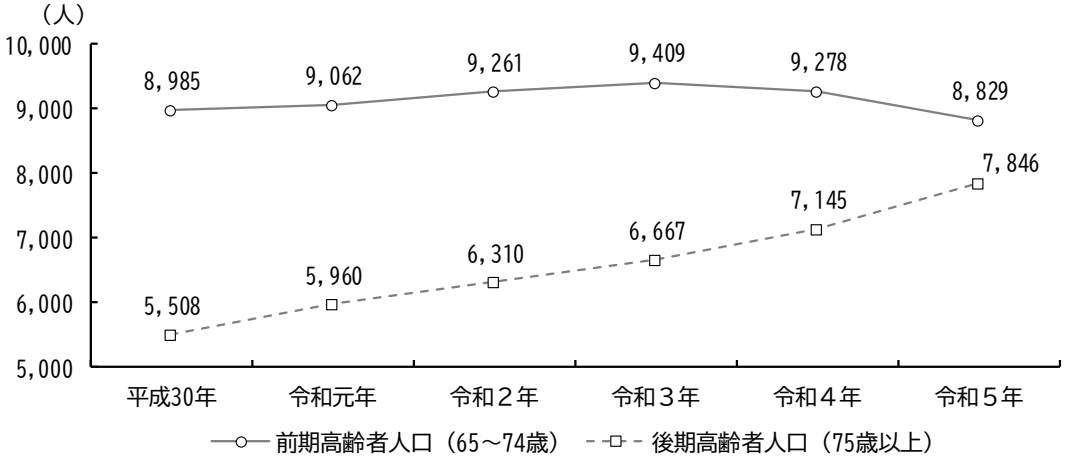

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

②地区別に見た高齢者の状況

住民基本台帳による、市内居住地区別の高齢化の状況は次のとおりです。

みずき野地区は高齢化が最も進んでおり、高齢化率は令和５（2023）年４月１日時点で51.2%となっています。

また、後期高齢者の比率を高い順にみると、みずき野地区では19.4%、大野地区では15.3%、大井沢地区では13.2%となっています。

■地区別の年齢３区分別人口及び高齢化率の状況■

単位：人、％

	みずき野地区	守谷地区	高野地区	大野地区	大井沢地区	北守谷地区	全体
総人口	4,738	27,573	14,851	3,011	3,596	16,635	70,404
年少人口	298	5,345	1,830	397	545	1,981	10,396
生産年齢人口	2,016	17,729	9,715	1,695	2,038	10,140	43,333
高齢者人口	**2,424**	**4,499**	**3,306**	**919**	**1,013**	**4,514**	**16,675**
高齢化率	**51.2**	**16.3**	**22.3**	**30.5**	**28.2**	**27.1**	**23.7**
前期高齢者人口比率	31.8	7.6	11.6	15.2	15.0	15.1	12.5
後期高齢者人口比率	19.4	8.7	10.7	15.3	13.2	12.0	11.1

資料：住民基本台帳（令和５（2023）年４月１日時点）

※端数処理のため、年齢３区分別人口構成比の和は必ずしも 100.0%にならない。

地区別に要支援・要介護認定者数をみると、認定者数が最も多いのは守谷地区（647人）で、次いで北守谷地区（553人）、高野地区（416人）となっています。

高齢者人口に占める認定者数の割合をみると、後期高齢者人口比率が高い大野地区、大井沢地区ではそれぞれ16.0%、15.4%と、他の地区よりも高くなっています。また、みずき野地区は、市内で最も高齢化率が高いにもかかわらず、認定率は10.4%となっており、他の地区に比べて認定者数が少なくなっています。

■地区別にみた要支援・要介護認定者数■

単位：人、％

	みずき野地区	守谷地区	高野地区	大野地区	大井沢地区	北守谷地区	全体
要支援１	41	80	60	22	15	95	313
要支援２	29	77	46	20	18	64	254
小計	70	157	106	42	33	159	567
要介護１	62	157	89	32	43	141	524
要介護２	40	110	84	23	26	97	380
要介護３	37	96	51	21	23	58	286
要介護４	28	77	48	19	23	44	239
要介護５	14	50	38	10	8	54	174
小計	181	490	310	105	123	394	1,603
合計	251	647	416	147	156	553	2,170
65 歳以上人口	2,424	4,499	3,306	919	1,013	4,514	16,675
割合（認定率）	10.4	14.4	12.6	16.0	15.4	12.3	13.0

資料：住民基本台帳（令和５（2023）年４月１日時点）

※「割合」は、65 歳以上人口に占める要支援・要介護認定者の割合を示す。

※市外居住者（住所地特例者）を除く。

③人口の推計

■人口の推計■

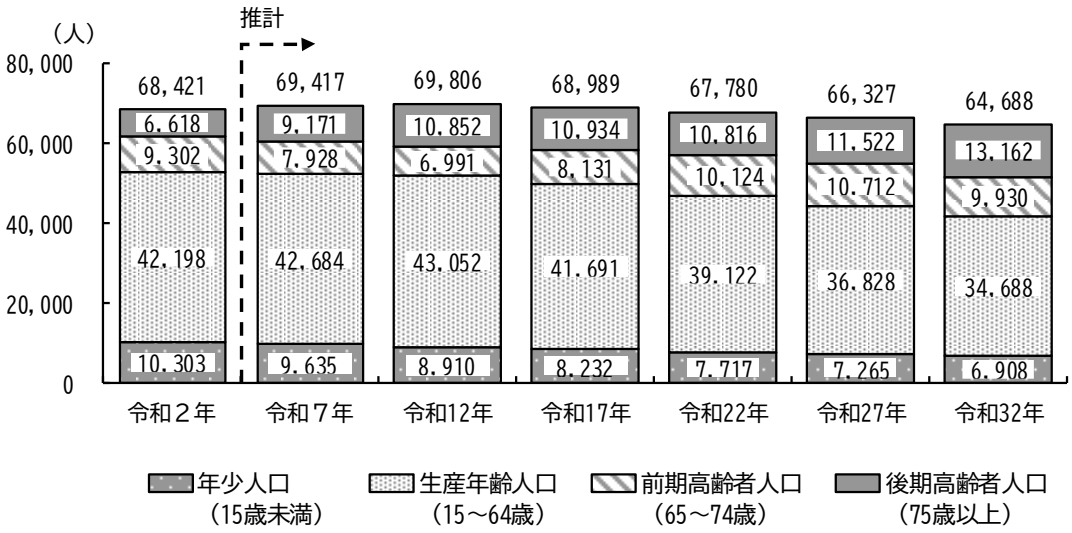

資料：守谷市人口ビジョン

高齢化率は今後も上昇傾向が続くことが見込まれており、令和22（2040）年には30%を超えると推計されています。

■高齢化率の推計■

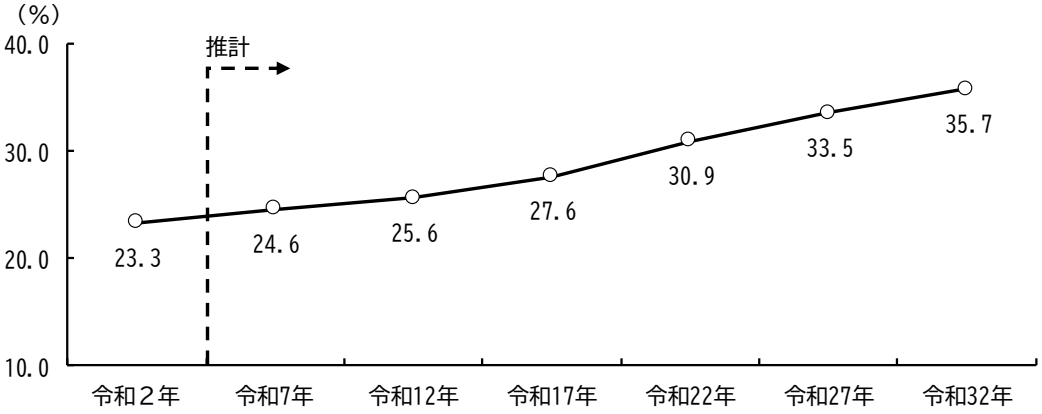

資料：守谷市人口ビジョン

（２）世帯構成の変化

①　世帯数の推移

国勢調査によると、本市の一般世帯数は増加傾向が続いており、平成17（2005）年では18,667世帯であったのが、令和２（2020）年には27,367世帯と、15年間で8,700世帯増加し、約1.5倍となっています。

また、高齢者単身世帯は平成17（2005）年から令和２（2020）年までの15年間で約3.8倍、高齢夫婦世帯は約3.4倍と急増しており、一般世帯の５世帯に約１世帯が高齢者単身世帯・高齢夫婦世帯となっています。

■一般世帯数と高齢者のいる世帯数の推移■

単位：世帯、％

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年
一般世帯数（A）		18,667	22,841	24,856	27,367
	高齢者単身世帯（B）	529	843	1,518	2,036
	比率（B／A）	2.8	3.7	6.1	7.4
	高齢夫婦世帯（C）	1,074	1,763	2,736	3,605
	比率（C／A）	5.8	7.7	11.0	13.2

資料：総務省「国勢調査」

※「一般世帯（A）」には施設の入所者や病院等の入院者等は含まれない。

※「高齢夫婦世帯」とは、夫 65 歳以上妻 60 歳以上の１組の一般世帯をいう。

■一般世帯数と高齢単身者世帯、高齢夫婦世帯数の推移■

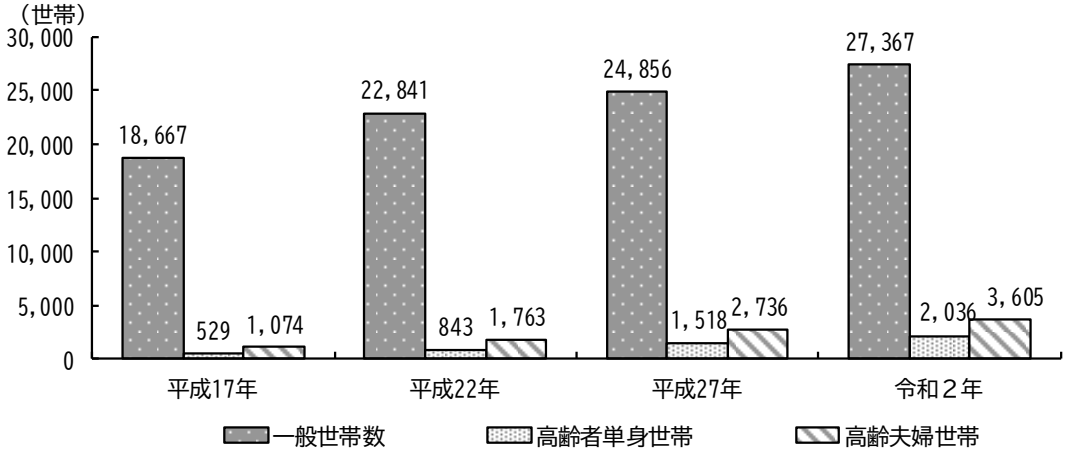

資料：総務省「国勢調査」

（３）就労状況の変化

①　高齢者の就労状況

高齢者の就労状況についてみると、「主に仕事」は令和２（2020）年には2,663人と、平成17（2005）年の約3.2倍となっており、高齢者人口の伸び率よりも高くなっています。また、「家事のほか仕事」は平成17（2005）年では280人であるのに対し、令和２（2020）年では1,005人と、約3.6倍となっています。

また、仕事をした高齢者（65歳以上の「主に仕事」、「家事のほか仕事」の合計）の高齢者人口に占める割合は上昇傾向にあり、令和２（2020）年には約23%となっています。ここから、高齢になっても何らかの仕事に就いている人が増加していることがわかります。

■高齢者の就労状況■

単位：人

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年
高齢者人口		6,491	8,955	12,651	15,847
	主に仕事	840	1,255	2,129	2,663
	家事のほか仕事	280	460	747	1,005
	通学のかたわら仕事	1	1	2	0
	休業者	43	147	119	133
	完全失業者	64	140	77	181

資料：総務省「国勢調査」

※「休業者」とは、「仕事を休んでいた者」をいう。
「完全失業者」は、仕事を探していた者をいう。

■高齢者の就労状況の推移■

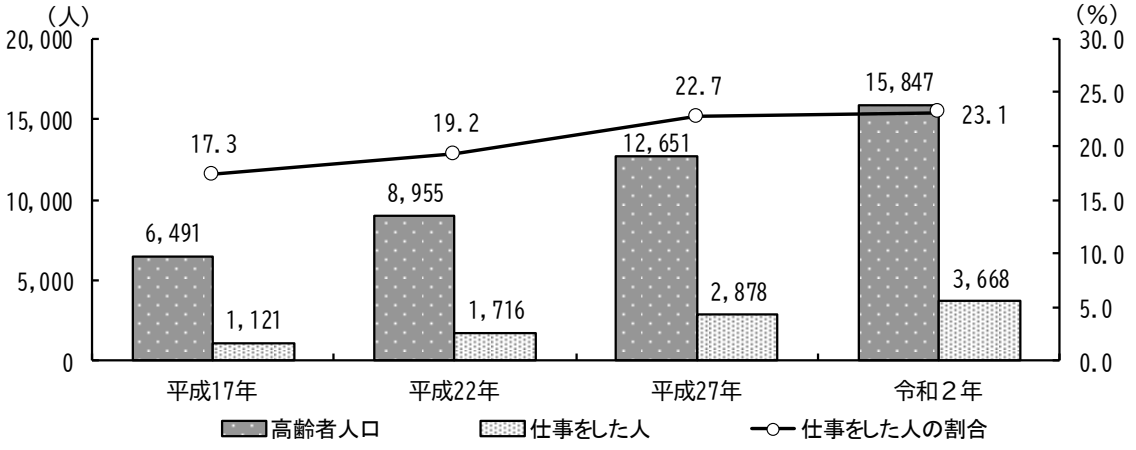

資料：総務省「国勢調査」

（４）平均寿命と健康寿命

①　平均寿命と健康寿命の推移

医療技術の向上や栄養状態、衛生環境の改善により、日本人の平均寿命は年々過去最高を更新し、世界的にも長寿の国の１つとなっています。

平成16（2004）年から令和元（2019）年の平均寿命の推移をみると、男性で2.77年、女性で1.86年の上昇がみられます。同期間の健康寿命（日常生活に制限のない期間）の推移をみると、男性では3.21年、女性では2.69年の上昇がみられます。

介護を必要とする期間（平均寿命と健康寿命の差）は、男性では約９年、女性では約12年となっています。

■健康寿命と平均寿命の推移（男性）■

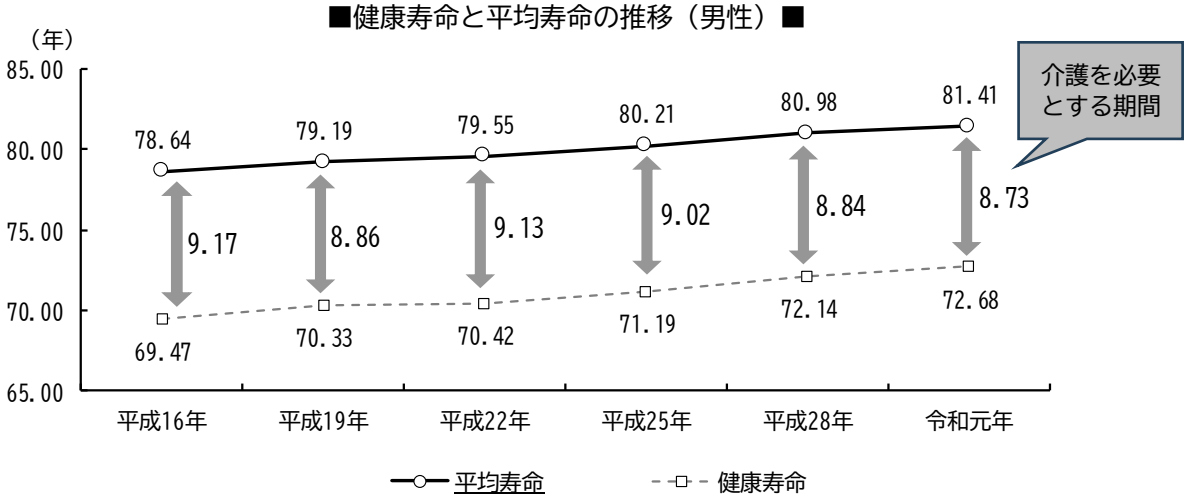

資料：内閣府「令和５年版高齢社会白書」

■健康寿命と平均寿命の推移（女性）■

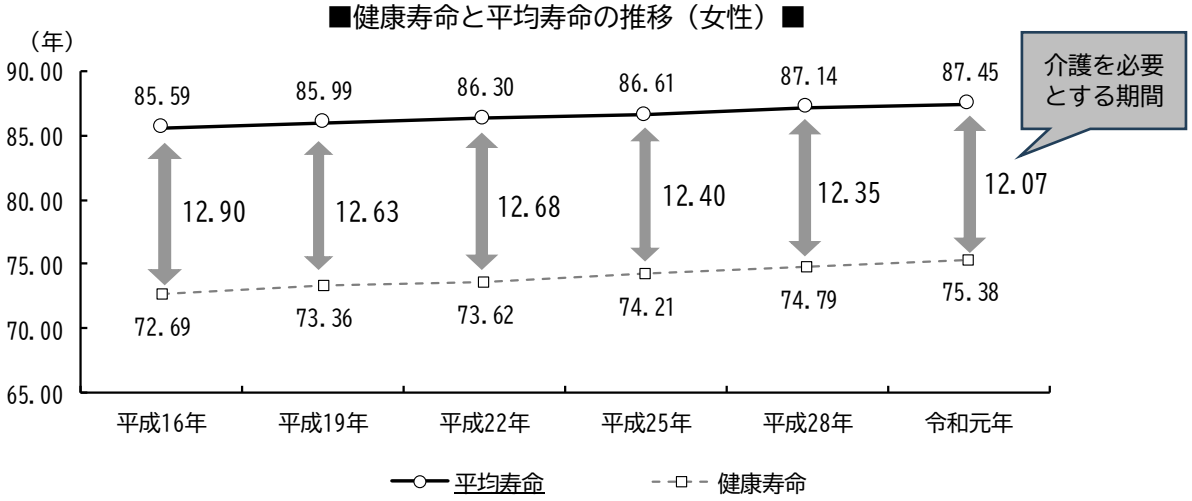

資料：内閣府「令和５年版高齢社会白書」

② 要介護状態となった原因疾病

令和２（2020）年度から令和４（2022）年度の新規要支援・要介護認定者の原因疾病をみると、男性は70歳代前半までは「脳血管疾患」、「悪性新生物（がん）」が１位、２位となっているのに対して、70歳代後半から「認知症」が最も多くなっています。女性は70歳代前半までは「悪性新生物（がん）」が最も多く、70歳代後半から「認知症」が最も多くなっています。また70歳以上では「骨折」が認知症に続いて多くなっています。

男性では、「悪性新生物（がん）」や「脳血管疾患」が上位となっているため、喫煙や飲酒習慣の見直し、高血圧予防を含めた生活習慣病予防や重症化予防が必要です。一方、女性では「骨折」が上位となっていることから、身体機能の低下を防ぐフレイル予防が重要になると考えられます。

また、70歳代後半からは男女ともに「認知症」が上位となっていることから、認知症の予防や共生のまちづくりをも含めた介護予防の取組が重要です。

■性別、年齢別にみた要介護状態となった原因疾病（上位３項目）■

単位：件

			第１位		第２位		第３位	
全体			認知症	288	悪性新生物（がん）	226	骨折	173
性別・年齢	男性		悪性新生物（がん）	133	認知症	127	脳血管疾患	113
		65歳未満	脳血管疾患	17	悪性新生物（がん）	10	認知症	2
		65～69歳	悪性新生物（がん）	19	脳血管疾患	8	認知症	4
		70～74歳	脳血管疾患	30	悪性新生物（がん）	25	認知症	16
		75～79歳	認知症	36	悪性新生物（がん）	32	その他	20
		80～84歳	認知症	41	悪性新生物（がん）	27	脳血管疾患	27
		85歳以上	認知症	28	循環器疾患	26	悪性新生物（がん）	20
	女性		認知症	161	骨折	135	悪性新生物（がん）	93
		65歳未満	悪性新生物（がん）	12	脳血管疾患	9	認知症	2
		65～69歳	悪性新生物（がん）	13	神経疾患	5	脳血管疾患	4
		70～74歳	悪性新生物（がん）	22	骨折	17	認知症	17
		75～79歳	認知症	37	骨折	18	その他	14
		80～84歳	認知症	48	骨折	41	その他	25
		85歳以上	認知症	57	骨折	54	循環器疾患	37

資料：守谷市介護福祉課　介護認定審査会資料（主治医意見書）

新規要支援・要介護認定者疾病割合を性別でみると、男女ともに「認知症」が20%を占めています。

男性の上位は「悪性新生物」「脳血管疾患」と続き、女性は「骨折」「悪性新生物」となっています。

■新規要支援・要介護認定者疾病割合（性別）■

【男 性】

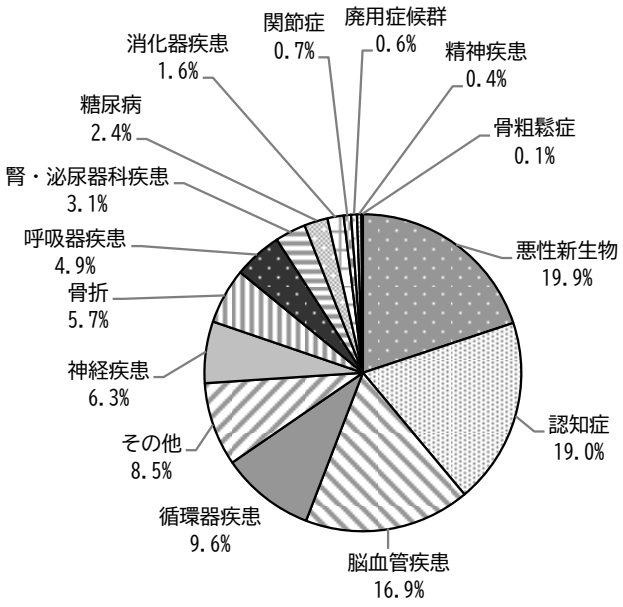

【女 性】

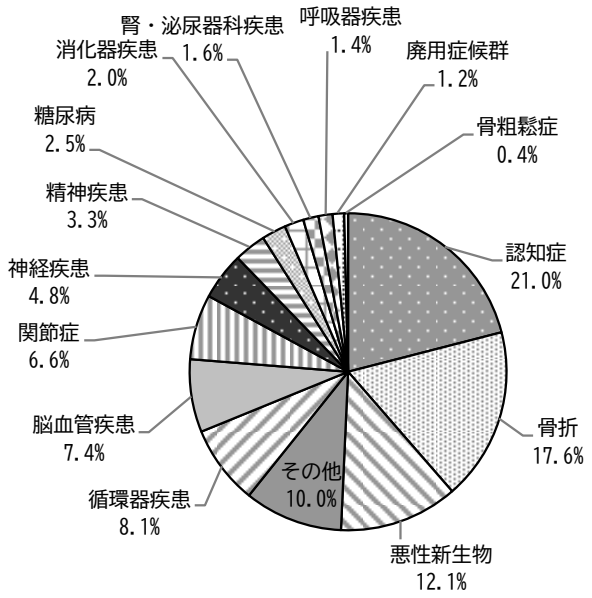

資料：守谷市介護福祉課　介護認定審査会資料（主治医意見書）

新規要支援・要介護認定者疾病割合を年齢別でみると、65歳未満では「脳血管疾患」が41.9%と多くを占め、次いで「悪性新生物（がん）」が35.5%となっています。

高齢になるにつれ「認知症」や「循環器疾患」、「骨折」の割合が高くなる傾向がみられます。

■新規要支援・要介護認定者疾病割合（年齢別）■

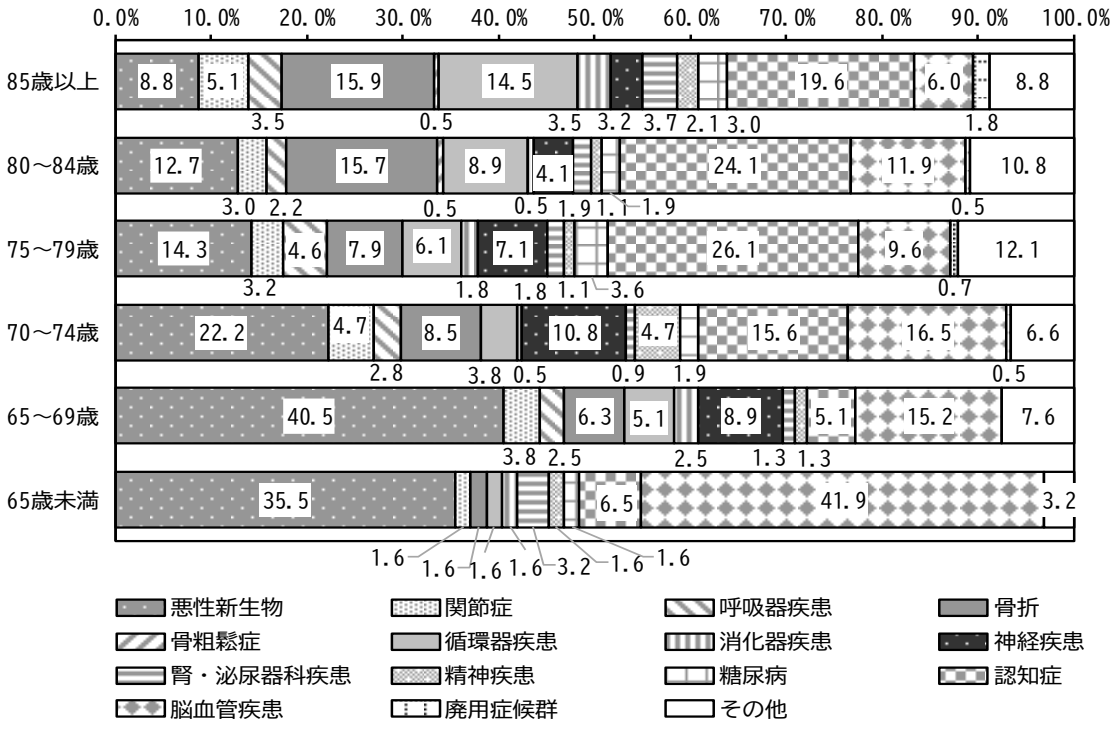

資料：守谷市介護福祉課　介護認定審査会資料（主治医意見書）

新規要支援・要介護認定者疾病割合を要支援・要介護度別にみると、要介護１から要介護３では「認知症」の割合が高く、特に要介護１では40.8%にのぼっています。また、介護度が重くなるにつれ「悪性新生物」が高くなり、要介護２から５では約２割となっています。

■新規要支援・要介護認定者疾病割合（要支援・要介護度別）■

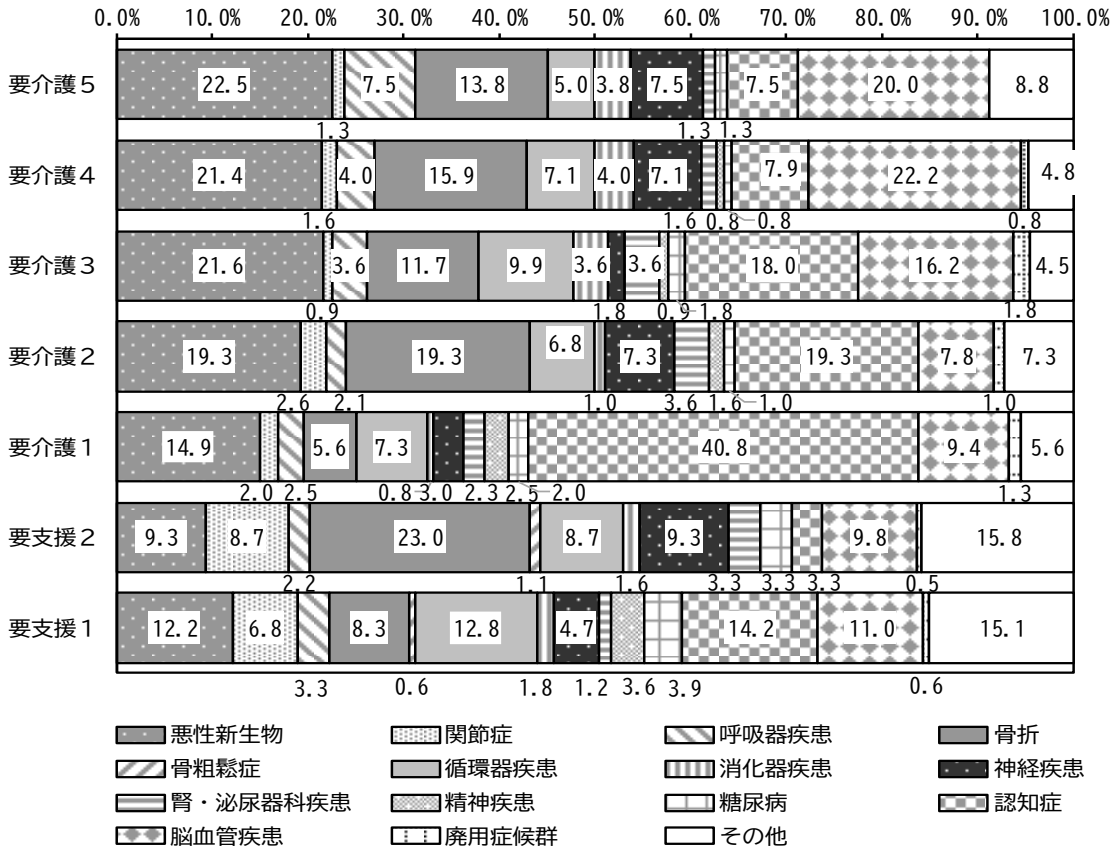

資料：守谷市介護福祉課　介護認定審査会資料（主治医意見書）

２　介護保険給付等の実績

（１）要支援・要介護認定者数と認定率の推移

本市における第1号被保険者（65歳以上）のうち、要支援・要介護認定者数は依然として増加傾向が続いており、令和４（2022）年３月末時点で2,054人と、平成26（2014）年3月末の約1.6倍となっています。今後も高齢者人口は増加が続くことが見込まれることから、認定者数もさらに増加していくと考えられます。

もっとも認定率は、ゆるやかに上昇しているものの、全国、茨城県の値よりも低い水準で推移しています。

■要支援・要介護認定者数の推移■

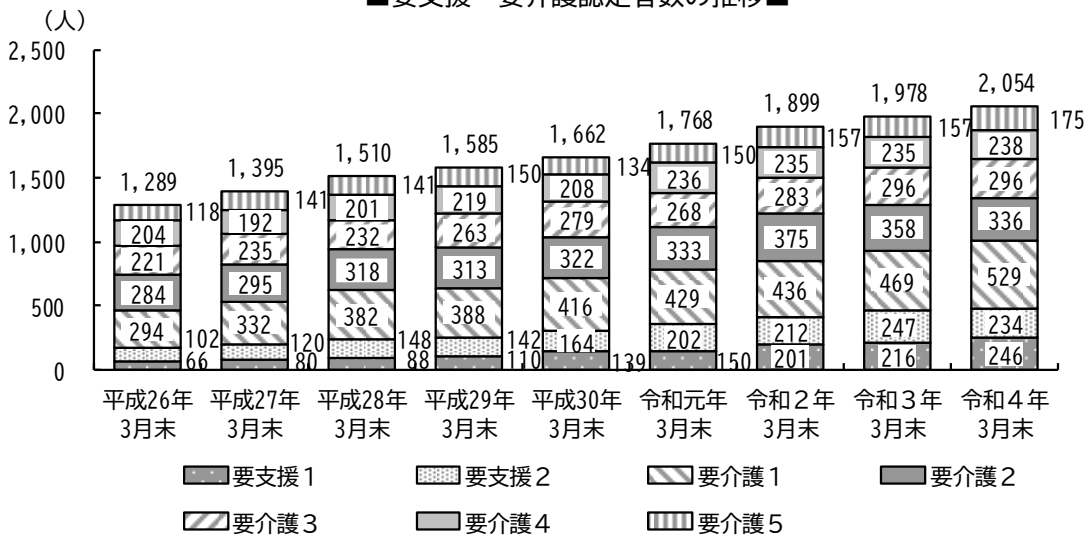

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
（令和３（2021）年、４（2022）年度のみ「介護保険事業計画」月報）

■認定率の推移■

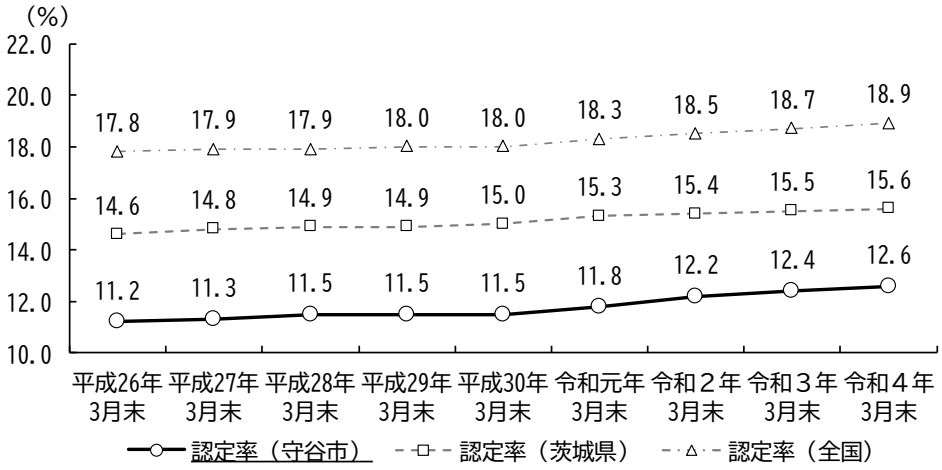

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
（令和３（2021）年、４（2022）年度のみ「介護保険事業計画」月報）

全国、茨城県及び県内他市の調整済み重度認定率（※１）と調整済み軽度認定率の分布をみると、本市の調整済み重度認定率は全国、茨城県よりも低いものの、調整済み軽度認定率は茨城県よりも高くなっています。

令和５（2023）年の要支援・要介護度別の構成割合をみても、本市は全国、茨城県と比べて重度認定者（要介護３以上）の割合が低いものの、要支援１、要支援２を合わせた割合は茨城県よりも高くなっています。認定率を上昇させないよう、また要介護状態が悪化しないよう介護予防及び健康づくりの取組を引き続き強化していく必要があります。

■調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布（令和３（2021）年）■

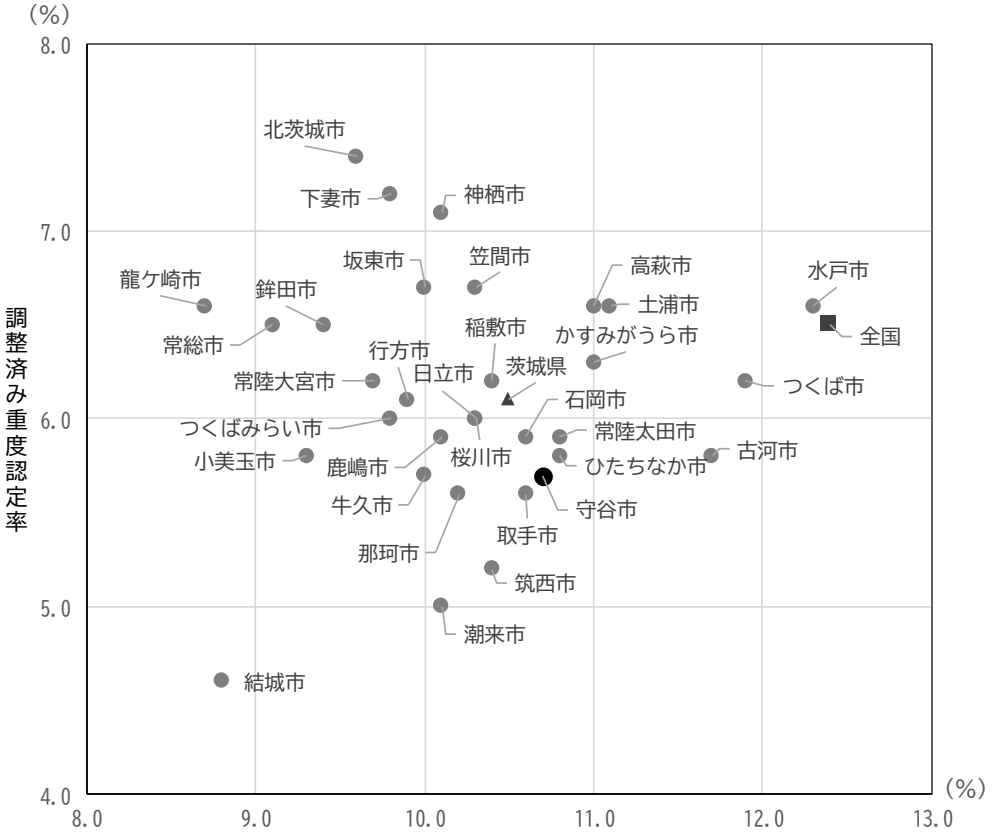

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」
および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

※１調整済み認定率は、認定率の多寡に影響する「第１号被保険者の性・年齢構成」を除外した認定率です。後期高齢者の割合が高い場合、認定率が高くなることから、施策検討のために年齢構成による認定率への影響を除外しています。性・年齢調整をすることで、全国平均と同様になるよう調整し、認定率の地域間での比較がしやすくなります。

■要支援・要介護度別構成割合の比較■

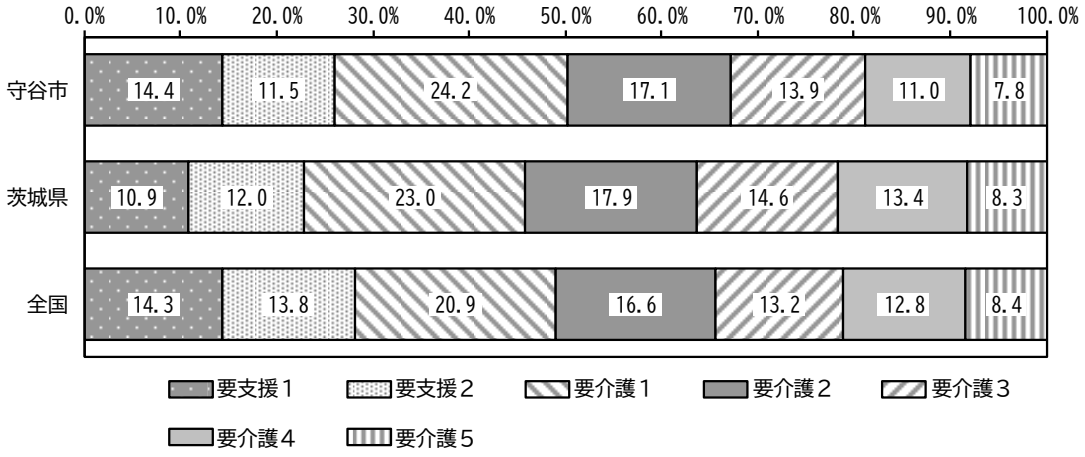

資料：厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」（年）令和５（2023）年３月末日時点
※端数処理のため、構成割合の和は必ずしも 100.0%にならない。

（２）介護保険給付等の推移

①　介護保険サービス利用者数（受給者）と利用者割合の状況

要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用する受給者の平均についてみると、施設受給者数は平成29（2017）年度以降300人前後で横ばいとなっていますが、在宅受給者数は増加傾向が続いており、令和２（2020）年度以降では、1,100人を超えています。

平成29（2017）年度から令和３（2021）年度までの要支援・要介護認定者の伸びをみると、393人程度となっているのに対し、介護保険サービス受給者数平均の増加は195人となっています。

介護保険サービス利用者（受給者）の割合をみると、大きな変化はみられません。

■介護保険サービス受給者数（平均）の推移■

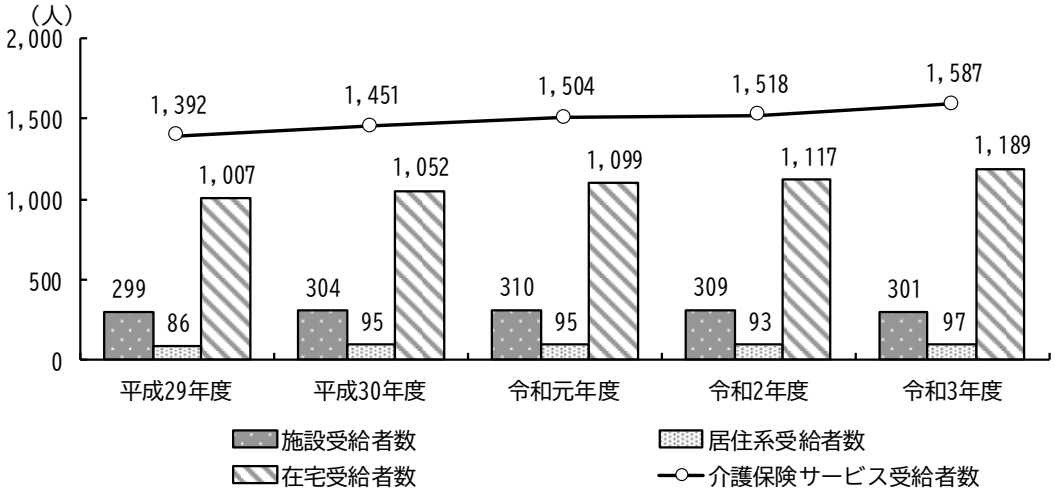

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」より算出（12 か月の平均値）。

■介護保険サービス利用者（受給者）割合の推移■

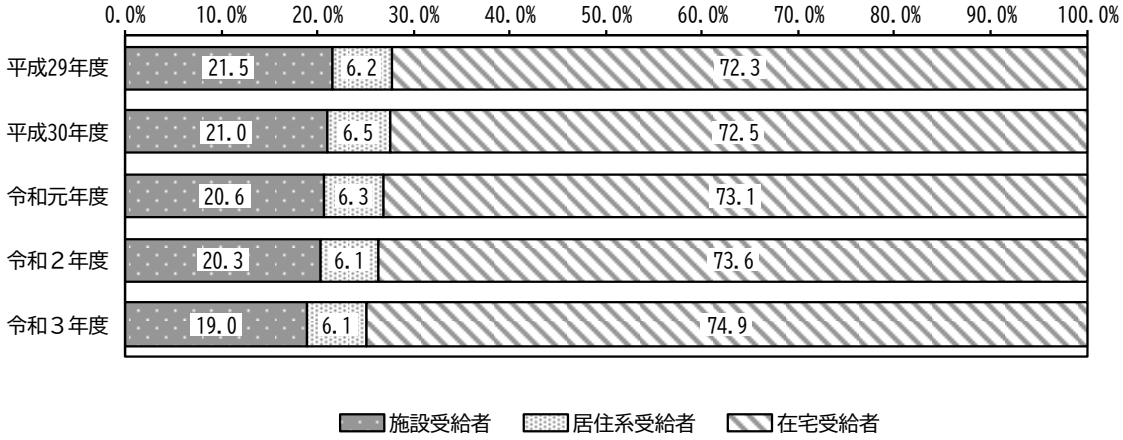

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」より算出（12 か月の平均値）。

※介護保険サービスの種類

種類	サービス名
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設
居住系サービス	(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
在宅サービス	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護(ショートステイ)、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護　等

②　介護費用額と受給者１人当たり給付費の状況

本市の介護費用額をみると、在宅サービス、施設サービスでは増加傾向にあり、その合計は令和２（2020）年度において30億円を突破しています。平成27（2015）年度の値と比較すると、約1.2倍となっています。

■介護費用額の推移■

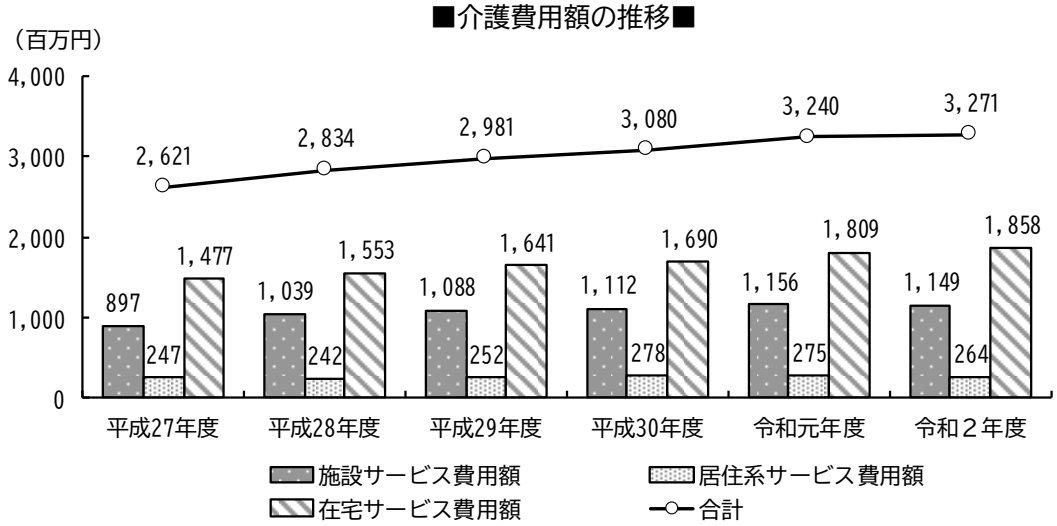

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

第1号被保険者１人当たり給付月額を要介護度別にみると、要介護１以上では茨城県及び全国を大きく下回っています。

■第１号被保険者１人当たり給付月額（要介護度別）の比較■

単位：円

	受給者１人当たり給付月額			比較	
	守谷市	茨城県	全国	対茨城県	対全国
要支援１	128	119	211	9	-83
要支援２	237	274	420	-37	-183
要介護１	2,584	2,944	3,477	-360	-893
要介護２	2,677	3,584	4,112	-907	-1,435
要介護３	3,736	4,711	5,074	-975	-1,338
要介護４	3,375	4,913	5,732	-1,538	-2,357
要介護５	2,719	3,407	4,267	-688	-1,548
合計	15,455	19,951	23,293	-4,496	-7,838

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」（令和４（2022）年）

３　地域包括ケアシステムの構築状況（８期計画の振り返り）

これまで、団塊の世代が全員75歳以上となる令和７（2025）年に向けて地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。本計画期間中に令和７（2025）年

を向かえ、そして団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年が近づくなか、高齢化の進展、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の増加、生産年齢の減少は全国の自治体共通の課題です。

今後、地域包括ケアシステムの更なる深化と地域共生社会への発展につなげるためには、現在の地域包括ケアシステムの構築状況を振り返り、地域の実情にあわせた取組を検討し実行していくことが必要です。

基本目標１：高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり

基本施策１　高齢者の生活を支えるサービスの充実

高齢者が安心して生活をおくるためには、介護保険サービス以外の生活支援サービスも必要となります。緊急通報体制整備事業や、愛の定期便事業をはじめ生活支援サービスの円滑な実施を行いました。

市内の地区単位では、人口の半数が高齢者となっているところもあり、年を経るにつれ高齢者の人口の増加と、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加することが見込まれています。今後も、高齢者のニーズに合った生活を支える支援ができるよう、事業の見直し等検討をしていくことが必要です。

基本施策２　相談支援体制の充実と包括的・継続的ケアマネジメントの提供

高齢者の身近な相談窓口として地域包括支援センターの機能強化のため、令和２年４月から市内を２圏域に分け２法人に業務を委託始しました。委託開始以来、積極的にアウトリーチ型相談を実施し、地域包括支援センターの認知度は徐々に向上し、相談件数も着実に増加しています。

高齢者への支援はもとより、ヤングケアラーを含めた介護者等の多様化・複雑化する相談ケースの増加が予測されることから、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け地域包括支援センターの対応力を強化していくとともに、支援を着実に進めるため、地域への周知活動により地域包括支援センターの認知度を更に高め、関係機関や地域の関係者とのネットワークの構築を続けていく必要があります。

基本施策３　高齢者の社会参加・生きがい対策の推進

地域の公民館や集会場等での交流活動の場へ、専門職が出向き様々な講座を実施していますが、コロナ禍の影響で休止していた期間もあり、サロン活動については参加者が減少してしました。また、サロン活動の担い手である運営ボランティアが不足している問題もあります。

引き続き地域での高齢者の活動機会が得られるよう、生きがい活動をはじめとする地域での交流活動の活性化に向けた支援が必要です。

基本施策４　在宅医療・介護連携の推進

取手市医師会及び管内の市町と連携し、在宅における医療・介護の円滑な提供体制の整備のため、連携体制の強化を図ってきました。

今後、更に連携体制の強化を図るとともに、在宅医療や介護に関する市民への一層の普及啓発活動が必要です。

基本施策５　家族介護者への支援

介護を必要とする高齢者の在宅生活を継続していくためには、介護する家族の負担を軽減する支援は不可欠であるため、家族介護者への支援の事業を実施しました。

今後、認知症高齢者の増加も見込まれていることから、介護者への支援の充実を検討していくことが必要です。

基本施策６　地域共生社会の推進

日常生活圏域６圏域１０地区全てにおいて協議会が設立され、一部の地区では支え合いの取組が実施されています。

生活支援コーディネーターとして配置されている社会福祉協議会の職員が中心となり、各地区における課題の解決に向けた話し合いを継続し、支え合い活動等の取組が推進できるようにしていくことが必要です。

基本目標２：高齢者が元気で自立した生活ができるための支援

基本施策１　介護予防事業の円滑な実施

特定の年齢の高齢者に対し、基本チェックリストを送付し、要支援・要介護状態へ移行のおそれのある高齢者を把握し、介護予防活動へつなげました。

また、介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援事業により、市民への介護予防活動の啓発・支援を行ってきました。

今後、高齢者が自主的に介護予防活動・フレイル予防活動に取り組むことができるよう、様々な方法で幅広く情報発信をする必要があります。

基本施策２　認知症を地域で支える仕組み作り

認知症高齢者が行方不明になった場合の早期発見・迅速な身元判明につなげる見守り体制である認知症高齢者等SOSネットワーク事業の登録者は増加しています。事業の構成機関である協力事業所は60事業所と協定を締結しています。

認知症高齢者の増加が予測されており、地域の見守り体制の強化のため、見守り活動協力事業所の拡大と、認知症サポーター養成講座等の開催により幅広い年齢層に対する啓発活動が必要です。

基本施策３　高齢者の健康づくり

健康で活動的な生活の維持・継続のため、健康づくり施策の推進に取り組みました。

今後も、健康診査の受診勧奨等、健康増進施策の推進が必要です。

基本目標３：高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供

基本施策１　高齢福祉サービスの充実

計画に掲載された事業の円滑な実施に努めました。

高齢者のニーズに合った支援ができるよう、関係機関と連携を図り、随時対応していきます。

基本施策２　高齢者の権利擁護のための支援の充実

健幸長寿課と社会福祉課との協働により、成年後見制度における相談支援体制の中心的役割を担う「中核機関」を設置しました。地域包括支援センターでの相談件数も増加しており、成年後見制度の相談件数は増加しています。

今後、市民への制度の普及啓発の継続のほか、介護保険サービス事業所等関係機関と連携し、支援が必要とする市民の方が円滑に利用できるよう普及啓発が必要です。

基本施策３　安心して暮らせる地域の創出

守谷市防犯連絡員協議会・守谷市防犯パトロール隊と連携したパトロールを実施したほか、メールもりやで防犯情報を配信し防犯意識の高揚を図りました。また、避難行動要支援者名簿の登録・更新を行い、支援を必要とする市民の把握・支援体制の構築を図っています。

平成31年４月からデマンド乗合交通の運行を開始し、現在４台が稼働しています。

今後も、地域公共交通計画に基づきデマンド乗合交通やモコバス路線等の公共交通の見直しを行い、利便性の向上と利用促進につなげることが大切です。

基本目標４：介護保険事業の円滑な実施

基本施策１　介護保険の運営

本人の選択に基づき、適切なサービスが提供されるよう、安定的なサービス提供量の確保を図ってきました。また、所得に応じて利用料の軽減を図るとともに、低所得者等への自己負担の助成を行ってきました。今後も安定的に介護サービスが受けられるよう、真に必要な介護サービスを適切に提供する必要があります。

基本施策２　介護給付・介護予防給付の適正化

介護保険の給付と要介護認定情報を突合させ、状態像に合致しない給付等の抽出をすることができるシステムを導入し、ケアプラン内容の点検及び指導を行い、介護給付費等の適正化を図り、適切な介護サービスを提供しました。

4　アンケート調査から見た守谷市の現状

（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

1）調査の概要

①　調査の目的

第９期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定の基礎資料として、要介護状態となる前の高齢者について要介護状態となるリスクの発生状況やリスクに影響を与える日常生活の状況を把握するとともに、介護予防事業や生活支援サービスの体制づくりの実態を把握するために調査を実施しました。

②　調査対象

令和４（2022）年11月末時点で65歳以上の守谷市民（要介護認定（要介護１～５）を受けている方を除く）14,911人

③　調査期間

令和４（2022）年12月３日～令和４（2022）年12月23日

④　調査方法

郵送による配布・回収

⑤　回収状況

	配布数（件）	回答数（件）	回答率（%）
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	14,911	9,802	65.7

【地区別の回収状況】

	配布数（件）	回答数（件）	回答率（%）
守谷地区	4,068	2,683	66.0
守谷Ａ地区	850	533	62.7
守谷Ｂ地区	1,279	835	65.3
守谷Ｃ地区	730	530	72.6
守谷Ｄ地区	410	292	71.2
守谷Ｅ地区	799	493	61.7
高野地区	2,981	1,932	64.8
大野地区	805	445	55.3
大井沢地区	716	414	57.8
北守谷地区	4,095	2,788	68.1
みずき野地区	2,246	1,535	68.3
無回答	－	5	－

【調査結果の表示方法】

- 回答は各質問の回答数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第２位または第１位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

２）調査結果

ｉ）健康状態について

①　現在の健康状態について

「とてもよい」と「まあよい」を合わせた“よい”の割合は、81.8%となっています。

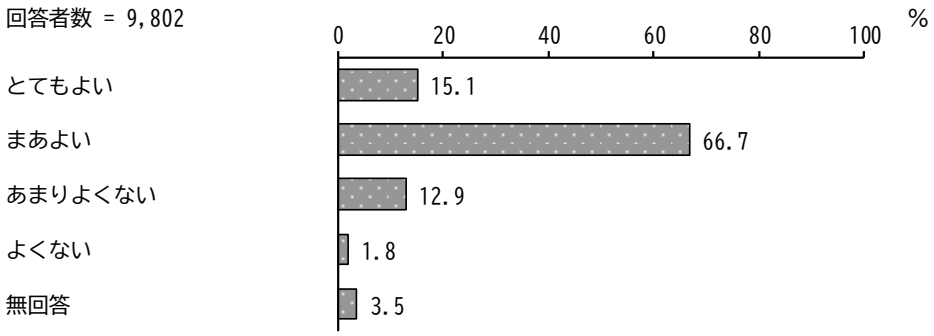

②　生活機能の低下のリスク別の該当者について

「リスク別の該当者」は、以下のようになっています。

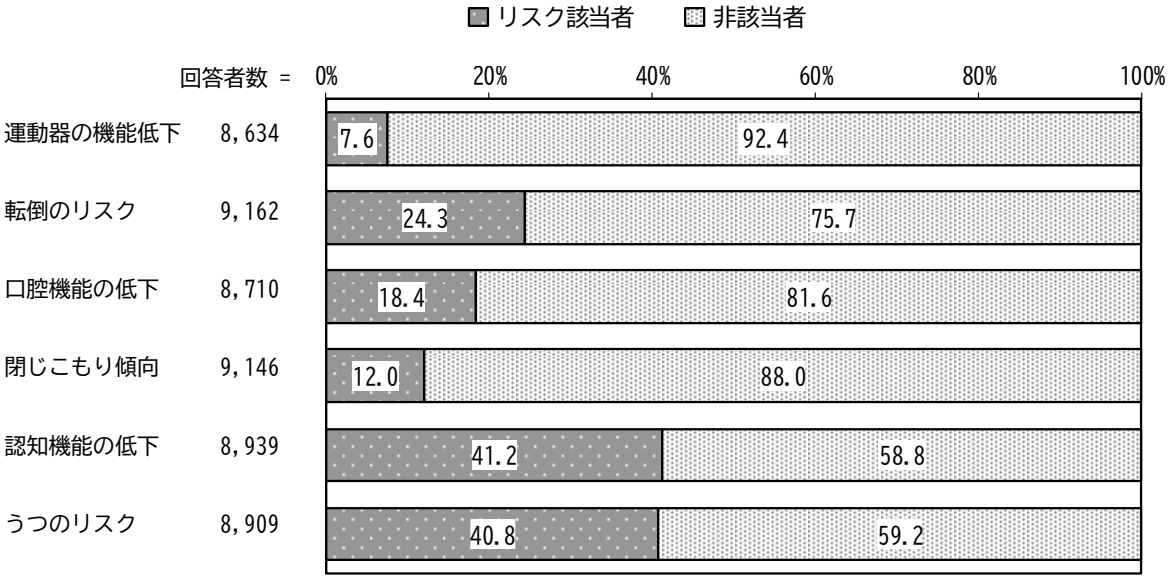

※要支援認定者を除く

（ア）　運動器の機能低下該当者は、男女ともに75歳以上で増加しており、特に女性で該当者の割合が高くなっています。

【運動器の機能低下該当者の性別・年代別】

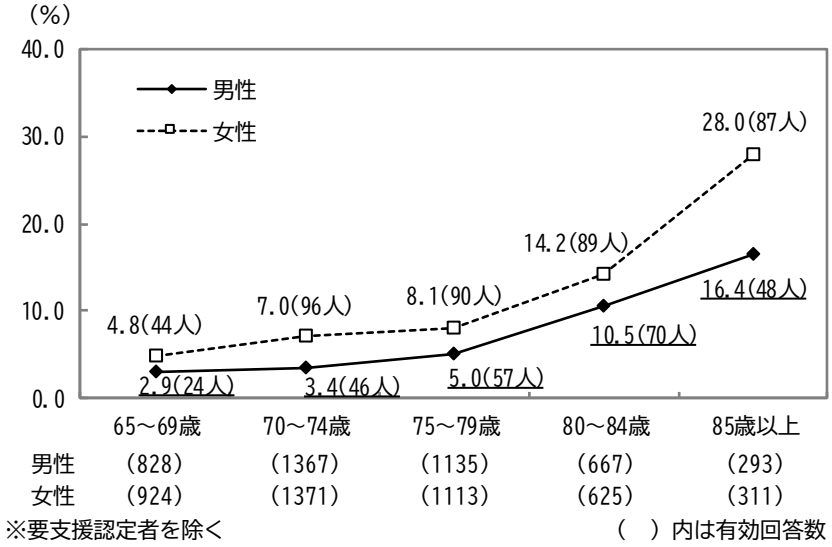

（イ）　閉じこもり傾向は、男女ともに、年齢が上がるにつれ割合が増加しています。特に85歳以上で該当者の割合が高くなっています。

【閉じこもり傾向該当者の性別・年代別】

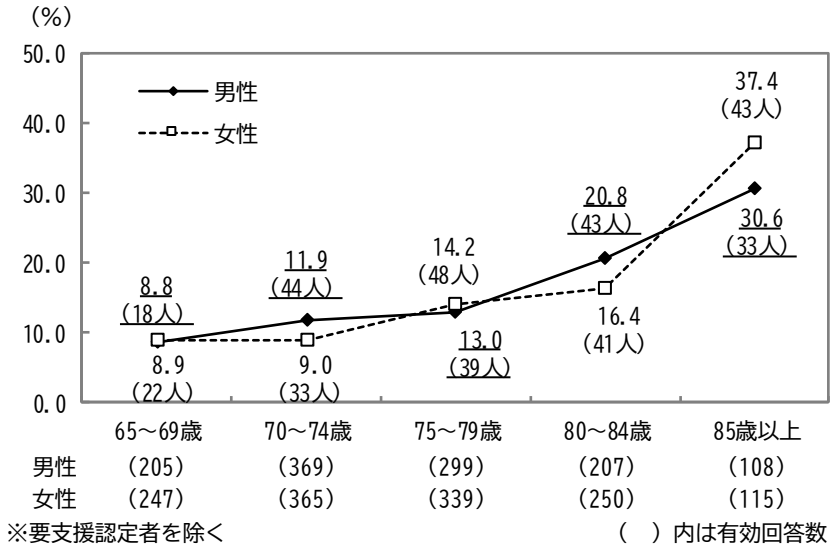

③　外出について

「外出を控えている」と回答した方のその理由について

「足腰などの痛み」の割合が最も高く、次いで「外での楽しみがない」や「交通手段がない」となっています。

「その他」の割合が高くなっているのは、新型コロナウイルス感染症の影響についての選択肢がなかったことに起因していると考えられます。

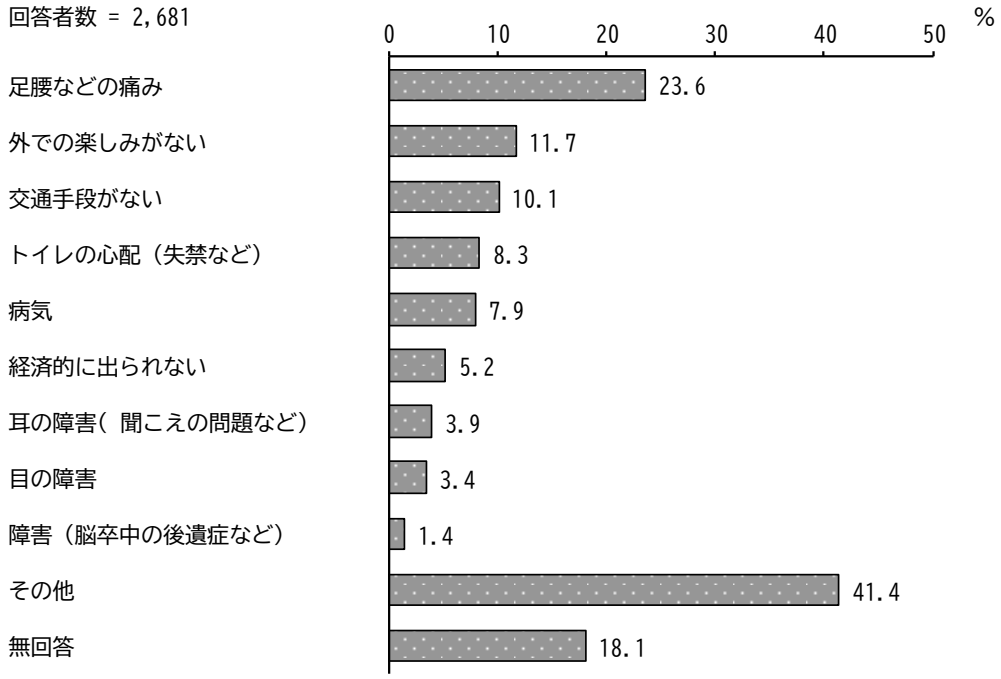

④　現在活用しているアプリについて

「メール」や「ライン（LINE)」を活用している割合は、それぞれ半数を超えています。

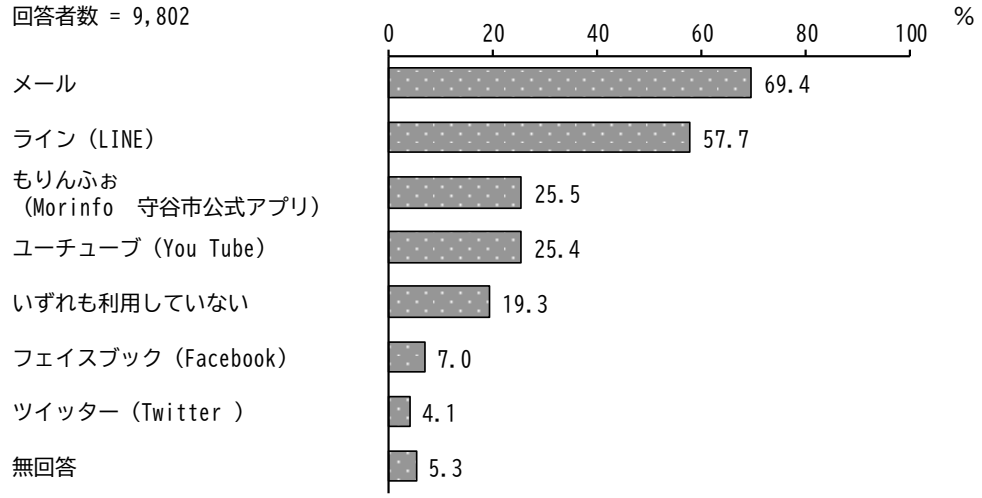

ⅱ）趣味・生きがいについて

①　趣味について

「趣味あり」の割合は、69.6%となっています。

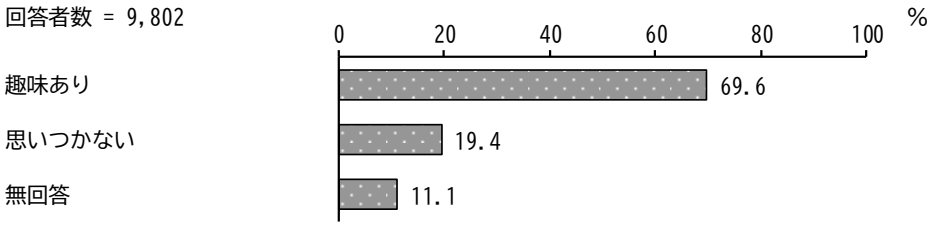

②　生きがいについて

「生きがいあり」の割合は、55.3%となっています。

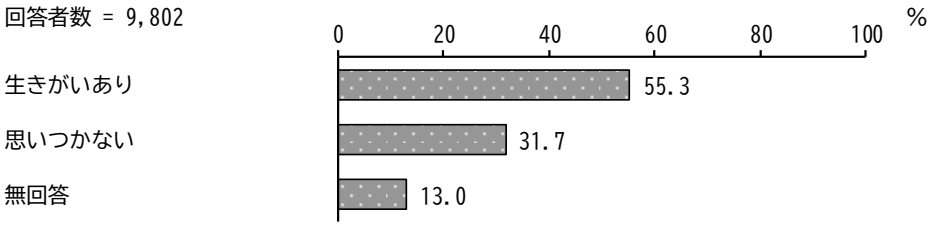

③　会・グループへの参加状況について

「趣味関係のグループ」や「町内会・自治会」、「スポーツ関係のグループやクラブ」等に参加している割合は、3割程度となっています。

区分	回答者数（件）	［参加している］	再掲					参加していない	無回答
			週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回		
①　ボランティアのグループ	9,802	14.4	0.8	1.6	1.8	5.0	5.2	70.9	14.8
②　スポーツ関係のグループやクラブ	9,802	27.6	4.8	9.2	5.5	5.1	3.0	59.1	13.4
③　趣味関係のグループ	9,802	31.1	1.6	4.9	5.7	13.1	5.8	56.1	12.9
④　学習・教養サークル	9,802	8.2	0.3	0.7	1.3	3.6	2.3	74.9	16.9
⑤　シルバーリハビリ体操（ぱたか）	9,802	6.2	0.5	1.1	2.1	1.7	0.8	78.2	15.5
⑥　サロン	9,802	4.8	0.2	0.5	1.2	1.8	1.1	78.3	17.0
⑦　シニアクラブ（老人クラブ）	9,802	4.9	0.1	0.8	0.8	1.2	2.0	78.9	16.2
⑧　町内会・自治会	9,802	31.0	0.3	0.3	0.6	4.3	25.5	54.5	14.5
⑨　収入のある仕事	9,802	25.6	13.5	7.3	1.2	1.7	1.9	60.0	14.4

iii）地域・助け合いについて

①　地域活動の参加意向について

「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた“参加意向”のある方の割合は、57.7%となっています。

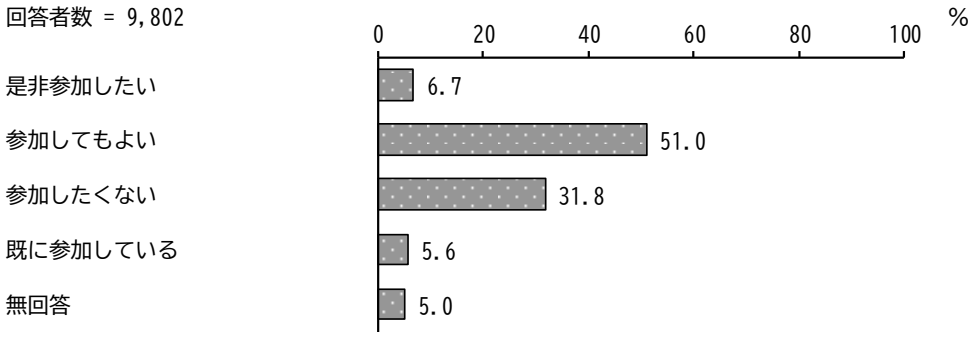

②　友人や知人に会う頻度について

「毎日ある」と「週に何度かある」と「月に何度かある」を合わせた“友人や知人と会う機会”のある方の割合は、59.4%となっています。

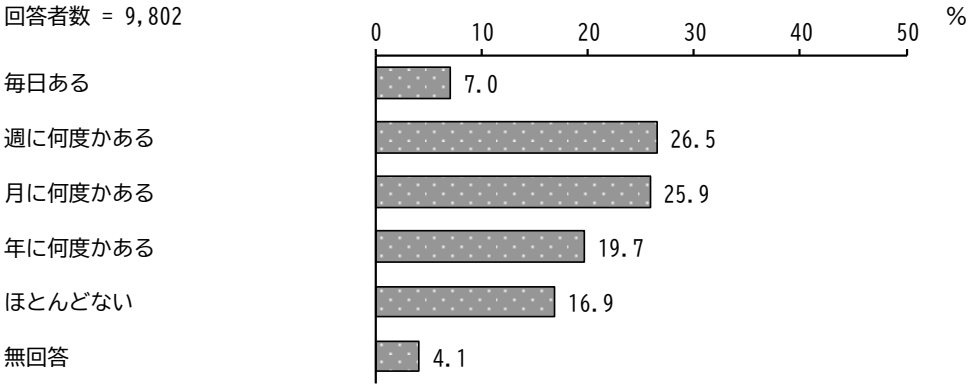

ⅳ）認知症について

①　認知症に関する相談窓口の認知度について

相談窓口を知っている方は、34.6%となっています。

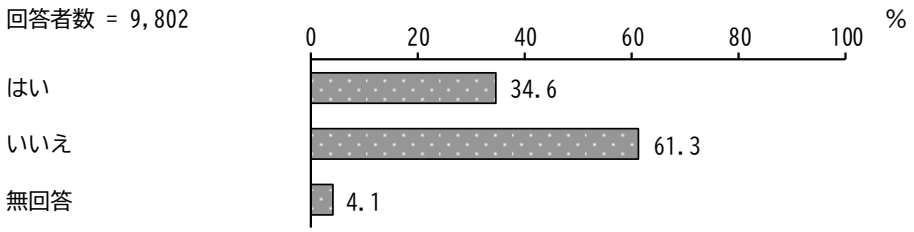

②　知っている相談窓口について

（相談窓口を「知っている」と回答した方のうち）知っている相談窓口は、「市役所」、「かかりつけ医」「地域包括支援センター」の順になっています。

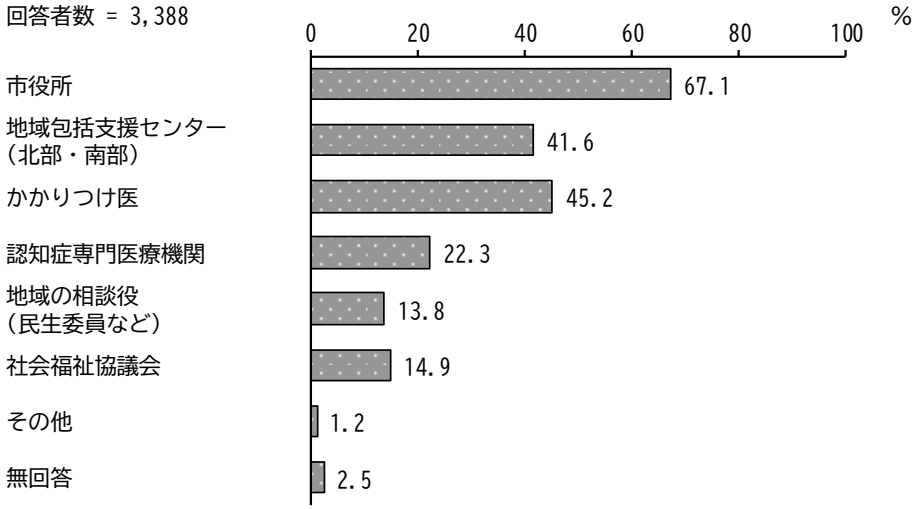

（２）在宅介護実態調査

１）調査の概要

①　調査の目的

第９期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定の基礎資料として、在宅の要介護者にとって必要とされるサービスや、介護者が就労を継続するために必要な体制等を把握し、「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労の継続」に有効な介護サービスのあり方や整備の方向性を検討するため調査を実施しました。

②　調査対象

要支援・要介護認定を受けている守谷市民　625人

③　調査期間

令和３（2021）年12月～令和４（2022）年12月

④　調査方法

認定調査員による聞き取り調査

⑤　回収状況

	回答数（件）	回答率（%）
在宅介護実態調査	625	100.0

【調査結果の表示方法】

- 回答は各質問の回答数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第２位または第１位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

２）調査結果

①　家族や親族からの介護の有無

「ほぼ毎日ある」の割合が62.9%と最も高く、次いで「ない」の割合が19.4%となっています。

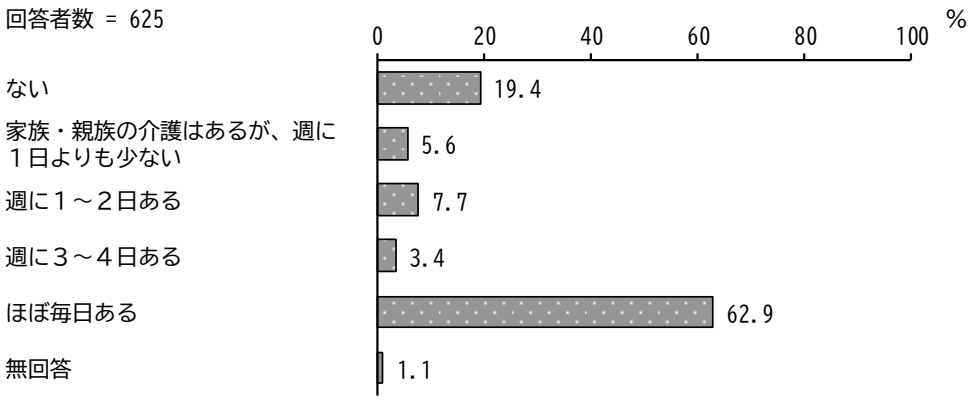

②　主な介護者

「子」の割合が46.5%と最も高く、次いで「配偶者」の割合が33.6%、「子の配偶者」の割合が11.3%となっています。

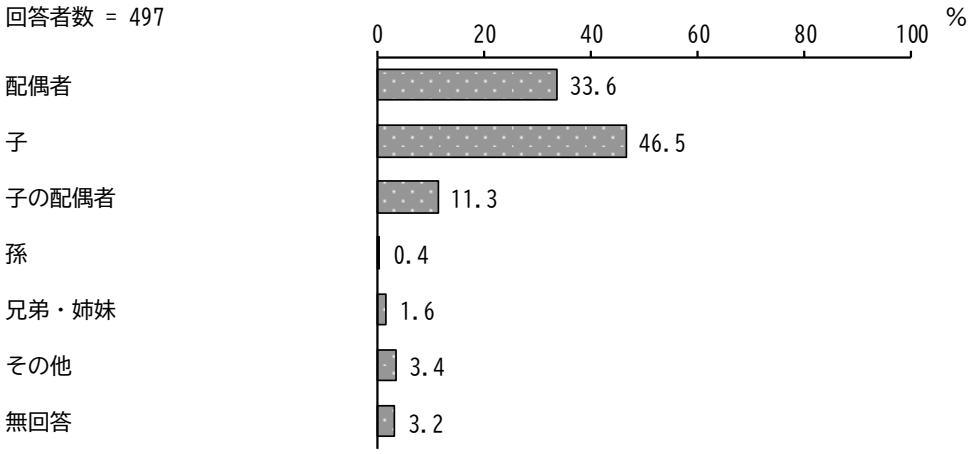

③　主な介護者が行っている介護等

「その他の家事（掃除、洗濯、買い物　等）」の割合が83.9%と最も高く、次いで「食事の準備（調理等）」の割合が71.8%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」の割合が70.6%となっています。

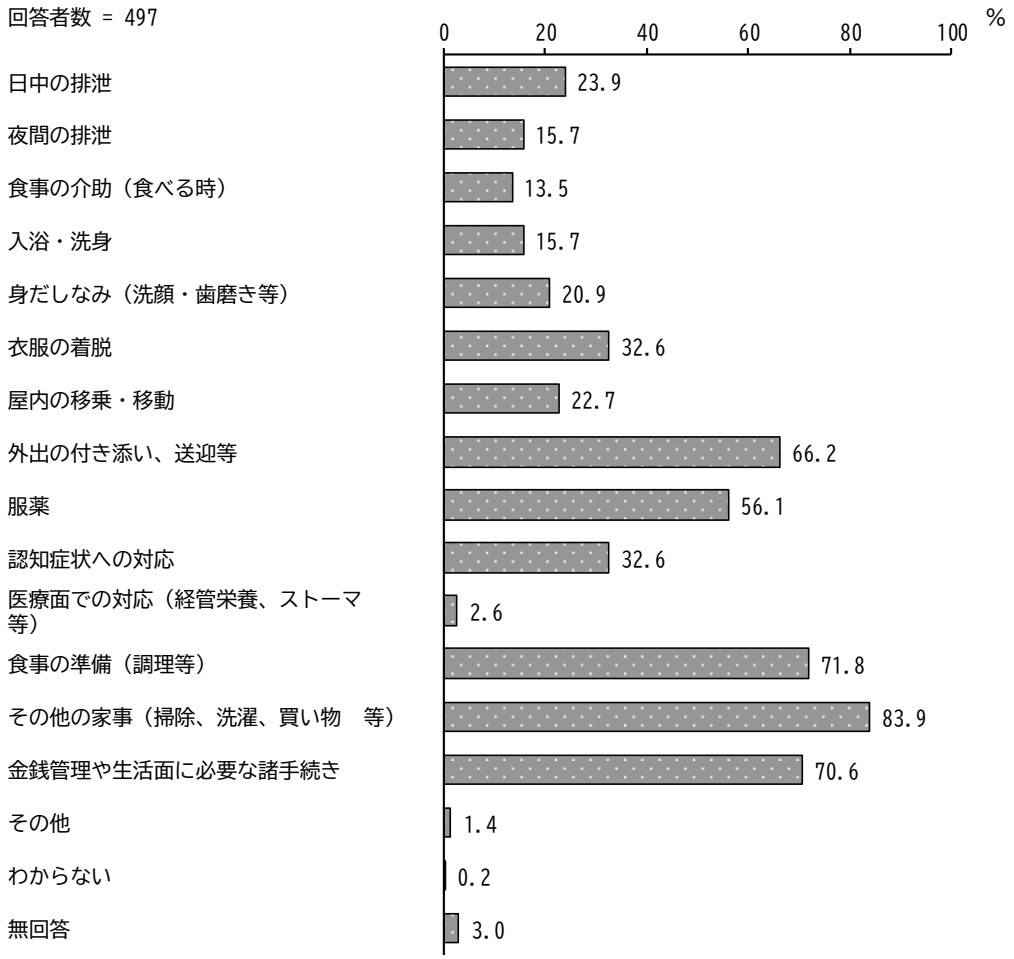

④　今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

「特になし」の割合が58.1%と最も高く、次いで「見守り、声かけ」の割合が10.1%、「外出同行（通院、買い物など）」の割合が9.1%、「移送サービス（介護・福祉ﾀｸｼｰ等）」の割合が8.5%となっています。

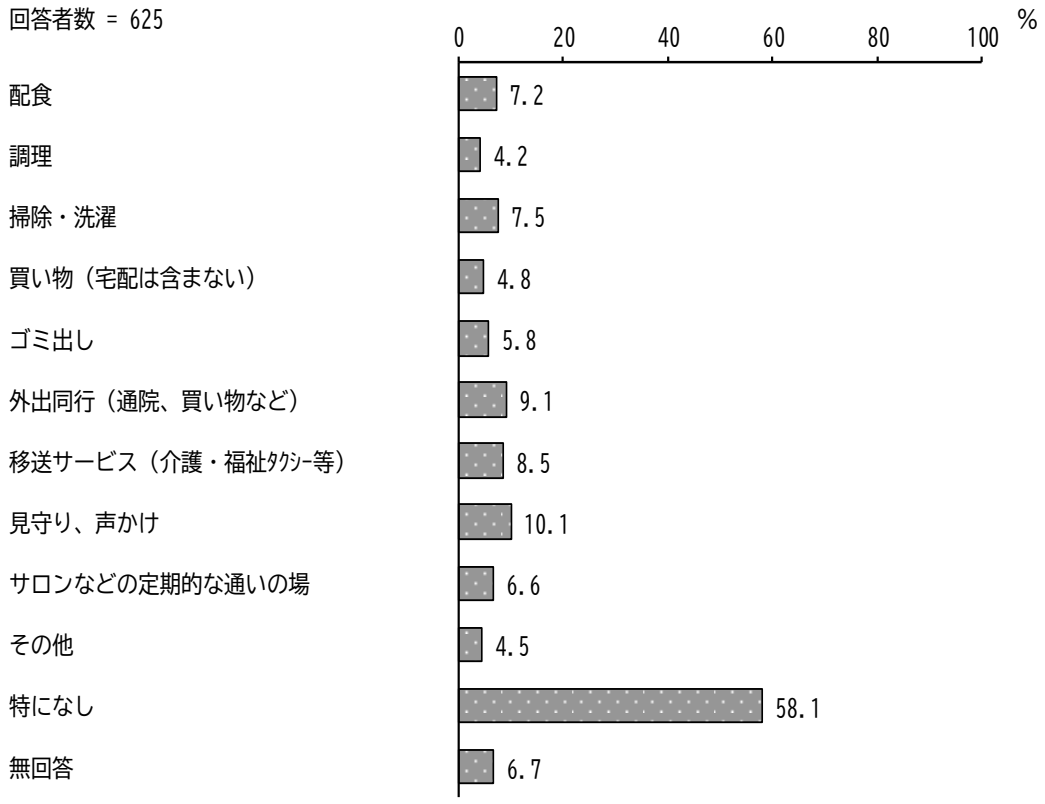

⑤　主な介護者の方が不安に感じる介護等

「認知症状への対応」の割合が31.0%と最も高く、次いで「夜間の排泄」の割合が19.5%、「日中の排泄」の割合が19.3%となっています。

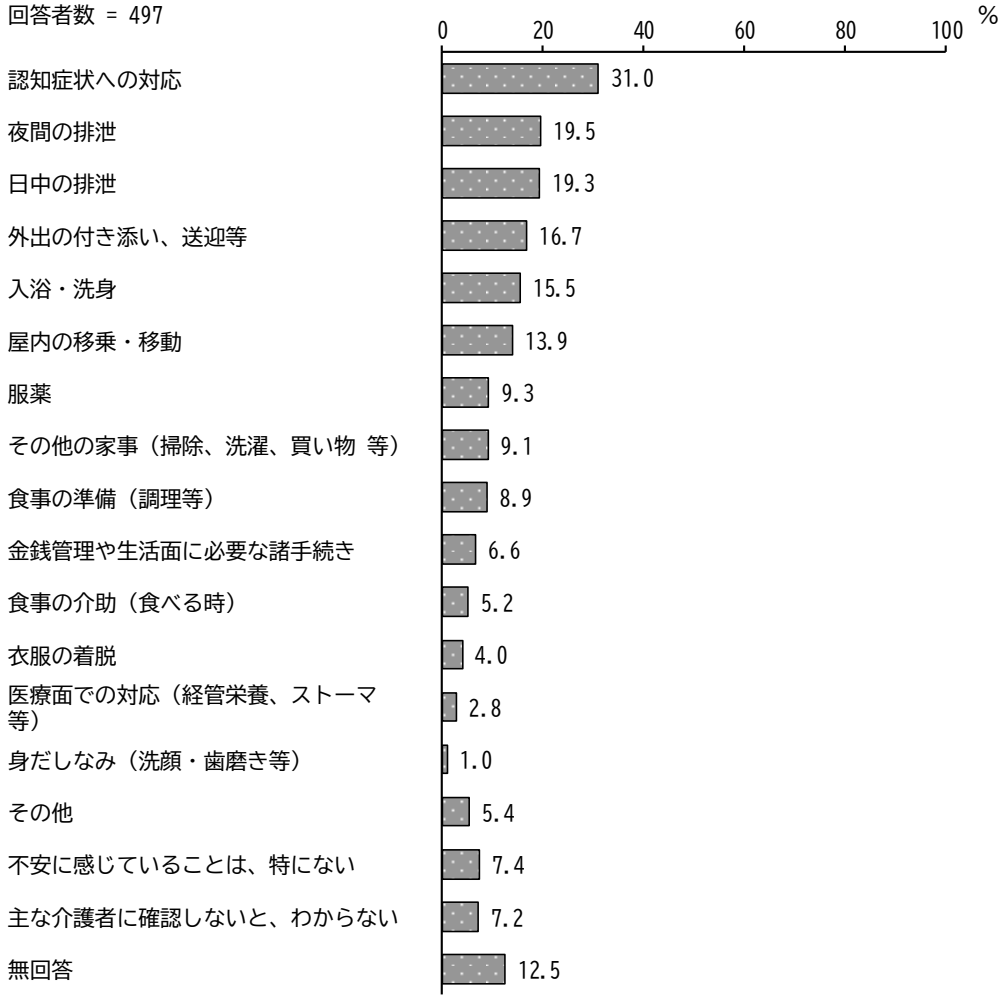

⑥　要介護度別・介護者が不安に感じる介護

介護者が不安に感じる介護を二次判定結果別にみると、「要支援１・２」では「外出の付き添い、送迎等」が38.0%ともっとも割合が高く、次いで「その他の家事（掃除、洗濯、買い物 等）」が22.8%、「食事の準備（調理等）」が15.2%となっています。「要介護１・２」では「認知症状への対応」が46.8%ともっとも割合が高く、次いで「夜間の排泄」が25.3%、「日中の排泄」が22.1%となっています。「要介護３以上」では「認知症状への対応」が37.4%ともっとも割合が高く、次いで「日中の排泄」が35.4%、「夜間の排泄」が25.3%となっています。

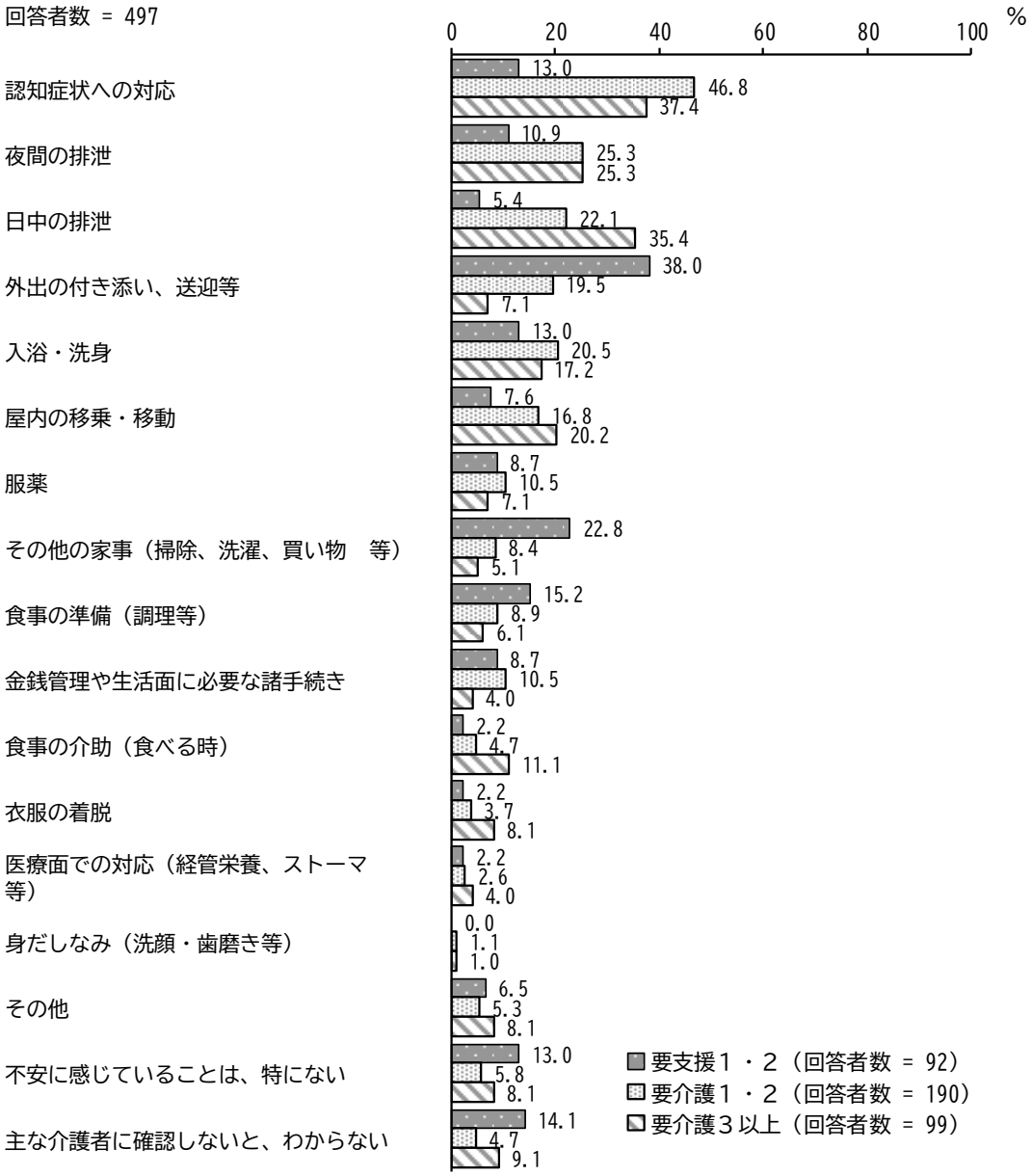

（３）介護サービス事業所調査

１）調査の概要

①　調査の目的

第９期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定の基礎資料として、介護職員の雇用状況、災害時や感染症対策等の体制を把握するとともに、今後守谷市に求められる介護サービス等を把握するために調査を実施しました。

②　調査対象

守谷市内の介護保険施設及び居宅介護事業所を有している法人　36法人

③　調査期間

令和４（2022）年12月9日～令和４（2022）年12月28日

④　調査方法

郵送による配布・回収

⑤　回収状況

	配布数（件）	回答数（件）	回答率（%）
介護サービス事業所	36	24	66.7

【調査結果の表示方法】

- 回答は各質問の回答数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第２位または第１位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

２）調査結果

①　特に人材確保の困難な職種

「介護福祉士」の割合が63%と最も高く、次いで「看護師・准看護師」の割合が42%、「ケアマネジャー（介護支援専門員）」の割合が29%となっています。

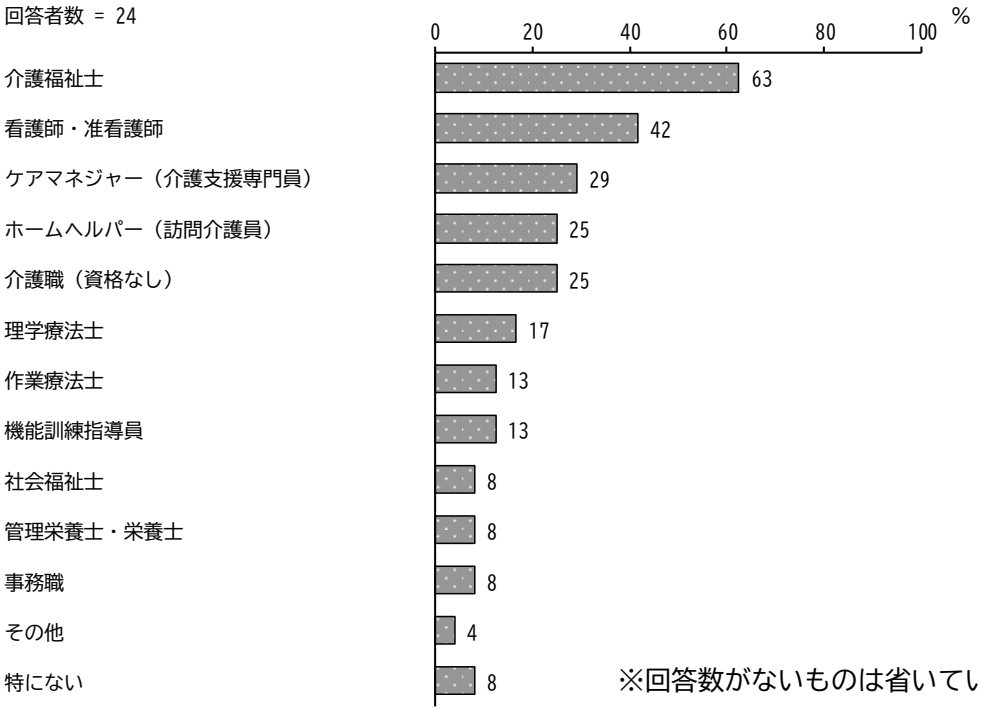

※回答数がないものは省いています。

②　人材の確保・育成や早期離職防止と定着促進に有効だった支援策

「処遇改善のための助成」の割合が54%と最も高く、次いで「福利厚生の充実支援」の割合が29%、「ＩＣＴ等の活用支援（業務の効率化、利用者情報の共有、医療連携、介護連携など）」、及び「資格取得助成金」の割合が21%となっています。

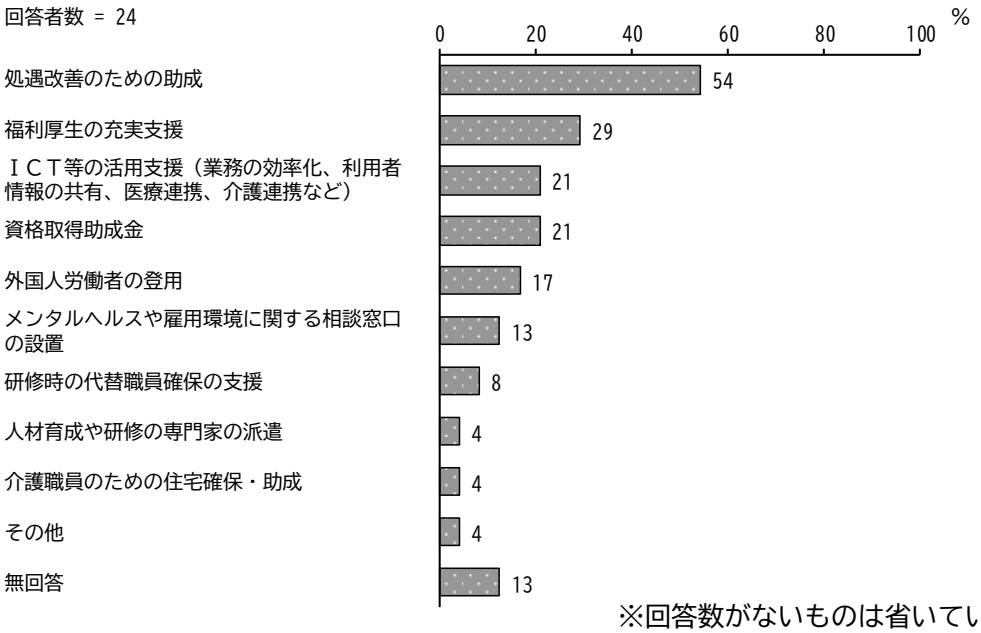

※回答数がないものは省いています。

③　不足している又は今後不足すると感じている介護サービス

「訪問介護」の割合が50%と最も高く、次いで「居宅介護支援」の割合が29%、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、及び「夜間対応型訪問介護」の割合が21%となっています。

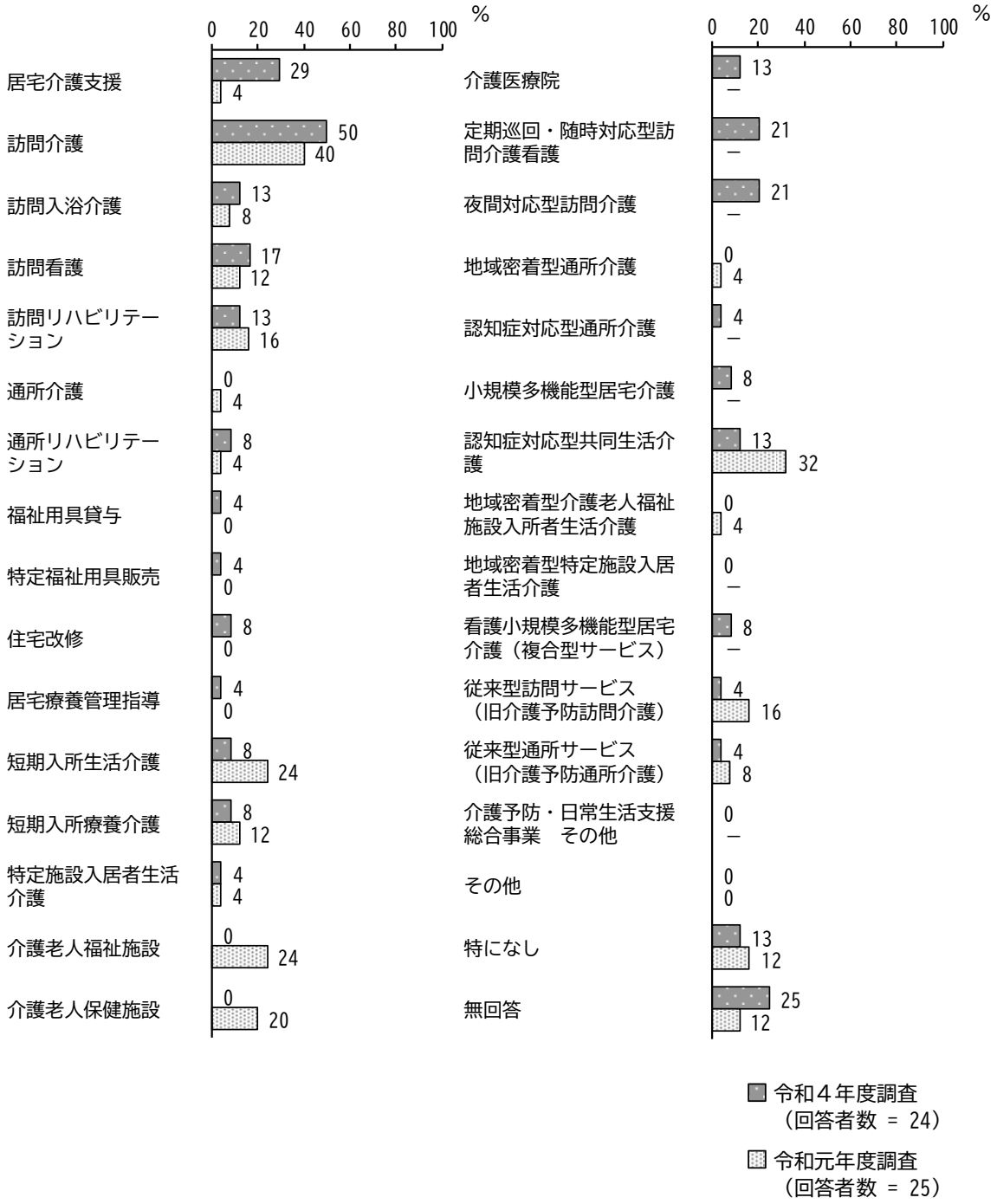

④　今後ニーズが高まると想定される介護サービス

「訪問介護」の割合が46%と最も高く、次いで「居宅介護支援」の割合が29%、「訪問看護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、及び「夜間対応型訪問介護」の割合が21%となっています。

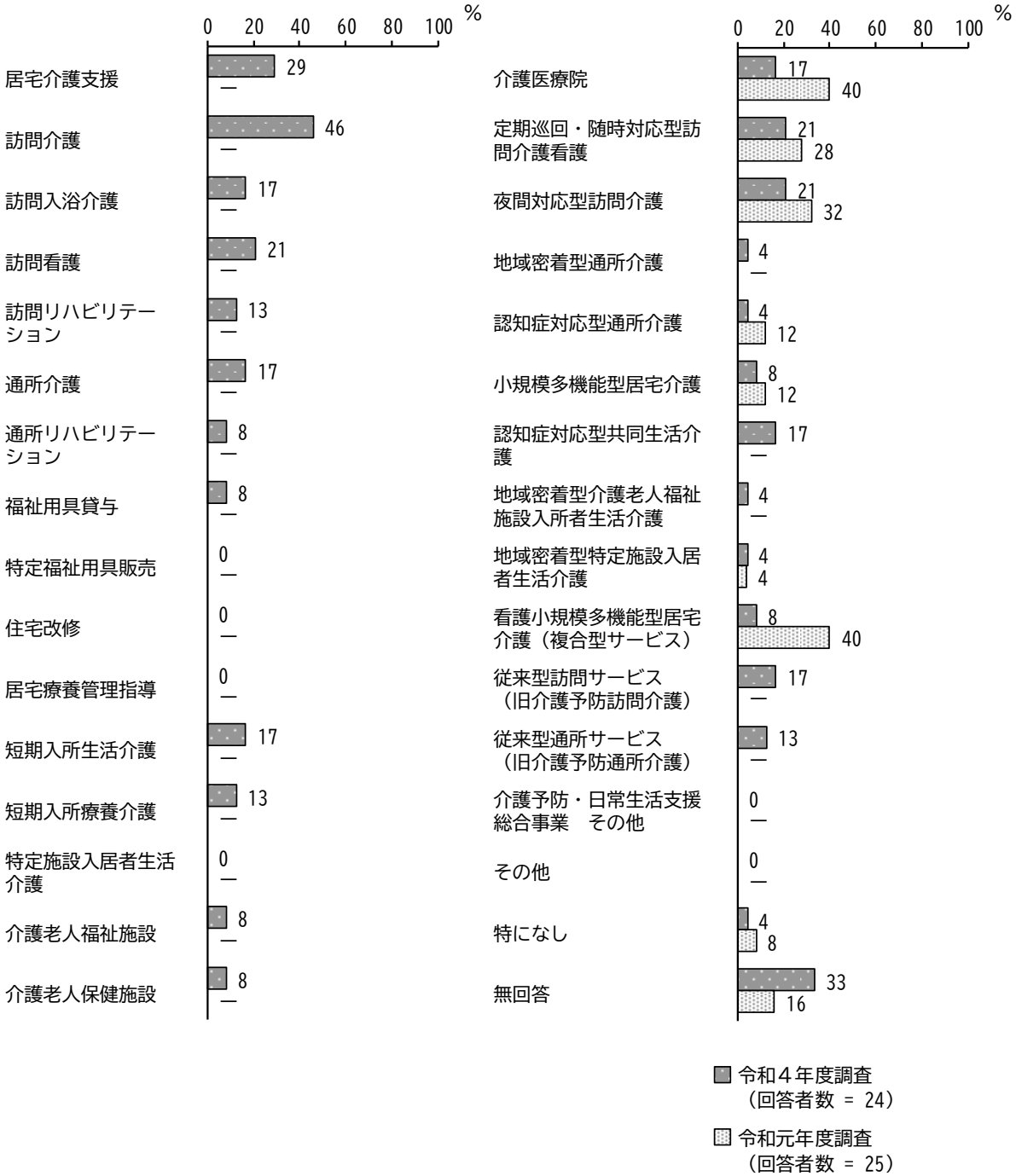

５　地区ごとに見た守谷市の特徴

本市の日常生活圏域ごとの特徴を抽出します。

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通事情等社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等の条件を総合的に勘案して定める圏域です。

本市では、守谷地区(守谷Ａ～Ｅ地区)、高野地区、大野地区、大井沢地区、北守谷地区、みずき野地区の６つの圏域を設定しています。

■守谷市の日常生活圏域■

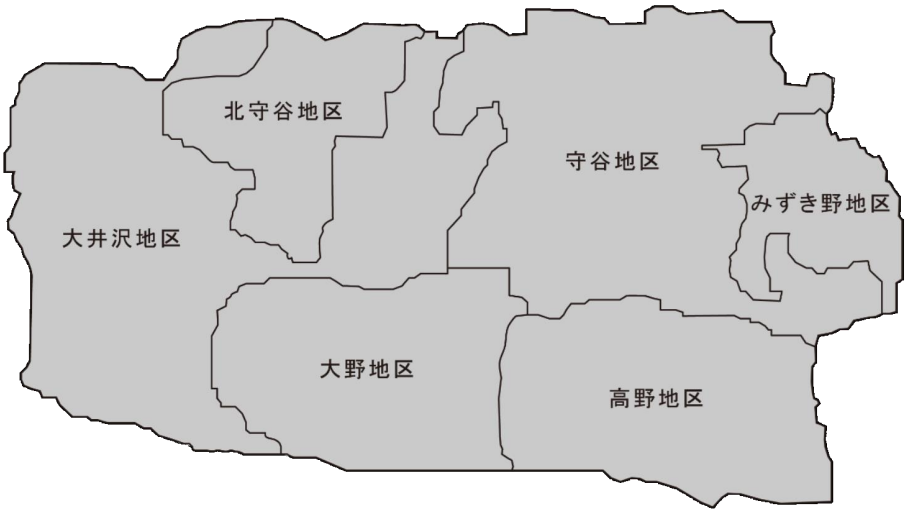

■日常生活圏域の住所区分■

圏域名称			住所
守谷地区			赤法花、小山、中央、同地、ひがし野、本町、松並、松並青葉、百合ケ丘
	守谷Ａ地区	地区	愛宕、新愛宕、小山、セザール取手西、奥山新田、奥山本田、辰新田、下新田、サンクレイドル守谷、柿の沢第２
	守谷Ｂ地区		栄町、清水、岩町、岩東町会、原本町、大原、原、北園、松並青葉西、松並青葉東、レーベン守谷
	守谷Ｃ地区		海老原町、黒内、サーパスシティ守谷、旭町、レクセルプラザ守谷、ライオンズ守谷駅前プレミアム、土塔新山、土塔中央、土塔本町、やなぎ町高砂町、さつき台
	守谷Ｄ地区		ひがし野（ひがし野一丁目～三丁目)、ひがし野四丁目、ブランズシティ守谷、サーパス守谷、
	守谷Ｅ地区		同地、赤法花、城山、城内、山王様前、左近、下町、つくし野、若松町坂町、新町、上町、仲町、守谷コモンズ、上若自治会
高野地区			乙子、けやき台、高野、鈴塚、松ケ丘、美園
大野地区			大柏、野木崎、緑一丁目
大井沢地区			板戸井、大木、大山新田、立沢、緑二丁目
北守谷地区			久保ケ丘、御所ケ丘、松前台、薬師台
みずき野地区			みずき野

（１）守谷地区

守谷地区は、つくばエクスプレス守谷駅を中心に公共交通が充実し、商業施設が多数あり利便性の良い地区です。地区内の人口（令和５年４月１日現在）は、27,573 人と最も多い地区となっています。守谷駅周辺のマンションの建設や松並青葉地区の大規模開発等により、子育て世代などを中心とする若年層が多く、高齢化率は 16.3%と市内で最も低くなっています。

一方で、守谷駅周辺以外の地域では高齢化が進んでおり、守谷地区内でも高齢化の進行状況には差が生じています。核家族化の進行やプライバシー意識の高まり等により、地域での繋がりが希薄となっている可能性が高いと推測されます。

① 守谷Ａ地区

■アンケート結果から見た特徴■

息子・娘との２世帯の割合が高い	自分で食品・日用品の買い物をしている人の割合が高い
・家族構成について「息子・娘との２世帯」の割合が 24.2%と、他の地区に比べて高い。	・買い物について「できるし、している」の割合が 85.0%と、他の地区に比べて高い。

自分で食事の用意をしている人の割合が高い	友人の家を訪ねている人の割合が高い
・食事の用意について「できるし、している」の割合が 73.0%と、他の地区に比べて高い。	・友人宅への訪問について友人の家を訪ねている割合が 51.8%と、他の地区に比べて高い。

② 守谷Ｂ地区

■アンケート結果から見た特徴■

息子・娘との２世帯の割合が高い	「自転車」を利用する割合が高い
・家族構成について「息子・娘との２世帯」の割合が 21.9%と、他の地区に比べて低い。	・外出手段として「自転車」を利用している割合は 34.6%と、他の地区に比べて高い。

③ 守谷Ｃ地区

■アンケート結果から見た特徴■

夫婦２人暮らしの割合が高い	「自転車」を利用する割合が高い
・家族構成について「夫婦２人暮らし」の割合が 48.3%と、他の地区に比べて高い。	・外出手段として「自転車」を利用している割合が 36.6%と、他の地区に比べて高い。

買い物に外出する頻度が高い
・買い物で「週３回以上」外出する割合が 47.7%と、他の地区に比べて高い。

④ 守谷Ｄ地区

■アンケート結果から見た特徴■

持家（集合住宅）の割合が高い	バスや電車を使って一人で外出している割合が高い
・住まいの状況は、「持家（集合住宅）」の割合が 33.9%と、他の地区と比べて特に高い。	・外出手段として「徒歩」の割合が 70.9%、「電車」の割合が 42.8%と、バスや電車により１人で外出できる人の割合が 77.4%と、他の地区に比べて高い。

⑤ 守谷Ｅ地区

■アンケート結果から見た特徴■

友人の家を訪ねている人の割合が高い	町内会・自治会に参加している割合が高い
・友人宅への訪問について「はい」の割合が 54.4%と、他の地区に比べて高い。	・町内会・自治会に「参加している」の割合が 36.7%と、他の地区に比べて高い。

（２）高野地区

高野地区は、市の南端に位置する地区し、幹線道路沿いに大型商業施設が立地し、買い物の利便性が良い地区です。地区内の人口（令和５年４月１日現在）は、14,851 人と市内で３番目に多い地区で、高齢化率は 22.3%となっています。

松ケ丘地区、けやき台地区、美園地区と戸建ての分譲住宅が建設され開発された地域と旧高野地区の農村地域が混在しているため、各種統計・調査でも守谷市全体の現状に最も近い値を示す傾向があり、旧高野地区と分譲が早かったところでは、高齢化が進んでいます。

■アンケート結果から見た特徴■

世帯構成の割合が市全体と近似	町内会・自治会に参加している割合は市全体と近似
・世帯構成の割合が他の地区と比べて市全体の割合とほぼ同じ。	・町内会・自治会に「参加している」の割合が他の地区と比べて市全体の割合とほぼ同じ。

「徒歩」で外出している割合が高い
・外出手段として「徒歩」の割合が 69.0%と、他の地区と比べて高い。

（３）大野地区

大野地区は、大規模な開住宅の造成は行われておらず、市役所、社会福祉協議会、中央図書館をはじめとする主要な公共機関が多く立地するほか、緑一丁目、二丁目には工業団地が形成されています。地区内の合計人口（令和５年４月１日現在）は、3,011 人で最も人口規模が小さい地区で、高齢化率は 30.5%と市内で２番目に高くなっています。

アンケート結果では、「息子・娘との２世帯」と回答した割合が他の地区よりも高く、町内会・自治会へ参加割合や参加頻度についても高い地区です。また、友人の家を訪ねている人の割合が高い地域で、地域内での交流が積極的に行われている地域であると想定されます。

■アンケート結果から見た特徴■

息子・娘との２世帯の割合が高い	転倒している割合が高い
・家族構成について「息子・娘との２世帯」の割合が 25.2%と、他の地区に比べて高い。	・過去１年間に転んだ経験が「ある」の割合が 28.8%と、他の地区に比べて高い。
町内会、自治会に参加している割合が高い	**友人の家を訪ねている人の割合が高い**
・町内会・自治会に「参加している」の割合が 36.2%と、他の地区に比べて高い。	・友人宅を訪問している人の割合が 56.2%と他の地区に比べて高い。 ・良く合う友人・知人との関係性は「近所・同じ地域の人」の割合が 56.2%と、他の地区に比べて高い。

（４）大井沢地区

大井沢地区は、市の西端に位置常総市と隣接する地域で、大規模な住宅の造成は行われていない農村地域です。地区内の合計人口（令和５年４月１日現在）は、3,596 人で市内では２番目に少ない地区で、高齢化率は 28.2%となっています。

アンケート結果では、「息子・娘との２世帯」と回答した割合が他の地区よりも高く、町内会・自治会へ参加割合や参加頻度についても高い地区です。また、友人の家を訪ねている人の割合が高い地域で、地域内での交流が積極的に行われている地域であると想定されます。一方で、市街地から距離があることから、自分で車を運転して移動する人が多くなっています。

■アンケート結果から見た特徴■

「息子・娘との２世帯」の割合が高い	転倒している割合が高い
・家族構成について「息子・娘との２世帯」の割合が 24.2%と、他の地区に比べて高い。	・過去 1 年間に転んだ経験が「ある」の割合が 33.1%と、他の地区に比べて高い。
町内会・自治会に参加している割合が高い	**「自動車を利用する」の割合が高い**
・町内会・自治会に「参加している」の割合が 30.7%と、他の地区に比べて高い。	・外出手段として「自動車（自分で運転）」の割合が 73.7%と、他の地区に比べて高い。
友人の家を訪ねている人の割合が高い	
・友人宅への訪問について「いいえ」の割合が 52.5%と、他の地区に比べて高い。 ・良く合う友人・知人との関係性は「近所・同じ地域の人」の割合が 56.3%と、他の地区に比べて高い。	

（５）北守谷地区

北守谷地区は、市の北端に位置し、つくばみらい市と隣接する地域です。地区内の合計人口（令和５年４月１日現在）は、16,635 人となっており市内で２番目に多い地区となっています。戸建ての分譲住宅が多いほか、市営住宅、県営住宅も位置しており、比較的早期に分譲された地域を中心に高齢化が進み高齢化率は 27.1%となり、アンケート結果によると６５歳以上の夫婦２人暮らしが約半数占めています。

総合病院が立地し、診療所や歯科診療所、食品スーパーやドラッグストアなどの施設も揃って、守谷駅・新守谷駅へつながるバス路線もあります。アンケート結果を見ると、外出頻度が高く、また移動にバスを利用している人が多くなっています。その一方で、地域活動へ参加の意向が高い地域となっています。

■アンケート結果から見た特徴■

夫婦２人暮らしの割合が高い	「路線バス」を利用する割合が高い
・家族構成について「夫婦２人暮らし」の割合が 48.1%と、他の地区に比べてやや高い。	・外出する際の移動手段として、「路線バス」の割合が 32.0%と、他の地区に比べて高い。
趣味がある割合が高い	**公園・散歩に出かける割合が高い**
・趣味のある割合が 72.3%と、他の地区に比べて高い。	・公園・散歩（ペットの散歩含）で「週３回以上」出かける割合が 36.6%と、他の地区に比べて高い。
地域活動に参加しても良いと思う割合が高い	
・「是非参加したい」は 6.6%、「参加しても良い」は 53.1%と、他の地区と比べてやや高い。	

（６）みずき野地区

みずき野地区は、取手市に隣接する地域で 1980 年代初頭にみずき野団地（パークシティ守谷）の入居が開始された住宅地です。地区内の合計人口（令和５年４月１日現在）は 4,738 人に対し、高齢者人口は 2,424 人、高齢化率は 51.2%と市内で最も高齢化が進む地域となっています。

アンケート結果によると、６５歳以上の夫婦２人暮らしが半数以上を占めていますが、６割以上の人が自宅や屋外で個人的に運動に既に取り組んでいます。また、バスや電車を使って一人で外出している割合が高く、地域活動への参加の意向も高い地域となっています。

■アンケート結果から見た特徴■

夫婦２人暮らしの割合が高い	自宅や屋外で個人での運動に取り組んでいる割合が高い
・家族構成について「夫婦２人暮らし」割合が 55.3%と、他の地区に比べて高い。	・自宅や屋外で個人での運動に取り組んでいる割合が 61.0%と、他の地区に比べて高い。
地域活動に参加しても良いと思う割合が高い	**趣味がある・生きがいがある割合が高い**
・「是非参加したい」は 7.4%、「参加しても良い」は 53.3%と、他の地区と比べて高い。	・趣味のある割合が 76.4%、生きがいのある割合が 60.6%と、他の地区に比べて高い。
バスや電車を使って一人で外出している割合が高い	
・外出手段として「徒歩」の割合が 72.9%、「自動車（自分で運転）」の割合が 70.0%、バスや電車により１人で外出できる人の割合が 82.5%と、他の地区に比べて高い。	

６　第９期計画における課題

本市における高齢者を取り巻く環境の変化や市民のニーズ、介護保険制度の改正等を踏まえ、本計画における課題を以下ように整理します。

（１）介護予防・フレイル予防の推進

我が国の平均寿命は、令和３年現在、男性81.47年、女性87.57年となっており、今後、男女とも延びていくことが見込まれています。一方で、加齢による身体機能の低下や社会とのつながりの低下などにより、フレイルになりやすい状況にもあり、また、新型コロナウィルス感染症の影響による外出機会の減少等もあり、フレイル状態への進行が危惧されています。

そのような中、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるためには、高齢者個人のQOLの維持・向上が必要です。高齢者一人ひとりが自身の健康状態について関心を高め、継続的に健康づくりや介護予防活動に取り組めるよう、多様な方法での情報提供・情報発信等の取組が必要です。

（２）認知症高齢者や家族への支援

令和２年度から令和４年度までの守谷市の新規要支援・要介護認定者の原因疾病をみると、男女とも７０歳代後半から「認知症」が最も多くなっています。また、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれ、2025年には高齢者の５人に１人が認知症になると推計されており、認知症は誰にでも起こりうる身近な病気になっています。

認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、令和５年６月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が国会で成立し、「国民は共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める」と定められました。

今後、国が策定する「認知症施策推進基本計画」を踏まえ、「共生社会」の実現を推進するため、社会全体での認知症の正しい理解の普及促進と適切な情報提供等、本人のみならず家族の支援等、認知症施策の更なる推進が必要です。

（３）地域での支え合い活動の推進

高齢化社会の進展する中、高齢者のみ世帯や単身世帯の増加、プライバシー意識の高まり、地域でのつながりの希薄化等地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、生活課題の多様化・複雑化もあり公的サービスだけでは十分に解決できなくなってきています。

全ての市民が住み慣れた地域で継続して生活を営むことができるよう、生活支援コーディネーターが中心となり、その地域の特性に合わせた助け合い・支え合い活動が推進されるよう、市、社会福祉協議会、地域が一体となって支援することが必要です。

第3章 計画の基本理念と基本的方向

1　計画の基本理念

【 基 本 理 念 】

住み慣れた地域で健やかに暮らし、安心と幸せを感じられる守谷

第三次守谷市総合計画において高齢者福祉分野では、あるべき未来の姿として、高齢者が安心して暮らし社会参加や支え合い活動が活発になることを目指しています。

本計画の基本理念については、こうした未来の姿を見据え、第８期計画までの基本理念を更に進め、「住み慣れた地域で健やかに暮らし、安心と幸せを感じられる守谷」として、４つの基本目標を掲げ、高齢者の福祉に係る施策を総合的に推進します。

特に、介護保険サービスの提供と基盤整備においては、多様化するニーズに対応した質の高い介護保険サービスを提供するため、サービスの提供体制を確保していきます。また、介護人材の育成・確保に加え、介護保険サービス事業者を支援します。さらに、介護保険サービスの適正利用を促進するため、事業者への指導や利用者に向けた制度の説明などの周知活動を行います。

地域包括支援センターは高齢者の相談について、様々な機関との連携により、増加する業務や多様化する支援ニーズに的確に対応していきます。

第９期計画では、計画期間中に団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和７（2025）年を迎えます。さらには、団塊ジュニア世代が全て65歳以上の高齢者となり、生産年齢人口の急激な減少や介護人材の不足、社会保障費のさらなる増大が懸念される令和22（2040）年を見据えながら地域包括ケアシステムの一層の推進に取り組んでいくことが必要となります。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域づくりに向けて、個人の尊厳の保持と自立生活の支援が重要になります。そのために、「医療」「介護」「生活支援・介護予防」等が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進と介護保険制度の持続的な運営により、地域の実情に応じた高齢者福祉施策の推進や介護保険サービスを一層充実させていきます。

■守谷市の地域包括ケアシステム（イメージ）■

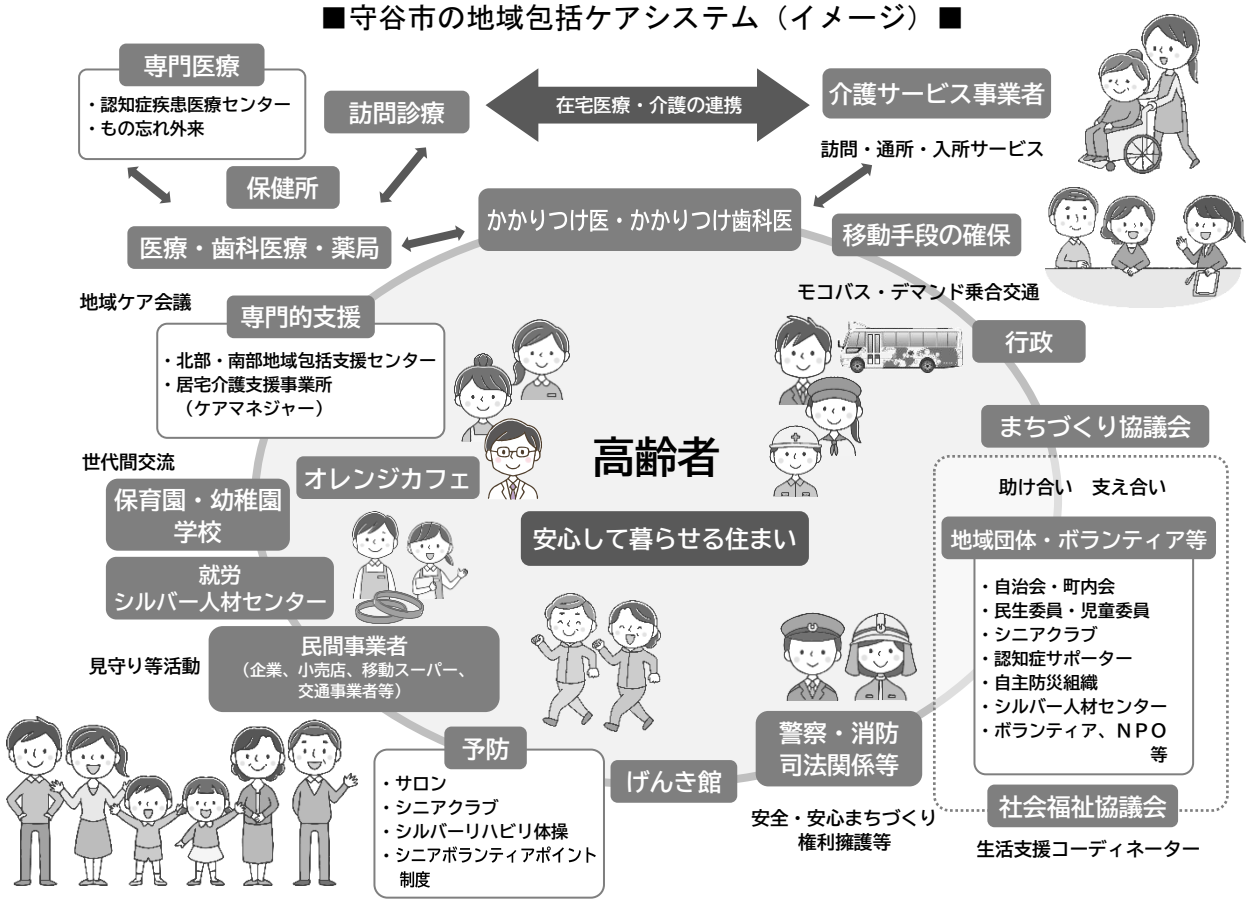

２　計画の基本目標

本計画の基本理念及び第８期計画における課題や市民ニーズを踏まえながら重点課題への取組を行うとともに、第９期計画における地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、４つの基本目標を設定し、施策を推進します。

（１）高齢者が元気で自立した生活ができるための支援

高齢者が、いくつになっても自立した生活が継続していくためには、介護予防・フレイル予防活動に取り組むことが大切です。運動教室や専門職による講座、サロン活動等、住み慣れた地域で介護予防活動に取り組むことができるよう情報提供や支援を行っていきます。

また、高齢者の生きがいや介護予防・社会参加に繋がる機会の場として、シニアボランティアポイント制度を通じた事業所等への支援やサロンの運営ボランティア活動等を推進します。

（２）高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり

団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる令和７（2025）年を迎え、支援を必要とする高齢者の大幅な増加が予測されることから、高齢者が安心して暮らせるような仕組みづくりが重要になります。医療・介護の連携を強化するとともに、高齢者の身近な相談窓口として地域包括支援センターの機能を拡充し、８０５０問題やダブルケア、ヤングケアラーを含めた複合的な生活課題に対し関係団体等と連携して取り組み、相談支援体制の充実を図っていきます。

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、地域住民の認知症の正しい理解と協力が必要です。認知高齢者の増加も予測されており、認知症サポーター養成講座や声かけ模擬訓練、オレンジカフェ等により市民への啓発活動を行います。また、SOSネットワーク事業の構成機関である見守り活動協力事業所の拡大を図り、地域の見守り体制の強化を図ります。

また、地域性を生かした活動ができるよう、まちづくり協議会地域福祉部会等の話し合いの場を活用し、事業展開できるよう引き続き支援していきます。

（３）高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯が増加するなか、それぞれの生活状況によって多様化・複合化する生活課題への支援が必要になることが想定されます。

そのため、介護保険サービスをはじめ、様々なサービス等の活用と権利擁護を推進し高齢者の在宅生活が継続できるような体制を、社会福祉協議会や各関係機関と連携し構築します。

また、デマンド乗合交通やモコバス等による移動手段の確保や避難行動要支援者対策などの災害対策等についても、市の関連計画と連携して推進します。

（４）介護保険事業の円滑な実施

後期高齢者の増加に伴い、介護保険サービス利用の増加、介護給付費の総額も増加していくことが予測され、引き続き計画の進捗管理を行い、計画と差異を注視していく必要があります。また、介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けるため、多様化するニーズに対応した介護保険サービスの提供を進めていきます。

加えて、市民が安心して年を重ねられるためには、介護保険制度の持続可能性の確保が不可欠であり、持続可能な介護保険制度の構築に向けて、介護給付の適正化等を進め、サービスの充実を図ります。

３　「介護予防」重点プロジェクト

第９期計画期間においては、令和７（2025）年に団塊の世代が後期高齢者となり、後期高齢者（75歳以上）人口が前期高齢者（75歳未満）人口を上回ることが見込まれます。

後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者や要介護（要支援）認定者の更なる増加が見込まれることから、認知症対策や介護予防が一層重要となります。

認知症施策大綱および認知症基本法に基づき、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症対策を推進していきます。

また、地域の特性に応じた多様な介護予防の取組を強化していきます。

■重点「介護予防」プロジェクト■

（１）認知症対策
- ●認知症に対する正しい知識の普及
- ●認知症の人にやさしい地域づくり
- ●医療と福祉・介護との連携強化
- ●家族介護者への支援
- ●認知症予防につながる活動の推進

（２）フレイル予防

（３）生活習慣病予防

■計画の体系■

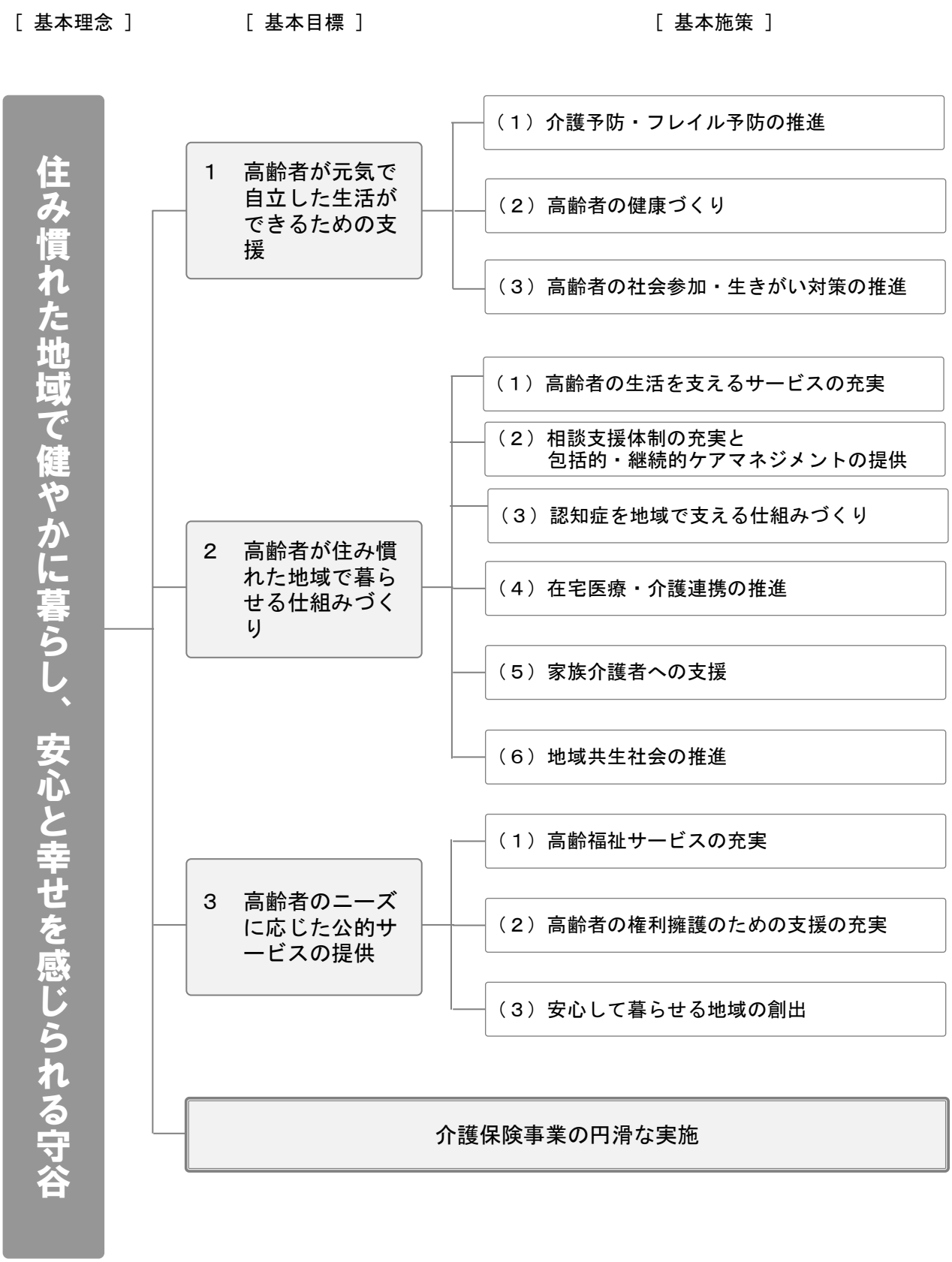
［ 基本理念 ］
［ 基本目標 ］
［ 基本施策 ］
住み慣れた地域で健やかに暮らし、安心と幸せを感じられる守谷
1　高齢者が元気で自立した生活ができるための支援
（１）介護予防・フレイル予防の推進
（２）高齢者の健康づくり
（３）高齢者の社会参加・生きがい対策の推進
2　高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり
（１）高齢者の生活を支えるサービスの充実
（２）相談支援体制の充実と
包括的・継続的ケアマネジメントの提供
（３）認知症を地域で支える仕組みづくり
（４）在宅医療・介護連携の推進
（５）家族介護者への支援
（６）地域共生社会の推進
3　高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供
（１）高齢福祉サービスの充実
（２）高齢者の権利擁護のための支援の充実
（３）安心して暮らせる地域の創出
介護保険事業の円滑な実施

4　日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通事情等社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等の条件を総合的に勘案して定める圏域です。これは市町村が高齢者福祉施策や介護保険事業という公的サービスの提供を展開していく区域となります。

本市の日常生活圏域については、第８期計画と同様、守谷地区、高野地区、大野地区、大井沢地区、北守谷地区、みずき野地区の６つの圏域を設定し、地域のニーズに見合った適切なサービス提供体制の充実を図ります。

■守谷市の日常生活圏域■

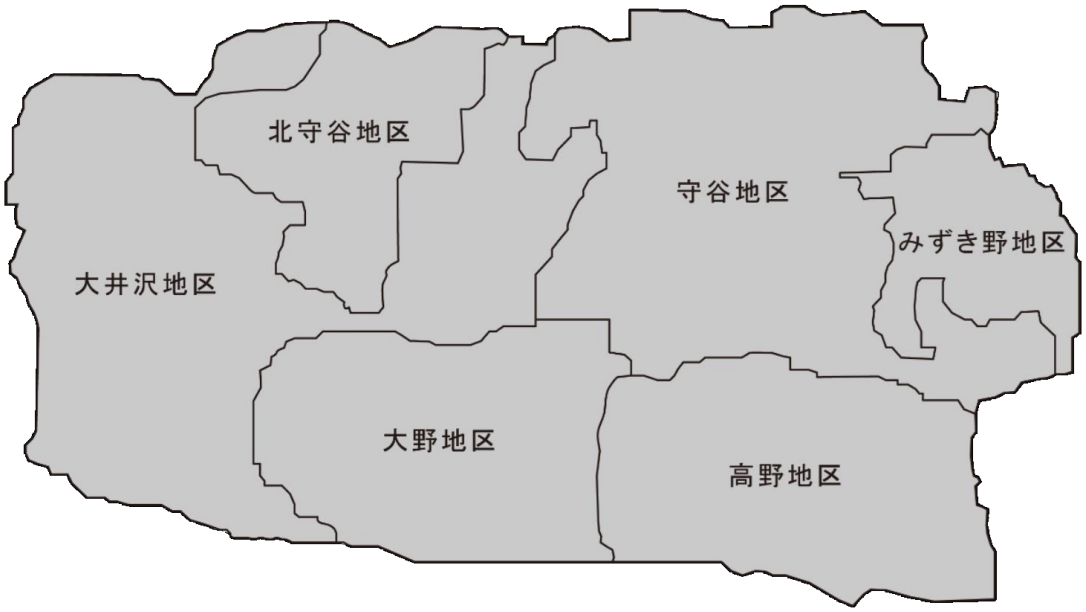

■日常生活圏域の住所区分■

圏域名称	住所
守谷地区	赤法花、小山、中央、同地、ひがし野、本町、松並、松並青葉、百合ケ丘
高野地区	乙子、けやき台、高野、鈴塚、松ケ丘、美園
大野地区	大柏、野木崎、緑一丁目
大井沢地区	板戸井、大木、大山新田、立沢、緑二丁目
北守谷地区	久保ケ丘、御所ケ丘、松前台、薬師台
みずき野地区	みずき野

５　ＳＤＧｓとの関連性

ＳＤＧｓ：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）とは、平成27年９月の国際サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における、令和12年までの国際社会共通の目標です。

ＳＤＧｓは、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。

長期総合計画においても施策の展開にＳＤＧｓの目標を設置しています。本計画は、長期総合計画の施策とも連携していることから、ＳＤＧｓの目標から、３「すべての人に健康と福祉を」10「人や国の不平等をなくそう」17「パートナーシップで目標を達成しよう」の３つを挙げ、本計画を推進していきます。

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

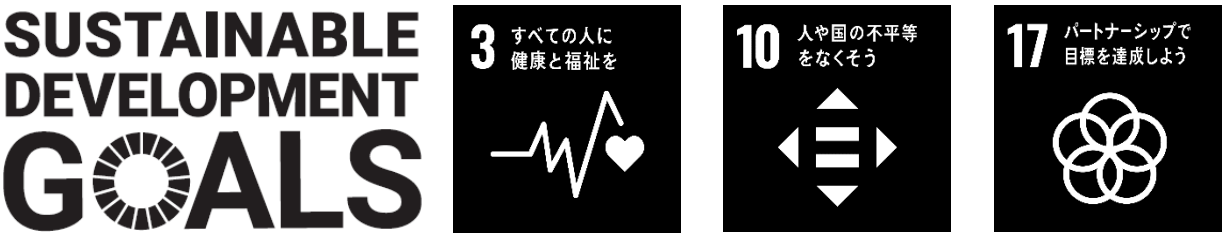

第4章 施策の展開

1　高齢者が元気で自立した生活ができるための支援

（1）介護予防・フレイル予防の推進

介護予防とは、「要介護状態」の発生をできる限り遅らせること、要介護状態にあってもその悪化を防ぎ軽減を目指すことです。また、加齢による心身の活力の低下や、社会との繋がりの減少によって引き起こすとされる「フレイル」は、健康な状態と要介護状態の間で、正しく予防に取り組むことで、健康な状態に戻ることができるとされています。

新型コロナウィルス感染症の影響により、高齢者の活動が制限された期間もあり、高齢者の心身の機能の低下が危惧されます。高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らしていくためには、一人ひとりが自主的に介護予防・フレイル予防の活動に取り組むことが大切です。

本市においては、運動教室や出前サロン、シルバーリハビリ体操（パタカ）など、高齢者が身近な地域で介護予防活動に取り組めるような事業を実施しています。今後も、高齢者が自主的に活動に取り組むことができるよう、多様な方法で効果的なプログラムを提供し介護予防事業と連動する取組みを推進します。

【 主な取組 】

No	取組	概要	担当課
1	介護予防把握事業	要介護・要支援状態に移行するおそれのある高齢者を早期に把握し、情報提供や介護予防活動への参加につなげます。	健幸長寿課
2	介護予防普及啓発事業	「あした大作戦」と称し、高齢者が自ら意識して介護予防に取り組むことができるように専門職による出前講座や運動教室、有識者による講演会等を開催します。さらに幅広く介護予防に関する普及啓発を行うためにSNS を活用したり、パンフレットやチラシを作成していきます。また、シルバーリハビリ体操（パタカ）による介護予防を推進します。	健幸長寿課
3	地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティア（認知症予防リーダー等）等に対し、研修や地域活動組織支援等を行い、地域での介護予防活動を推進します。	健幸長寿課

No	取組	概要	担当課
4	一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業の評価、検証を行い、事業の実施方法等を検討し、事業内容を改善します。	健幸長寿課
5	地域リハビリテーション活動支援事業	作業療法士がサロンや講座等における市民への介護予防に関する技術的助言を行います。また、介護職員等への介護予防に関する技術的助言及び地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援等、介護予防の取組を総合的に強化します。	健幸長寿課
6	介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス）	指定事業所によるみなしサービス以外のサービスとして、緩和した基準によるサービスである訪問型サービスＡ等の導入を検討します。	健幸長寿課
7	介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス）	指定事業所によるみなしサービス以外のサービスとして、保健・医療の専門職により提供される３～６か月の短期間のサービスである通所型サービスＣ等の導入を検討します。	健幸長寿課
8	介護予防・生活支援サービス事業（介護予防ケアマネジメント事業）	要支援者等に対するケアプラン作成を行います。	健幸長寿課 地域包括支援センター
9	保健事業と介護予防の一体的な実施	国保データベース（KDB）システム等で地域の健康課題を分析し、健診・医療や介護保険サービスにつながっていない健康状態が不明な高齢者や、低栄養や生活習慣病の重症化リスクのある高齢者に対して個別的支援を行います。また、通いの場等においてフレイル予防等の普及啓発や健康教育、健康相談を行います。	国保年金課 健幸長寿課 保健センター

【 成果指標 】

指標名	単位	令和６年	令和７年	令和８年
フレイル予防普及啓発参加者数	延べ人			
げんき館利用者数	延べ人			

（２）高齢者の健康づくり

健康を取り巻く環境は、少子高齢化やライフスタイルの変化等様々は要因により大きく変化しています。このようななか、本市においては、令和４年３月に「第３次健康もりや２１計画」を策定し、健康づくりに関する取り組みの推進を図っています。一人ひとりの健康状態にあった取り組みができるよう、健康増進施策の推進を図るとともに、介護予防事業と連動する取組みを推進していきます。

【 主な取組 】

No	取組	概要	担当課
1	がん検診の実施	各種がん検診を行い、疾病の早期発見・早期治療に努めます。	保健センター
2	健康診査（特定健康診査、後期高齢者医療健康診査）の実施	生活習慣病の予防、重症化予防のため、健診の受診率向上に努めます。	国保年金課 保健センター
3	保健指導の実施	特定保健指導該当者、及び生活習慣病重症化リスクが高く（高血圧・高血糖等）、医療機関受診を必要とする者への指導を強化し、リスク低減また重症化の予防に努めます。	国保年金課 保健センター
4	健康教育の実施	生活習慣病の予防に向けて、糖尿病予防教室や骨粗しょう症予防教室、出前講座等を実施します。	保健センター
5	歯周疾患医療機関検診	市民が健康で質の高い生活が営むために基礎的かつ重要な役割を果たす口腔の健康を保持するため、40 歳、50 歳、60 歳、70 歳の市民に対し個別歯科検診を実施します。	保健センター
6	高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種への助成	予防接種を希望する高齢者が接種できる環境を整え、感染症の重症化予防を図ります。	保健センター
7	ラジオ体操を活用した健康づくり	市民主体の健康づくり活動を支援するため、希望する市内の活動団体に対し、ラジオ体操 CD 及び再生機器の貸し出しを行います。	保健センター

【 成果指標 】

指標名	単位	令和６年	令和７年	令和８年
特定保健指導実施率	%			

（３）高齢者の社会参加・生きがい対策の推進

内閣府の「令和５年度版高齢社会白書」によると、日本は諸外国とくらべても長寿の国の一つで、令和元年における平均寿命は男性では８１．４１歳、女性では８７．４５歳となっており、平均寿命は今後も延びることが見込まれています。長い老後に高齢者がそれぞれ地域で充実した活動ができるよう、生きがいづくりを推進します。

また、年齢や障がいの有無にかかわらず、地域において活動の場を見つけることができるよう、生涯学習・生涯スポーツ、地域における交流活動の活性化を図るとともに、長年培ってきた知識や経験を生かし、多様な社会参画への支援や就業機会の確保等に努めます。

【 主な取組 】

No	取組	概要	担当課
1	シニアクラブ活動	地域の高齢者がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために自主的に組織した団体による活動です。奉仕活動、各種スポーツ、趣味等の活動を通じて、積極的に生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりを行います。また、地域での見守り活動の実施や高齢者の詐欺被害防止等の啓発も行っています。	健幸長寿課
2	サロン活動	閉じこもり防止や仲間づくりを目的に、地区公民館や自治会集会所等を活用し運営ボランティアによる「サロン」を開設しています。高齢者が身近な場所で交流できるよう、地域のボランティアや指導員と音楽や体操、茶話会及び趣味の活動等を行います。	健幸長寿課
3	シルバーリハビリ体操（パタカ）推進事業	シルバーリハビリ体操指導士を養成し、シルバーリハビリ体操（パタカ）を普及していきます。市内において、３級指導士養成講習会を開催し、あらたな人材を確保に努めます。	健幸長寿課
4	シニアボランティアポイント制度	市内に住む 60 歳以上の市民が、介護事業所、障がい事業所等でボランティア活動を行った場合に、ポイントを付与し還元することで、生きがいや介護予防につなげます。	健幸長寿課
5	高齢者健康増進支援事業（おためしフィットネス）	市内のフィットネスジムでの 1 箇月のお試し体験費用の助成を行い、高齢者の自主的な健康づくりを支援します。	健幸長寿課
6	生涯学習・生涯スポーツの機会・場の提供	趣味等を生かした自発的な学習活動を行う場の提供や様々な講座を開催するとともに、芸術祭、地区公民館まつりやスポーツイベント等を通して市民の文化・スポーツ活動を支援します。	生涯学習課

No	取組	概要	担当課
7	協働のまちづくり担い手育成事業	ともに考え、教え合う双方向の学習形式を取り入れ、対話型の授業を継続して行います。高齢者に限らず若者もまちづくりの担い手として活躍できるよう、より実践的な内容のコースを設計するとともに実地活動を取り入れます。	市民協働推進課
8	高齢者就業機会確保事業	一般家庭、民間企業、市役所等から高齢者にふさわしい補助的・短期的な仕事を有償で引き受け、経験や能力に応じて仕事を割り当てることにより収入が得られるよう運営されています。今後、高齢者が社会の担い手となるよう普及啓発や生きがいの充実を図ります。	健幸長寿課（シルバー人材センター）

【 成果指標 】

指標名	単位	令和６年	令和７年	令和８年
シニアクラブ会員数	人			
サロン参加者数（実人数）	人			
シニアボランティアポイント制度登録者数	人			

２　高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり

（１）高齢者の生活を支えるサービスの充実

高齢者が自宅で安心した生活を続けるためには、介護保険サービスの利用だけでは十分とは限りません。また、日々の生活において生じる様々な生活課題について、市が提供する生活支援サービスの利用も欠かせません。今後、高齢者の増加が見込まれていることから、更にニーズが高まることが想定されます。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域・自宅で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の生活を支えるサービスの充実とニーズに合った適切なサービスの提供に努めます。

【 主な取組 】

No	取組	概要	担当課
1	緊急通報体制整備事業（緊急通報サービス）	ひとり暮らし高齢者等に対して急病・事故等の緊急事態に対処するために、緊急通報システムを設置し、緊急時のかけつけ、日常の健康相談、熱中症見守り・安否確認を 24 時間 365 日対応することで、高齢者の不安解消、生活の安全確保を図ります。	健幸長寿課
2	軽度生活援助事業	ひとり暮らし高齢者若しくは高齢者のみ世帯で日常生活上の援助が必要な人に対して、掃除・選択・買い物等の援助を行い、高齢者の自立と生活の質を確保します。	健幸長寿課
3	愛の定期便事業（ひとり暮らし高齢者乳製品配布事業）	ひとり暮らし高齢者で身体の虚弱な人、心身に機能障がいのある人、疾病のある人、日常の生活環境において孤立した状況にある人に対して、乳製品を届け、安否確認を行います。	健幸長寿課
4	地域自立生活支援事業	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等で、調理をすることが困難な人に対して、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、安否確認を行います。	健幸長寿課
5	生活管理指導短期宿泊事業	在宅で体調不良等により一時的に宿泊による介護や見守りが必要な虚弱な高齢者等が養護老人ホームで短期間宿泊することにより、生活習慣等の指導や助言を受けて体調調整を行い、要介護状態等への進行を予防します。	健幸長寿課
6	福祉タクシー券交付事業	70 歳以上の高齢者のみ世帯等に対して、医療機関等への通院にタクシーを利用する際に、初乗り運賃相当額を助成することにより、医療機関等へ通院する環境を整えます。	社会福祉課

【 成果指標 】

指標名	単位	令和６年	令和７年	令和８年
緊急通報システム 登録者数	人			
愛の定期便事業利用者数	人			

（２）相談支援体制の充実と包括的・継続的ケアマネジメントの提供

令和２年４月に地域包括支援センター業務を市内２法人に委託を開始して以来、南・北地域包括支援センターは積極的にアウトリーチ型の相談を実施し、また、地域の関係者との連携体制の構築を図ってきました。

高齢者やその家族のほか、８０５０問題、ヤングケアラーをはじめとする多様化・複雑化する生活課題の相談窓口として、今後、ますます地域で重要な役割を担うことになります。そのため、地域包括支援センター職員の対応力向上と、市や介護保険サービス事業者、民生委員や地域の関係者等との連携体制を構築し、地域包括支援センターの機能強化を図っていきます。

【 主な取組 】

No	取組	概要	担当課
1	地域包括支援センターによる総合相談	高齢者の身近な相談窓口として相談しやすい環境づくりに努めます。介護保険サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等地域における様々な関係者のネットワークの構築を図り、問題解決に向けて取り組みます。	健幸長寿課 地域包括支援センター
2	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けていくために、地域包括支援センターとともに個々の高齢者の状況や変化に応じて必要な社会資源を適切に活用できるよう地域の連携、協力体制を整備します。 また、主治医や介護支援専門員、介護保険サービス担当者等との多職種協働の連携体制の構築、市内の主任介護支援専門員との協働により、介護支援専門員や介護職員の実践力向上の支援を行います。定期的に専門職向けの研修を開催し、資質の向上に努めます。	地域包括支援センター 健幸長寿課
3	地域ケア会議の実施	地域包括支援センターが中心となって、自立支援を目的とした定例の地域ケア個別会議を開催し、個別課題の解決を図ります。民生委員や医療機関、警察等の関係機関や介護保険事業所等と個別課題から導き出される地域課題について、地域住民と共有、一緒に検討する場を設けます。	地域包括支援センター 健幸長寿課
4	地域包括支援センター事業評価の実施	地域包括支援センター運営協議会により、全国的に使用されている評価指標を用いて業務の状況や量等の程度を把握するとともに、事業の評価、点検を行います。	健幸長寿課 地域包括支援センター

【 成果指標 】

指標名	単位	令和６年	令和７年	令和８年
総合相談対応件数	件			
地域ケア個別会議 検討事例件数	件			
ひとり暮らし高齢者の 対応件数	件			

（３）認知症を地域で支える仕組みづくり

高齢化の進展に伴い認知症高齢者の増加も見込まれており、2025年には高齢者の５人に１人が認知症になると推計され、認知症は誰にでも起こりうる病気で身近なものになっています。令和５年６月に「共生社会の実現を推進する認知症基本法」が国会で成立し、認知症に対する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努めることが、国民の義務と定められました。認知症高齢者やその家族が地域で安心して暮らせるためには、認知症についての正しい理解と地域の協力が不可欠となります。このため、今後も市民を対象にした普及啓発活動を、多様な方法で実施していきます。

また、認知症の状態に応じた取組が円滑に実施できるよう、適切な医療や介護保険サービスの利用につなげる仕組みづくりをするとともに、認知症高齢者の家族への支援に取り組んでいきます。

【 主な取組 】

No	取組	概要	担当課
1	**認知症初期集中支援推進事業**	認知症初期集中支援チームが、認知症の専門医療や介護保険サービスにつながっていない認知症の人を訪問し、医療や介護保険サービスが利用できるように支援します。また軽度認知障害（MCI）や若年性認知症の人の把握に努め、かかりつけ医と連携して早期に認知症専門医への紹介、診察、確定診断につなげます。	健幸長寿課
2	**認知症地域支援・ケア向上事業**	幅広く認知症に対する普及啓発を行います。地域で「認知症高齢者声かけ模擬訓練」等を開催し、認知症の方を地域で支えるネットワークの構築を目指していきます。 「認知症カフェ」を広げ、認知症の方や介護者の安心できる居場所づくりや家族の介護負担軽減に努めていきます。	健幸長寿課
3	**認知症の発症予防**	認知症発症の高リスクがある、生活習慣病の予防についての指導や普及啓発を強化していきます。	健幸長寿課 保健センター
4	**認知症サポーター等養成事業**	認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバンメイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の方と家族を支える認知症サポーターを養成します。	健幸長寿課

No	取組	概要	担当課
5	認知症高齢者等SOSネットワーク事業	地域における認知症高齢者等の見守り体制である「守谷市認知症高齢者等 SOS ネットワーク」を活用し、認知症により行方不明となった高齢者の早期発見や迅速な身元判明につなげることで、高齢者の安全確保と家族の負担軽減を図ります。 登録者には、登録者の靴、持ち物、衣類等に貼る「守谷市みまもりシール」を無料で配布し、登録された情報は、市、警察署及び消防署が共有し、登録者が行方不明となった場合は、市と SOS ネットワーク構成機関が連携して捜索します。介護支援専門員、医療機関、見守り活動等協力事業所等に働き掛け、事業の普及拡大に努めます。また、事業の実効性を高めるため、認知症サポーターを中心とした認知症高齢者声掛け訓練を行います。	健幸長寿課
6	見守り活動等に関する協定の締結と協定に基づく事業の実施	市内の民間事業所の６０ 事業所と「見守り活動等に関する協定」を締結しています（令和５（2023）年 10 月１日現在）。 協力事業所は、日常の業務の中で、新聞や郵便物がたまっている、ひとりで歩いている高齢者等に異変があることに気付いた等を発見した場合に市に通報し、市は、必要に応じて警察等に連携し、高齢者の安否確認を行う等早期解決を図ります。登録事業所には、「見守り活動等協力事業所」のステッカーを配布し、市民からもわかりやすいようにします。また、登録協力事業所の拡大を図ります。	健幸長寿課

【 成果指標 】

指標名	単位	令和６年	令和７年	令和８年
認知症サポーター養成講座受講者数	人			
見守り活動協力事業所数	事業所			

（４）在宅医療・介護連携の推進

本市においては、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの整備、推進に向けた取組を進めてきました。高齢者は医療機関への受診が他の世代と比較して多く、要支援１から要介護５までの要介護認定者も年齢を重ねるにつれ多くなることから、今後においても在宅における医療・介護保険サービスの連携を図っていく必要があります。

支援が必要な人の生活状況に合った適切な医療・介護保険サービスを円滑に受けることができるよう、地域の医療機関や介護保険サービス事業者等との連携強化をさらに推進します。

【 主な取組 】

No	取組	概要	担当課
1	在宅医療と在宅介護の連携強化	取手市医師会管内（取手市・守谷市・利根町）の医療機関と介護事業所等で在宅医療・介護保険サービスの現状や課題の解決策等を協議し、提供体制を構築します。また、在宅医療・介護連携に関する相談支援センター（いきいきネット）の機能強化を図ります。 市内医療機関及び介護事業所等で研修会を開催し、医療機関と介護事業所の人的ネットワークできるよう顔の見える関係づくりを図ります。	健幸長寿課
2	医療機関、介護事業所等の関係機関との情報共有	情報共有をスムーズにすることで必要な医療や介護保険サービスが提供できるようICT 等（電子@連絡帳）を活用し、関係機関との体制構築を図ります。	健幸長寿課
3	医療・介護関係者の研修	在宅医療・介護関係者のスキルアップとネットワークを図ることを目的として多職種の研修会や事例検討会等を開催します。	健幸長寿課
4	地域住民への普及啓発	地域住民を対象に在宅医療や介護に関する講演会・シンポジウムの開催や、パンフレットの作成、配布等の普及啓発を実施します。	健幸長寿課

【 成果指標 】

指標名	単位	令和６年	令和７年	令和８年
情報共有システム（電子@連絡帳）登録事業所数	事業所			
市民向け普及啓発イベント参加者数	人			

（５）家族介護者への支援

介護保険制度が創設された目的のひとつは、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みを設け、家族の介護負担を軽減することにありました。在宅での生活を継続していくためには、高齢者本人への介護保険サービスの提供のみならず、家族介護者への支援が不可欠です。家族介護者の負担や不安を軽減させるため施策の実施に取り組みます。

【 主な取組 】

No	取組	概要	担当課
1	認知症高齢者等SOSネットワーク事業	地域における認知症高齢者の見守り体制である「守谷市認知症高齢者等 SOS ネットワーク」を活用し、認知症により行方不明となった高齢者等の早期発見や迅速な身元判明につなげることで、高齢者等の安全確保と家族の負担軽減を図ります。 引き続き、広報紙等による「守谷市みまもりシール」についての周知を徹底するとともに、介護支援専門員等の協力を得て家族への働き掛けを行い、事業への登録を促進します。	健幸長寿課
2	認知症の方の家族のつどい	認知症の人を介護している家族に対し、介護中や介護経験のある家族同士の交流の場を設け、思いを表出する機会を提供し、心理的な負担の軽減を図ります。	健幸長寿課
3	高齢者介護用品支給事業	高齢者を在宅で介護する家族に対して紙おむつを支給し、家族の負担軽減を図ります。	健幸長寿課

【 成果指標 】

指標名	単位	令和６年	令和７年	令和８年
SOS ネットワーク登録者数	人			
家族のつどい参加者数	人			

（６）地域共生社会の推進

高齢者の増加や地域のつながりの希薄化するなか、市民が抱える生活課題は多様化しています。公的制度だけでは解決が難しい課題も生じており、地域による支え合い・助け合い活動が大切です。

地域での課題の発見、解決、調整等を担う生活支援コーディネーターが中心となり、世代を超えて住民がともに支え合う地域づくりの推進につながるよう取り組みます。

【 主な取組 】

No	取組	概要	担当課
1	生活支援体制整備事業（まちづくり協議会地域福祉部会での情報共有、話し合いの場の設置）	日常生活圏域（６圏域）ごとに設立されているまちづくり協議会地域福祉部会を基盤として、各地区における高齢者に関する情報共有や支え合いの活動などの取組が推進できるようにします。	健幸長寿課 地域包括支援センター 社会福祉協議会
2	生活支援コーディネーターの配置	守谷市まちづくり協議会の活動を支援する担当職員として、活動に必要な情報の提供や関係機関との連携調整を行います。地域のニーズや課題の把握に努め、その内容を地域での助け合いの仕組みづくりや介護予防・日常生活支援総合事業の充実に反映するように努めます。	健幸長寿課 地域包括支援センター 社会福祉協議会
3	地域ケアシステム推進事業	多様な課題を抱えている人に対して関係者の連携を強化し、相談・支援につなげます。	社会福祉課 社会福祉協議会

【 成果指標 】

指標名	単位	令和６年	令和７年	令和８年
地域包括ケアシステムチーム数	件			

３　高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供

（１）高齢福祉サービスの充実

高齢者人口の増加に伴う急増する介護保険サービスに対応できるよう、サービスの確保を図っていく必要があります。また、高齢者一人ひとりの状況に合った適切なサービスの提供も必要になることから、多様なサービスの確保と円滑な提供につながる支援体制の構築を図っていきます。更に、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行ができるよう支援を行います。

【 主な取組 】

No	取組	概要	担当課
1	障害福祉サービスと介護保険サービスの円滑な接続	障がいのある人が 65 歳以上になった時に、介護保険サービスの利用に円滑に移行できるよう、関係者間での情報共有を行うことで、一人ひとりの生活状況等に応じた適切なサービスの提供を図ります。	社会福祉課 介護福祉課
2	養護老人ホーム入所措置	身体上、精神上、環境上に問題があり、かつ経済的に困窮している人で、自宅で生活することが困難な人に対して、養護老人ホームの入所手続きや相談を行い、安定した生活を確保します。	健幸長寿課

（２）高齢者の権利擁護のための支援の充実

将来的に高齢者の人口が増加することが予想されていることに伴い、認知症患者もそれに比例し増加することが考えられます。そのため、高齢者が十分な判断ができない状態になっても、金銭管理や適切な福祉サービス等の利用ができるよう、成年後見制度の利用の促進及び運用していくとともに、守谷市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、関係機関と連携を図り必要な支援を行います。

また、成年後見制度をはじめとする権利擁護にかかる施策についても、市民や介護・障がい者施設職員を対象とする講演会の開催や広報紙等を活用した普及啓発に努めます。更に、高齢者虐待（セルフネグレクトを含む。）や消費者被害に関する相談については、関係機関との連携強化を図り、迅速に対応します。

【 主な取組 】

No	取組	概要	担当課
1	**成年後見制度の周知及び利用の促進**	成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立て支援などを行います。また、親族等による申立てが困難な場合には、市長申立ての検討・実施を行います。 さらに制度周知、支援の必要な人の発見、相談支援等を行う地域連携ネットワークを構築し、合わせてネットワークを維持、発展させていくためのコーディネート役を担う中核機関の機能充実、中核機関やネットワークでの取組や課題を協議する場としての協議会の運営し、機能の充実を図ります。	健幸長寿課 社会福祉課
2	**権利擁護事業の充実**	地域住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。	健幸長寿課 地域包括支援センター
3	**高齢者虐待の早期発見及び虐待事例の周知**	地域住民、民生委員、介護保険サービス事業者等関係機関と連携し、虐待が生じた場合の早期発見に努めるとともに、市や地域包括支援センターへの通報、相談につなげられる仕組みづくりを継続します。 また、地域住民等へ高齢者虐待の事例を周知することで高齢者虐待の防止につなげるよう対策を推進します。	健幸長寿課 地域包括支援センター
4	**高齢者虐待への対応**	虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号）等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認した上で、個々の状況に応じた適切な対応を行います。	健幸長寿課 地域包括支援センター

No	取組	概要	担当課
5	消費者被害の防止	訪問販売業者等による消費者トラブル、特殊詐欺等による被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員、シニアクラブによる高齢消費者見守りサポーター等に必要な情報提供を行います。	健幸長寿課 地域包括支援センター

【 成果指標 】

指標名	単位	令和６年	令和７年	令和８年
成年後見制度市長申立て件数	件			
成年後見制度相談件数	件			

（３）安心して暮らせる地域の創出

年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての市民が安全で安心して日常生活を送ることができる環境の創出のため、防犯対策や交通安全対策の推進、交通機関の利便性の向上を図ります。また、避難行動要援護者台帳を適切に管理し、地域で高齢者等を見守る体制の構築進めます。更に、新型コロナウィルス感染症（COVID-19）をはじめとする各種感染症の拡大防止にむけて、市民への普及啓発と各事業の実施においても感染対策を講じます。

【 主な取組 】

No	取組	概要	担当課
1	パトロール活動の推進と防犯意識の高揚	守谷市防犯連絡員協議会、守谷市防犯パトロール隊と連携したパトロール及び啓発活動を引き続き実施し、地域での防犯活動の推進と、防犯意識の高揚に努めます。	交通防災課
2	防犯連絡員の確保	都市化に伴う犯罪の巧妙化が進むとともに、ニセ電話詐欺も急増していることから、各地域の防犯連絡員の増加を図り、地域・警察・防犯団体と連携した防犯活動を進めていきます。	交通防災課
3	交通事故防止対策の推進	高齢者の事故が多発、増加している現状から、警察や交通安全協会と連携し実施している高齢者を対象としたシルバー自転車セミナーなどの事業を継続して行い、交通安全意識の高揚と運転技能の向上に努めます。	交通防災課
4	自主防災組織の結成促進と避難支援体制の充実	災害時の避難行動において支援を必要とする高齢者等へ防災対策の充実・強化を図るため、防災講話・発災対応型防災訓練を通じて自主防災組織の結成促進と活動支援を行い、地域防災行動力の向上と避難支援体制を整備します。	交通防災課
5	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備と更新	避難行動要支援者やその家族が安心して暮らすことができるよう、避難行動要支援者名簿を適切に管理するとともに、優先度の高い要支援者の個別避難計画を作成します。	社会福祉課
6	福祉避難所の設置	災害時に避難所での生活が困難な要介護高齢者等の生活の場を確保するために、福祉避難所の協定事業所の拡大を図ります。	社会福祉課 介護福祉課 健幸長寿課
7	ユニバーサルデザインを意識した公共空間の創出・改善	令和５年度に策定する「守谷市誰もが遊べる公園広場整備ガイドライン」に基づきユニバーサルデザインを考慮した公園整備を行っていきます。	建設課
8	高齢者運転免許証自主返納支援	運転免許証の全部を自主返納した 65 歳以上の方にデマンド乗合交通の利用券を交付します。	都市計画課

No	取組	概要	担当課
9	高齢者の移動手段の確保	高齢者の移動手段として重要なコミュニティバス等の充実が求められていることから、「守谷市地域公共交通計画」（2022 年度策定）等に基づき、既存の交通網の見直しを行い、更なる利便性向上を図ります。また、自転車、徒歩、車いす等による高齢者等の移動について、より安全安心なまちづくりを目指します。	都市計画課
10	感染症拡大防止における対策	感染症予防における情報発信を行うことで、市民の感染症予防への理解を高め、感染症拡大防止を図ります。また、介護保険施設等で集団感染が発生した際は保健所等と連携を図り対応します。	保健センター 介護福祉課

【 成果指標 】

指標名	単位	令和６年	令和７年	令和８年
自主防災組織結成率	%			
モコバス年間利用者数	人			
デマンド乗合交通の利用者数	人			

第5章 介護保険事業の円滑な実施

1　サービス見込み量の推計の手順

サービス見込み量は、以下の手順に沿って見込みを算定しました。

1　人口推計

（1）65 歳以上～75 歳未満高齢者、75 歳以上高齢者の人口推計
（2）介護保険対象者（40 歳以上）の人口推計

↓

2　要介護等認定者数の推計

↓

3　介護保険サービス利用者数の推計

施設・居住系サービス
利用者数の推計

→

標準的居宅(介護予防)サービス
標準的地域密着型(介護予防)サービス
利用者数の推計

↓

4　サービス事業量の推計

（1）各居宅(介護予防)サービス年間利用量(日数、回数等)、利用人数
（2）各地域密着型(介護予防)サービス年間利用量(日数、回数等)、利用人数
（3）各介護保険施設サービス年間利用人数

↓

5　介護保険給付費の推計

２　高齢者人口等の推計

（１）高齢者人口（第１号被保険者）等の推計

高齢者人口（第１号被保険者数）は、第９期計画期間中（令和６年度～令和８年度）も増加し、令和７年度には＊＊＊＊人を上回る見込みとなっています。

高齢者人口（第１号被保険者数）等の推計

単位：人

区分	実績			推計			
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
総人口							
第１号被保険者（65歳～）							
第２号被保険者（40～64歳）							
合計							

資料：見える化システム

（２）認定者数の推計

認定者数は、第９期計画期間中（令和６年度～令和８年度）で＊＊＊＊＊、令和７年度には＊＊＊＊＊人を上回る見込みとなっています。認定率は令和７年度に＊＊＊＊％と見込まれます。

認定者数の推計

単位：人

区分	実績			推計			
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
要支援１							
要支援２							
要介護１							
要介護２							
要介護３							
要介護４							
要介護５							
計							

※第２号被保険者をのぞく
資料：見える化システム

3　居宅・介護予防サービス

在宅での介護を中心としたサービスが居宅サービスです。居宅サービスには、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売があります。

また、これらとは別に住宅改修費の支給制度もあります。居宅サービスは、居宅療養管理指導などの一部のサービスを除き、要介護度ごとに１か月当たりの利用限度額が決められています。サービス利用者は、介護支援専門員（ケアマネジャー）等と相談しながら、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、居宅サービス計画に従ってサービスを利用し、費用の原則１割～３割をサービス事業者に支払います。

（１）訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護福祉士又はホームヘルパーが家庭を訪問して、要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。

サービスの対象者と概要

事　業	対象者	概要
訪問介護	要介護１～５	要介護者が居宅において、入浴・排泄・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の生活援助等が受けられるサービスです。 なお、生活援助については、ひとり暮らしまたは同居家族等が、障がいや疾病のため、本人や同居家族が家事等を行うことが困難な場合のみ利用できます。

第８期計画期間における実績と第９期計画期間における見込み

事　業		実績値			見込量			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
訪問介護	回/月	6,142.4	6,862.4	8,082.7				
	人/月	247	266	304				

※令和５年度の実績値は見込値です。

（２）訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

看護師や介護職員が移動入浴車等で各家庭を訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行い、要介護者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

サービスの対象者と概要

事　業	対象者	概要
介護予防訪問入浴介護	要支援１・２	要支援者・要介護者が、居宅において専用の浴槽（移動入浴車等）を使用し、介護士や看護師から入浴の補助を受けられるサービスです
訪問入浴介護	要介護１～５	

第８期計画期間における実績と第９期計画期間における見込み

事　業		実績値			見込量			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0				
	人/月	0	0	0				
訪問入浴介護	回/月	154	126	104				
	人/月	26	26	25				

※令和５年度の実績値は見込値です。

（３）訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定期にある要介護者（要支援者）について、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

サービスの提供に当たっては主治医との密接な連携に基づき、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。

サービスの対象者と概要

事　業	対象者	概要
介護予防訪問看護	要支援１・２	要支援者・要介護者で疾患等を抱えている方が居宅において、主治医の判断に基づき、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。
訪問看護	要介護１～５	

第８期計画期間における実績と第９期計画期間における見込み

事　業		実績値			見込量			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護予防訪問看護	回/月	73.0	80.0	95.1				
	人/月	17	19	21				
訪問看護	回/月	1,119.3	1,125.0	1,198.4				
	人/月	167	168	173				

※令和５年度の実績値は見込値です。

（４）訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士が家庭を訪問して、要介護者（要支援者）の心身機能の維持回復を図るとともに、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

サービスの対象者と概要

事　業	対象者	概要
介護予防訪問リハビリテーション	要支援１・２	要支援者・要介護者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。
訪問リハビリテーション	要介護１～５	

第８期計画期間における実績と第９期計画期間における見込み

事　業		実績値			見込量			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	117.4	124.5	139.0				
	人/月	14	15	16				
訪問リハビリテーション	回/月	554.8	474.0	506.8				
	人/月	56	49	55				

※令和５年度の実績値は見込値です。

（５）居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な要介護者（要支援者）について、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握して療養上の管理や指導を行います。

サービスの対象者と概要

事　業	対象者	概要
介護予防居宅療養管理指導	要支援１・２	要支援者・要介護者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び介護予防居宅療養管理指導 要支援１・２ 指導が受けられるサービスです。
居宅療養管理指導	要介護１～５	

第８期計画期間における実績と第９期計画期間における見込み

事　業		実績値			見込量			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護予防居宅療養管理指導	人/月	19	18	19				
居宅療養管理指導	人/月	238	262	294				

※令和５年度の実績値は見込値です。

（６）通所介護

デイサービスセンター等への通所により、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減も図ります。

サービスの対象者と概要

事　業	対象者	概要
通所介護	要介護１～５	要介護者が通所介護施設において、入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです（デイサービスともいいます）。

第８期計画期間における実績と第９期計画期間における見込み

事　業		実績値			見込量			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
通所介護	回/月	5,244	5,101	5,528				
	人/月	478	493	524				

※令和５年度の実績値は見込値です。

（７）通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設などへの通所により、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

サービスの対象者と概要

事　業	対象者	概要
介護予防通所リハビリテーション	要支援１・２	要支援者・要介護者が介護老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けられるサービスです（デイケアともいいます）。
通所リハビリテーション	要介護１～５	

第８期計画期間における実績と第９期計画期間における見込み

事　業		実績値			見込量			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護予防通所リハビリテーション	人/月	46	44	50				
通所リハビリテーション	回/月	1,732.2	1,594.8	1,564.8				
	人/月	199	194	190				

※令和５年度の実績値は見込値です。

（８）短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。

サービスの対象者と概要

事　業	対象者	概要
介護予防短期入所生活介護	要支援１・２	要支援者・要介護者が特別養護老人ホームや老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
短期入所生活介護	要介護１～５	

第８期計画期間における実績と第９期計画期間における見込み

事　業		実績値			見込量			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護予防短期入所生活介護	日/月	9.5	8.8	86.6				
	人/月	2	2	2				
短期入所生活介護	日/月	1,756.3	1,832.3	1,920.6				
	人/月	131	130	128				

※令和５年度の実績値は見込値です。

（９）短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護医療院に短期間入所し、当該施設において、看護・医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。

サービスの対象者と概要

事　業	対象者	概要
介護予防短期入所療養介護	要支援１・２	要支援者・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
短期入所療養介護	要介護１～５	

第８期計画期間における実績と第９期計画期間における見込み

事　業		実績値			見込量			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護予防短期入所療養介護（老健）	日/月	0	0	0				
	人/月	0	0	0				
介護予防短期入所療養介護（病院等）	日/月	0	0	0				
	人/月	0	0	0				
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	日/月	0	0	0				
	人/月	0	0	0				
短期入所療養介護（老健）	日/月	11.3	22.3	0				
	人/月	2	2	0				
短期入所療養介護（病院等）	日/月	398.5	339.6	398.8				
	人/月	28	24	27				
短期入所療養介護（介護医療院）	日/月	5.8	2.0	0				
	人/月	1	1	0				

※令和５年度の実績値は見込値です。

（10）特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホームなどに入居している要介護（支援）認定者について、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき入浴、排せつ、食事等の介護、生活などに関する相談、助言、機能訓練、療養上の支援を行います。

サービスの対象者と概要

事　業	対象者	概要
特定施設入居者生活介護	要介護１～５	介護付き有料老人ホーム等の特定の施設（要届出）に入居する要支援者・要介護者が、入浴・排泄・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防特定施設入居者生活介護	要支援１・２	

第８期計画期間における実績と第９期計画期間における見込み

事　業		実績値			見込量			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
特定施設入居者生活介護	人/月	43	47	55				
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	10	10	9				

※令和５年度の実績値は見込値です。

（11）福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活の便宜を図るための福祉用具や機能訓練のための福祉用具を要介護者等に貸与します。

サービスの対象者と概要

事　業	対象者	概要
介護予防福祉用具貸与	要支援１・２	要支援者・要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の介護予防に資する福祉用具を貸与するサービスです。
福祉用具貸与	要介護１～５	

第８期計画期間における実績と第９期計画期間における見込み

事　業		実績値			見込量			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護予防福祉用具貸与	人/月	139	152	192				
福祉用具貸与	人/月	626	656	684				

※令和５年度の実績値は見込値です。

(12) 特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売

要介護者（要支援者）の日常生活の便宜を図るため、入浴や排せつ等に用いる福祉用具の購入費の一部を支給します。

サービスの対象者と概要

事　業	対象者	概要
特定介護予防福祉用具購入費	要支援１・２	要支援者・要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に関し、申請に基づいて福祉用具購入費を支給するサービスです。（支給限度基準額：年間 10 万円）
特定福祉用具購入費	要介護１～５	

第８期計画期間における実績と第９期計画期間における見込み

事　業		実績値			見込量			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	3	3	0				
特定福祉用具購入費	人/月	9	8	4				

※令和５年度の実績値は見込値です。

(13) 住宅改修・介護予防住宅改修

在宅の要介護者（要支援者）が、手すりの取付けや段差の解消等を行ったときに、改修費を支給します。

サービスの対象者と概要

事　業	対象者	概要
介護予防住宅改修	要支援１・２	要支援者・要介護者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等に関し、申請に基づいて住宅改修費を自己負担割合に応じて支給するサービスです。（支給限度基準額：20 万円）
住宅改修	要介護１～５	

第８期計画期間における実績と第９期計画期間における見込み

事　業		実績値			見込量			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護予防住宅改修	人/月	4	4	6				
住宅改修	人/月	8	6	10				

※令和５年度の実績値は見込値です。

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

要介護（支援）認定者の居宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、要介護（支援）認定者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるための事業者との連絡調整、要介護（支援）認定者が介護保険施設に入所を希望する場合における施設への紹介、その他のサービスの提供を行います。

サービスの対象者と概要

事　業	対象者	概要
介護予防支援	要支援１・２	在宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センターの職員が要支援者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成し、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。
居宅介護支援	要介護１～５	在宅の要介護者が介護サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業者が、要介護者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。

第８期計画期間における実績と第９期計画期間における見込み

事　業		実績値			見込量			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護予防支援	人/月	185	199	239				
居宅介護支援	人/月	999	1,038	1,064				

※令和５年度の実績値は見込値です。

4　地域密着型サービス

住み慣れた地域で住み続けることができるよう身近な生活圏内において提供される、地域に密着したサービスで、具体的なサービスの種類は次のとおりです。

サービスの対象者と概要

事　業	対象者	概要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護１～５	要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を受けられるサービスです。
夜間対応型訪問介護	要介護１～５	夜間等の時間帯に、定期的な巡回又は緊急時等に訪問介護を提供するサービスです。
介護予防認知症対応型通所介護	要支援１・２	認知症の要支援・要介護者が通所介護施設等に通い、入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
認知症対応型通所介護	要介護１～５	
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援１・２	要支援・要介護者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。
小規模多機能型居宅介護	要介護１～５	
介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援２	認知症の要支援・要介護者が、身近な施設（グループホーム）において少人数（９人まで）で共同生活を送りながら、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
認知症対応型共同生活介護	要介護１～５	
地域密着型特定施設入居者生活介護	要介護１～５	定員 29 人以下の介護専用の有料老人ホーム等で、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練及び療養上の介護や支援を行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護３～５	入所定員が 29 名以下の小規模特別養護老人ホームで、居宅での介護が困難な要介護者が入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話が受けられる介護施設サービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	要介護１～５	施設への通所を中心として、宿泊サービスや自宅での訪問介護と訪問看護を組み合わせることで、看護と介護が一体化したサービスです。
地域密着型通所介護	要介護１～５	通所介護サービスのうち定員 18 名以下の小規模の事業者が行うサービスです。

第８期計画期間における実績と第９期計画期間における見込み

事　業		実績値			見込量			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	0	0	0				
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0				
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0				
	人/月	0	0	0				
認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0				
	人/月	0	0	0				
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0				
小規模多機能型居宅介護	人/月	1	0	0				
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0				
認知症対応型共同生活介護	人/月	43	41	40				
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	19	19	18				
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0				
地域密着型通所介護	回/月	1,135.0	1,319.1	1,689.2				
	人/月	116	137	162				

※令和５年度の実績値は見込値です。

５　施設サービス

施設サービスは、次に掲げる３種類の施設で提供されています。

（１）介護老人福祉施設

常時介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所する施設で、要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。

サービスの対象者と概要

事　業	対象者	概要
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	要介護３～５※	常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。

※原則は要介護３～５の方が対象ですが、在宅での日常生活が困難である等、やむを得ない事情がある場合には、要介護１、２の方でも入所することができます。

第８期計画期間における実績と第９期計画期間における見込み

事　業		実績値			見込量			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護老人福祉施設	人/月	179	174	176				

※令和５年度の実績値は見込値です。

（２）介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設で、要介護者に、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を行います。

サービスの対象者と概要

事　業	対象者	概要
介護老人保健施設	要介護１～５	医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。

第８期計画期間における実績と第９期計画期間における見込み

事　業		実績値			見込量			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護老人保健施設	人/月	99	104	102				

※令和５年度の実績値は見込値です。

（３）介護医療院

比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院する施設で、要介護者に、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練等の必要な医療を行います。

サービスの対象者と概要

事　業	対象者	概要
介護医療院	要介護１～５	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設です。

第８期計画期間における実績と第９期計画期間における見込み

事　業		実績値			見込量			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
介護医療院	人/月	4	5	5				

※令和５年度の実績値は見込値です。

６　介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者の方に対する効果的な支援等を可能とすることを目指すものです。この事業には、要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いた簡易な形で要支援者に相当する状態等と判断された者）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」があります。

（１）介護予防・生活支援サービス事業

要介護１・２を対象とする介護予防訪問介護、介護予防通所介護が、平成２９年より介護予防・日常生活支援総合事業に移行されています。

サービスの対象者と概要

事　業	対象者	概要
従来型訪問サービス	要支援１・２	要支援者が居宅において、入浴・排泄･食事等の身体介護や、調理･掃除･洗濯等の生活援助等が受けられるサービスです。 なお、生活援助については、ひとり暮らしまたは同居家族等が、障がいや疾病のため、本人や同居家族が家事等を行うことが困難な場合のみ利用できます。
従来型通所サービス		要支援者が通所介護施設において、入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです（デイサービスともいいます）。

第８期計画期間における実績と第９期計画期間における見込み

事　業		実績値			見込量			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和22年度
従来型訪問サービス	人/月							
従来型通所サービス	人/月							

※令和５年度の実績値は見込値です。

7　介護給付・介護予防給付の適正化

国の案がまとまり次第、守谷市の適正化について掲載予定

8　保険料の算出

（1）介護サービス給付費の推計

介護給付費の見込み

単位：千円

サービス種類	実績値			見込み量			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス							
訪問介護	218,662	242,471	282,648				
訪問入浴介護	22,945	18,926	15,650				
訪問看護	85,089	87,048	91,043				
訪問リハビリテーション	19,044	15,648	16,505				
居宅療養管理指導	32,039	35,570	40,707				
通所介護	520,907	497,965	540,373				
通所リハビリテーション	186,307	172,914	169,873				
短期入所生活介護	178,659	186,593	189,228				
短期入所療養介護（老健）	1,543	2,660	0				
短期入所療養介護（病院等）	42,491	35,839	41,146				
短期入所療養介護(介護医療院)	917	340	0				
福祉用具貸与	100,992	106,040	113,624				
特定福祉用具購入費	2,798	2,363	1,356				
住宅改修	8,695	5,424	12,365				
特定施設入居者生活介護	98,476	111,215	128,530				
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0				
夜間対応型訪問介護	0	0	0				
認知症対応型通所介護	0	0	0				
小規模多機能型居宅介護	1,406	243	0				
認知症対応型共同生活介護	134,032	128,550	124,504				
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	58,455	54,409	50,916				
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0				
地域密着型通所介護	102,376	126,119	171,768				
介護保険施設サービス							
介護老人福祉施設	593,723	568,331	599,738				
介護老人保健施設	354,042	368,434	365,393				
介護医療院	16,000	20,855	22,544				
居宅介護支援	188,657	196,964	206,114				
介護サービスの総給付費（Ⅰ）	2,968,253	2,984,919	3,184,025				

※令和５年度の実績値は見込値です。

予防給付費の見込み

単位：千円

サービス種類	実績値			見込み量			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0				
介護予防訪問看護	5,075	5,915	7,022				
介護予防訪問リハビリテーション	4,123	4,261	4,685				
介護予防居宅療養管理指導	2,347	2,203	2,283				
介護予防通所リハビリテーション	21,186	20,503	21,560				
介護予防短期入所生活介護	907	709	6,331				
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0				
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0				
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0				
介護予防福祉用具貸与	10,176	12,280	16,245				
特定介護予防福祉用具購入費	809	768	0				
介護予防住宅改修	4,741	5,011	9,387				
介護予防特定施設入居者生活介護	8,945	9,098	7,041				
地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0				
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0				
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0				
介護予防支援	10,844	11,730	14,138				
介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）	69,154	72,478	88,691				

※令和５年度の実績値は見込値です。

総給付費の見込み

単位：千円

介護給付及び予防給付	実績値			見込み量			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総給付費（合計） →（Ⅲ）＝（Ⅰ）＋（Ⅱ）	3,037,407	3,057,397	3,272,716				

※令和５年度の実績値は見込値です。

（２）標準給付費見込額の推計

標準給付費の見込み

単位：千円

	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 22 年度
総給付費				
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）				
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）				
高額医療合算介護サービス費等給付額				
算定対象審査支払手数料				
標準給付費見込額（合計）				

（３）地域支援事業費の推計

地域支援事業費の見込み

単位：千円

	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 22 年度
介護予防・日常生活支援総合事業費				
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費				
包括的支援事業（社会保障充実分）				
地域支援事業費（合計）				

（４）第１号被保険者の保険料基準額の算定

令和３年度から令和５年度までの３年間の標準給付見込み額、地域支援事業費等をもとに、第１号被保険者の保険料基準額を以下のように算定しました。

	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	合　計
標準給付費見込額（①）				
地域支援事業費（②）				
第１号被保険者負担分及び調整交付金相当額（③＝((①＋②)×23%)+((①＋介護予防・日常生活支援総合事業費)×5%)）　※１				
調整交付金見込額（④）				
財政安定化基金拠出金見込額（⑤）				
介護保険給付準備基金取崩額（⑥）				
第７期保険料収納必要額（⑦＝③－④＋⑤－⑥）				
予定保険料収納率（⑧）				
所得段階別加入割合補正後被保険者数（⑨）				
年額保険料基準額（⑦÷⑧÷⑨）				
月額保険料基準額（⑦÷⑧÷⑨÷12）				

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

（５）所得段階別保険料の設定

以下のように所得段階別の被保険者数を見込み、保険料を設定しました。

被保険者数の見込み

単位：人

所得段階	対 象 者	令和６年度	令和７年度	令和８年度
第１段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人及び世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人			
第２段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の人			
第３段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が 120 万円を超える人			
第４段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人			
第５段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円を超える人			
第６段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人			
第７段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人			
第８段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人			
第９段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 500 万円未満の人			
第 10 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上の人			
合　計				

（参考）保険料基準額（年額）の推移と伸び率

	介護保険料基準額（年額）	伸び率（対前期）
第１期計画期間（平成 12～14 年度）	29,400 円	―
第２期計画期間（平成 15～17 年度）	35,700 円	＋21.43%
第３期計画期間（平成 18～20 年度）	54,200 円	＋51.82%
第４期計画期間（平成 21～23 年度）	52,500 円	－3.14%
第５期計画期間（平成 24～26 年度）	53,200 円	＋1.33%
第６期計画期間（平成 27～29 年度）	54,100 円	＋1.69%
第７期計画期間（平成 30～令和２年度）	51,600 円	－4.62%
第８期計画期間（令和３～５年度）	57,600 円	＋11.63%
第９期計画期間（令和５～７年度）		

保険料基準額（年額）の推移

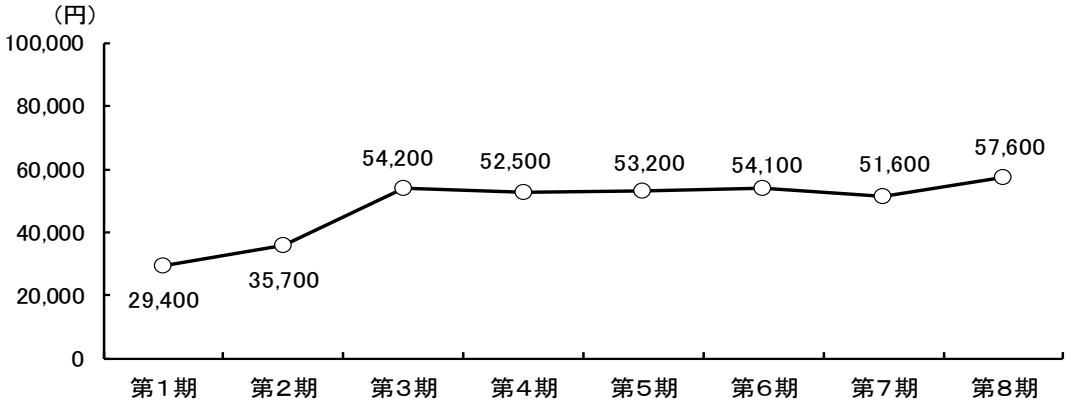

第８期計画期間（令和３～５年度）の全国・県平均保険料基準額

	全国平均保険料基準額（年額）	県平均保険料基準額（年額）
第８期計画期間（令和３～５年度）	72,168 円	65,820 円

９　低所得者の支援策

（１）介護保険負担限度額の認定

低所得の要介護者等が、介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設を利用する場合には、食費・居住費（滞在費）等の負担について限度額が設定され、限度額を超える分は介護保険から給付されます。

事　業		令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
介護保険負担額限度額認定実績	人/月			

※令和５年度の実績値は見込値です。

（２）高額介護（予防）サービス費の支給

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（１～３割）の合計が、一定の上限額を超えた時は、超えた分を高額介護（予防）サービス費として支給されます。

事　業		令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
高額介護（介護予防）サービス費支給実績	人/月			

※令和５年度の実績値は見込値です。

（３）高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の１年間の自己負担額の合計が、限度額を超えた時は、超えた分を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給されます。

事　業		令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
高額医療合算介護（予防）サービス費 支給実績	人/月			

※令和５年度の実績値は見込値です。

（４）守谷市介護サービス利用者負担助成制度（守谷市独自事業）

低所得の要介護者等が在宅サービスを利用した際に、自己負担額の一部が申請により払い戻されます。

事　業		令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
守谷市介護サービス利用者負担助成制度利用実績	人/月			

※令和５年度の実績値は見込値です。

第6章 計画の推進

1　事業の達成状況の点検及び評価

（1）指標の設定

第８期計画においては、個々の施策・事業に取組目標を設定していますが、計画を推進するため、そうした取組を通じて実現する第９期計画全体の指標について、次のとおり設定し、目標の達成状況の把握・評価を実施します。

【 自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付費等の適正化 】

指標名	現状（見込み）	目標
１ ケアプラン点検数		
２ 通所リハビリテーション利用者数		
３ 通いの場（サロン）への参加者数		
４ 主観的健康感が良い者の割合 （介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）		
５ 認知症サポーター数		

（２）計画の達成状況

第９期計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況等を定期的に把握するとともに、市民に速やかに公表し、市民の意見を反映させていくことが重要になります。

そのため、本計画については、守谷市保健福祉審議会及び守谷市地域包括支援センター運営協議会において、毎年度進捗状況の評価を行い、その進行を管理していきます。

介護保険給付においては、要支援・要介護認定者の状況を常に把握し、介護施設サービスや居宅サービス、地域密着型サービスの各サービスの利用状況、更には介護サービス事業者の事業に関する意向等を確認しながら、次期計画の策定に合わせて計画の達成状況を点検・評価するとともに、その結果を公表します。

（３）事務・事業評価と事業の見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。第９期計画を推進する関係課が中心となり、施策の計画目標を基に、毎年の進捗状況を庁内で点検し、課題の整理や改善への取組を行います。その結果を基に、PDCAサイクルでより効率的、かつ効果的な施策の推進を目指していきます。

第7章 守谷市成年後見制度利用促進基本計画

1　はじめに

（1）計画の策定意義

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない人が、成年後見人等を立てることにより、財産管理や権利の保護などを行うための制度です。選任された成年後見人等が、本人に代わって生活に必要な契約を結んだり、不動産や預貯金等の管理を行ったりすることで、法律的な支援を提供します。

ひとり暮らし高齢者数や夫婦のみの高齢者世帯数の増加を背景に高齢者が生活していく環境も変化し、周囲の支援を必要とするケースもそれに比例して増えており、財産管理や日常生活において支障をきたす恐れのある市民への権利擁護支援の必要性は、今後も増加していくと考えられます。そのため、地域社会全体で困りごとを抱える人を支えるための取組が重要ですが、全国的に見ても、利用が必要と思われる人に、成年後見制度が十分につながっていない状況が続いています。

このような中で、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28（2016）年４月に公布し、同年５月に施行しました。本法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、平成29（2017）年３月には「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しています。また、「市町村の講ずる措置」として、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定める」ことが努力義務とされています。

令和４（2022）年３月には第２期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として権利擁護支援を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることが示されています。

こうした国の動向等を踏まえて、守谷市において成年後見制度を必要とする人が適切に制度の利用につながり、その人の権利が守られる地域づくりを目指して、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、本計画を中間見直しすることとします。

◆成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等が円滑に行われるようノーマライゼーションの理念の更なる実現を図るため、国では現行制度での利用に障壁となる課題の整理、検討を行っています。こうした動きを踏まえ、市では国の状況に注視しつつ、現行制度の利用促進及び適切な運用に努め、本人の自己決定権を尊重した総合的な支援策の充実を図るとともに、地域連携ネットワークの体制づくりを進める必要があります。

（２）計画の位置付け

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第14条第１項において、市町村は国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めることとされています。この計画は「促進法」における「市町村計画」として位置付けられるものです。

本計画は市の最上位計画である「守谷市総合計画」との整合性を図るとともに、福祉分野における上位計画である「守谷市地域福祉計画」とも連動した計画とします。また、「第９期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」と一体的に策定したものであり、「守谷市障がい者福祉計画（第４期）・守谷市障がい福祉計画（第７期）・守谷市障がい児福祉計画（第３期）」等とも整合性を図っています。

（３）計画の期間

本計画の計画期間は、令和３（2021）年度から令和８（2026）年度までの６年間としています。中間年度となる令和５（2023）年度において、計画の中間見直しを実施し、本計画期間は、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までの３年間とします。

計画期間終了時点における見直し作業については、計画の実効性を高めることを目的に、本計画の高齢者福祉計画・介護保険事業計画からの分離と地域福祉計画との一体化を予定しています。

２　成年後見制度に関する市の現状

（１）高齢者と障がい者の状況

①　守谷市における人口と高齢化率の推移

守谷市の高齢者人口は、令和５（2023）年４月１日現在で 16,675人、総人口に占める割合は23.7%となっています。

特に後期高齢者人口は増加しており、7,846人となっています。これに合わせて要支援・要介護認定者数も増加しており、令和５（2023）年３月31日現在で2,170人となっています。

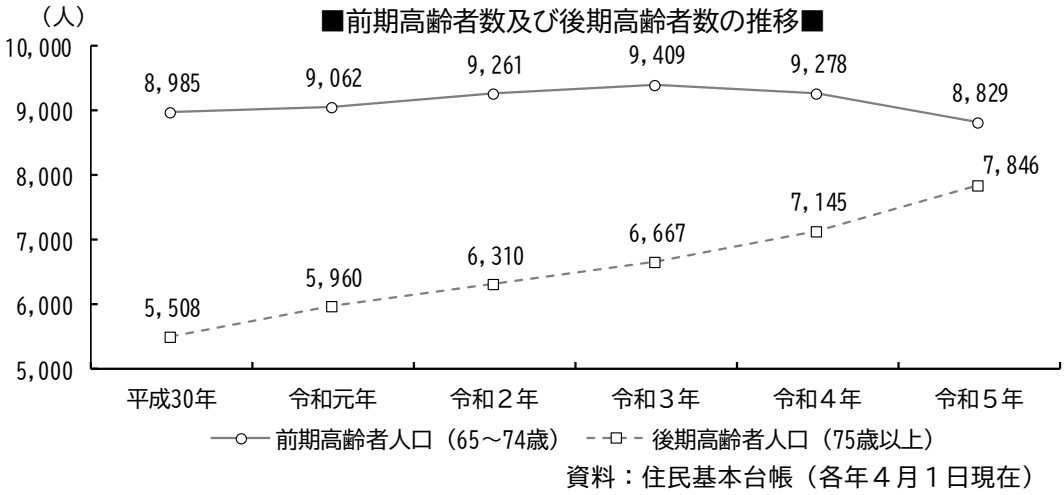

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

■高齢者数と認定者数の推移■

単位：人

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
高齢者数	15,022	15,571	16,076	16,423	16,675
前期高齢者数	9,062	9,261	9,409	9,278	8,829
後期高齢者数	5,960	6,310	6,667	7,145	7,846
認定者数	1,768	1,899	1,978	2,054	2,170
認知症自立度Ⅱ以上	1,136	1,200	1,108	1,149	947

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）
厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和３、４年度のみ「介護保険事業計画」月報）
守谷市介護福祉課　介護認定審査会資料（主治医意見書）

注）認知症自立度Ⅱ以上については新型コロナウイルス感染症により、職権延長となった場合、主治医意見書の作成がないため数が減少している。

■認知症高齢者の自立生活自立度■

※高齢者の認知症について、意思疎通の程度、見られる症状・行動に着目し自立の程度を５区分にランク付けし評価するもの。介護保険要介護認定の審査判定の参考として利用されている。

ランク		判定基準
Ⅰ		何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱ		日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
	Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。
	Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。
Ⅲ		日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
	Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
	Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅳ		日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M		著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

②　障がい者の状況

療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しています。

18歳以上の療育手帳所持者は「最重度・重度」の認定者が多いほか、精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち２級・３級所持者が年々増加しています。

■療育手帳所持者数の推移■

単位：人

	令和２年度			令和３年度			令和４年度		
	18 歳未満	18 歳以上	計	18 歳未満	18 歳以上	計	18 歳未満	18 歳以上	計
Ⓐ（最重度）・A（重度）	40	127	167	48	133	181	50	136	186
B（中度）	31	67	98	33	72	105	40	76	116
C（軽度）	67	77	144	64	83	147	72	86	158
計	138	271	409	145	288	433	162	298	460

資料：茨城県相談支援センター（各年 3 月 31 日時点）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移■

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
１級	30	32	29
２級	253	290	319
３級	157	168	179
計	440	490	527

資料：茨城県相談支援センター（各年 3 月 31 日時点）

■障害等級と障がいの程度■

障害等級	障がいの程度
１級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者
２級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の者
３級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度の者

（２）成年後見制度の利用状況

本市の成年後見制度の利用件数と、社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」※の利用者数はやや増加となっています。関係機関の連携を図ることにより、制度の利用促進、利用者数の増加につなげることができると考えられます。

■成年後見制度類型別利用者数の推移■

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
後見	43	46	48
保佐	9	12	12
補助	2	3	2
任意後見	0	0	0
計	54	61	62

資料：水戸家庭裁判所（各年３月31日時点）

■日常生活自立支援制度利用者数の推移■

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
利用者数	29	32	34
（うち新規登録者数）	4	5	5

資料：守谷市社会福祉協議会（各年３月31日時点）

※本人との契約によって、福祉サービス利用手続き等の援助と、日常的な金銭管理や書類等の管理などを行う生活支援の制度。市社会福祉協議会が相談窓口となり、サービス提供を行う。

（３）制度利用における相談支援状況

市民からの窓口相談や介護保険サービス事業所、障がい福祉サービス事業所、家庭裁判所からの紹介での相談支援を適宜実施しています。相談件数については利用者数と申立て支援数はやや減少していますが、後見人等支援数はやや増加しています。今後はニーズの増大に伴い、利用促進の必要性が高まっていくと予想されます。

■相談件数の推移■

単位：件

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
相談数	46	46	43
申立て支援数	10	15	8
後見人等支援数	－	5	9

資料：健幸長寿課（各年３月31日時点）

（４）市長申立て件数の推移

制度利用が必要な場合でありながらも、親族の協力等を得られない人などに対し、適正に市長申立てを実施しています。成年後見審判申立審査会にて申立ての適否、助成の必要性等、申立てに関する支援等を審査し、権利擁護に努めています。

■市長申立て数の推移■

単位：件

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
利用者数	0	1	2

資料：健幸長寿課（各年 3 月 31 日時点）

（５）成年後見人利用者への助成

本市では、「守谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に則り、後見人等報酬の助成を行える体制を整備しています。令和２年度と令和４年度には、１件の後見人等報酬助成をしました。今後も、低所得者を担当する後見人等からの相談には、適切に助成支援を行っていきます。

■報酬助成件数の推移■

単位：件

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
申立て費用等	1	0	1
後見等報酬助成	1	0	1

資料：健幸長寿課（各年 3 月 31 日時点）

３　成年後見制度の利用促進における基本的な認識

（１）守谷市における成年後見制度の課題

１　制度の継続的な周知

「守谷市成年後見制度に関するアンケート調査」では、成年後見制度を勧める際の障壁として、対象となる方、その家族の理解が不十分という意見が多くなっており、市民への制度の浸透が十分でないことがうかがえます。

一方で、事業所においても、成年後見人の業務内容について４分の１の事業所が誤って認識している。また、法人格を持つ団体が成年後見人等として選任できる法人後見についてや、市民後見人の名称自体を知らない事業所が半数以上となっているなど、成年後見制度についての理解が浸透していないことがうかがえます。

こうした要因から成年後見制度の利用に至っていないケースがあることも考えられることから、市民や家族、関係機関に対して、引き続き成年後見制度の普及啓発が必要です。

２　制度が利用しやすい環境の整備

「守谷市成年後見制度に関するアンケート調査」では、成年後見制度が必要だが利用に至っていない理由として、本人の利用拒否に次いで、申立ての手続きが面倒であることがあげられており、また、申立て費用の準備や報酬の支払いが困難とする理由も要因の１つとなっています。

成年後見制度の難しさや申立て手続きの複雑さが制度利用の障壁となっていることがうかがえ、制度の利用を希望する人が円滑に利用できるよう、現在の申立て支援を推進するとともに支援体制の周知を市民や関係機関に行っていくことが必要です。

さらに、成年後見制度の利用促進に向けて必要なこととして、制度周知のための研修会の開催を求める意見があることを踏まえ、事業所向けの研修会の提供など、事業所が利用促進に対応するための取り組みも求められています。

また、全国的に、中核機関等の整備による権利擁護支援のニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性が増しています。「守谷市成年後見制度に関するアンケート調査」では、法人後見、市民後見人について知らない事業所が半数以上となっており、事業所へ法人後見、市民後見人の周知を行い、担い手の育成につなげていくことも求められます。

３　地域連携ネットワークの構築

「守谷市成年後見制度に関するアンケート調査」では、成年後見制度に関する相談先として、市役所の認知度が大きく増加して最も高くなっており、次いで、地域包括支援センター、社会福祉協議会の認知度が高く、上位３団体が身近な相談先として定着したことがうかがえます。

また、成年後見制度の利用促進に向けて必要なこととして、相談窓口の周知・機能の拡充が最も多くなっており、相談機能の充実が求められています。

本市では、令和４（2022）年３月には市直営の成年後見制度中核機関を設置しており、今後は中核機関が核となり、協議会の設置など、関係機関を含めた地域連携ネットワークの構築を図り、関係機関や関係者等の地域連携を確立するとともに、相談機能を充実していくことが必要です。

４　制度の利用に際して、本人の意思が反映できる仕組みづくり

人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、全国的に地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化しています。本人の意思の反映・尊重という観点から、成年後見制度の事前制度である任意後見制度が積極的に活用されるよう、市民や関係機関に向けて制度の必要性を普及・啓発していくことが必要です。

また、本人の意思が死後も反映できるよう遺言制度の活用について、市民への周知することも必要です。

４　基本方針と基本目標

（１）本計画が目指す市の姿

本市における成年後見制度利用の促進に向けた課題を踏まえ、本計画が目指す市の姿を以下のように定めます。

■本計画が目指す市の姿■

認知症や障がいの有無にかかわらず、市民の方が住み慣れた地域で尊厳のある本人らしい生活が継続して過ごせるよう、地域共生社会の実現に向けて成年後見制度をはじめとする権利擁護を推進し、支援を必要とする市民の方を社会全体で支え合いながら、ともに歩むことができるよう各種機関との連携及び支援体制の構築に取組みます。

（２）基本目標と今後の取組

基本目標１　成年後見制度の周知と理解促進

成年後見制度を必要とする方がいても、本人や親族、福祉関係者等が制度について知らない、理解が十分でない、利用に対して不安があるなどの理由から、制度の利用につながっていない場合が見受けられます。

成年後見制度による支援を必要とする方が、安心して制度を利用できるよう、広報紙や講座、講演会、相談会、多様な広報媒体を通して、市民への周知と正しい理解の促進を図るとともに、市民生活における制度の認知度向上に努めていきます。

加えて、事業所等関係機関にも講座などにより成年後見制度についての周知を図り、適切な利用につながるよう取組んでいきます。

【 主な取組 】

No	取組	概要	担当課
1	市民向けの成年後見制度の普及・啓発	市民に対しては、広報紙や講座、講演会を通し、関係機関等にはポスターやチラシ等配布・掲示及び講座等開催を通し、制度の普及・啓発を行います。また、相談窓口の周知を行い、相談のしやすい環境を整備します。	健幸長寿課 社会福祉課
2	事業所向けの成年後見制度の普及・啓発	事業所に対しては、市民からの制度の内容、手続き方法等に関する相談に応じることができるよう、知識を習得する機会として講座や講習会を開催します。また、具体的な事案に対する相談に応じるよう事業所を支援できる体制を整えます。	健幸長寿課 社会福祉課
3	後見ニーズのある市民の早期把握・発見	高齢者については、地域包括支援センターによる総合相談支援業務や包括的継続ケアマネジメント支援業務の中から対象者を発見するほか、介護予防事業や民生委員情報等からも把握します。障がい者については、障がい福祉に関わる事業所等での一般相談等から把握します。高齢者及び障がい者虐待（疑い含む）事案では虐待対応機関と連携し把握します。 社会福祉協議会をはじめ、消費生活センター等の権利擁護関係機関で定期的な連絡会を開催し、制度における研修、情報共有、事例検討を実施し、密な連携を図ります。	健幸長寿課 社会福祉課 社会福祉協議会

基本目標２　成年後見制度を円滑に利用できる体制整備

誰もが住み慣れた地域で地域の人々と支え合いながら、尊厳を持って生活を継続していくためには権利擁護による支援が必要です。特に、認知症で判断能力が不十分となった時や、障がいのある方が十分に判断できない場合でも、意思をくみ取り本人の希望に沿った支援を受けられるよう、市や社会福祉協議会等関係機関が連携して対応するよう地域連携ネットワークの体制づくりが求められます。

制度の利用につながる申立て支援や適切な成年後見人等候補者の推薦、制度（申立て手続きの）利用の負担軽減など、本人（や家族）にとって使いやすく、望ましい制度の運用に取り組みます。

また、事業所向けに成年後見制度の実務向け研修会の提供など、事業所が利用促進に対応するための具体的な取り組みを進めます。

その他、権利擁護を支援する人材育成や後見人等（専門職・法人後見・市民後見人）をはじめとする、権利擁護支援の担い手の確保に向けた取り組みを継続していきます。

【 主な取組 】

No	取組	概要	担当課
1	本人・親族への申立て支援の実施	相談窓口において、本人や親族に対し申立て支援を行います。困難ケースや市長申立てとなるケースについては、市役所社会福祉士が協力し対応します。 本人に判断能力の低下があり、親族等もいない場合には、市長が家庭裁判所への申立てを適切に行います。 また、中核機関を中心に、各相談窓口で相談から申立書作成支援まで一元的に行える体制を構築します。	健幸長寿課 社会福祉課
2	市長申立ての実施	地域包括支援センターや介護サービス事業所、障がい者相談支援事業所等には、市長申立ての必要があるケースについて、市に遅滞なく相談し、市長申立てが円滑に行えるよう連携して対応するよう促します。また、困難事例に係る地域ケア個別会議等や高齢者及び障がい者虐待、消費者被害等のケースから、関係機関と連携し対象者を把握します。	健幸長寿課 社会福祉課
3	低所得者等への助成支援の実施	低所得等で、制度利用における申立て経費や、後見人等報酬の支払いが困難な場合には、経費・報酬の助成を適切に行います。	健幸長寿課 社会福祉課
4	身上保護の視点を重視した受任者調整の実施	本人の生活状況等を勘案し、市内権利擁護に係る関係機関での連絡会において定期的に協議を行い、家庭裁判所と連携を図り、後見人等の受任調整を行える支援体制を構築します。	健幸長寿課 社会福祉課

No	取組	概要	担当課
５	意思表明が困難な方の意思決定支援の実施	判断能力の低下した人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送ることを目指すべく、意思表明が困難な人に対して、市内権利擁護に係る関係機関での連絡会等を活用して、適切な意思決定支援が行える体制を構築します。	健幸長寿課 社会福祉課
６	担い手の確保・育成	社会福祉協議会と連携を図り、後見人等の多様な人材育成や参加支援を実施し、人材の確保に努めていきます。	健幸長寿課 社会福祉課 社会福祉協議会

【 市内権利擁護機関連絡会 】

参加機関
健幸長寿課、社会福祉課、守谷市社会福祉協議会、地域包括支援センター、 障がい者相談支援センター、消費生活センター ※消費生活センターは、消費者被害等ケースの情報共有にのみ参加とする。

基本目標３　地域連携ネットワークの構築と相談機能の強化

権利擁護支援を必要としている人を、早期に発見し、適切な支援につなげるため、多様な機関が連携する体制づくりを進めます。

中核機関を中心とした地域のネットワークを構築し、地域全体で成年後見制度利用が促進するよう意識の醸成を図ります。特に親族後見人等に対しては、必要に応じて申立て前から受任後までの一貫した支援を行います。

また、本人を中心とした成年後見人等と関係機関や関係者でチームを形成し、本人にとって最善な意思決定を支援できるように、中核機関がコーディネートし、本人・後見人等への支援を実施します。

【 主な取組 】

No	取組	概要	担当課
１	地域連携ネットワークの整備	中核機関を中心に、介護・障がい事業所を始め、医療機関等を含めたネットワークの構築を図ります。	健幸長寿課 社会福祉課
２	中核機関の活動促進	中核機関の活動を対外的に周知し、制度の利用促進を図ります。 ネットワーク構築の視点から、中核機関が核となり、関係機関との連携強化を図ります。	健幸長寿課 社会福祉課
３	協議会の運営	管轄の水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部、社会福祉協議会、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等、市内後見受任者等の参加者で組織し設置することを検討します。年に複数回集まり、ネットワークや中核機関における課題等を話し合います。	健幸長寿課 社会福祉課
４	後見人等の支援	親族後見人等や専門職後見人等に対し中核機関職員が相談にのるなどの支援と、不正防止の観点から必要に応じ助言・指導を行います。	健幸長寿課 社会福祉課
５	チーム形成支援	利用者を中心にして、後見人等を含めた支援者・関係機関のチーム形成を支援します。就任後の後見人等と利用者・家族・支援者をつなぐチーム会議の開催の支援や、必要性と希望に応じ、中核機関職員がそのチーム会議に参加し助言等を行います。	健幸長寿課 社会福祉課
６	成年後見制度の相談機能強化	身近な相談窓口（一次相談窓口）として、地域包括支援センター等が、地域の相談窓口として相談から申立て支援を行います。更に、相談窓口では判断に迷うケースや困難事例及び市長申立て等には中核機関（二次相談窓口）が地域包括支援センター等と連携し対応します。	健幸長寿課 社会福祉課 社会福祉協議会

【 相談体制（イメージ） 】

相談体制	誰から	実施機関
一次相談窓口	市民やケアマネジャー、介護福祉・障がい福祉サービス事業所、医療機関等	健幸長寿課、社会福祉課、守谷市社会福祉協議会、守谷市地域包括支援センター、守谷市障がい者相談支援センター
二次相談窓口	一次相談対応の機関 （守谷市地域包括支援センター、守谷市障がい者相談支援センター）	健幸長寿課、社会福祉課、守谷市社会福祉協議会

【 地域連携ネットワーク（イメージ） 】

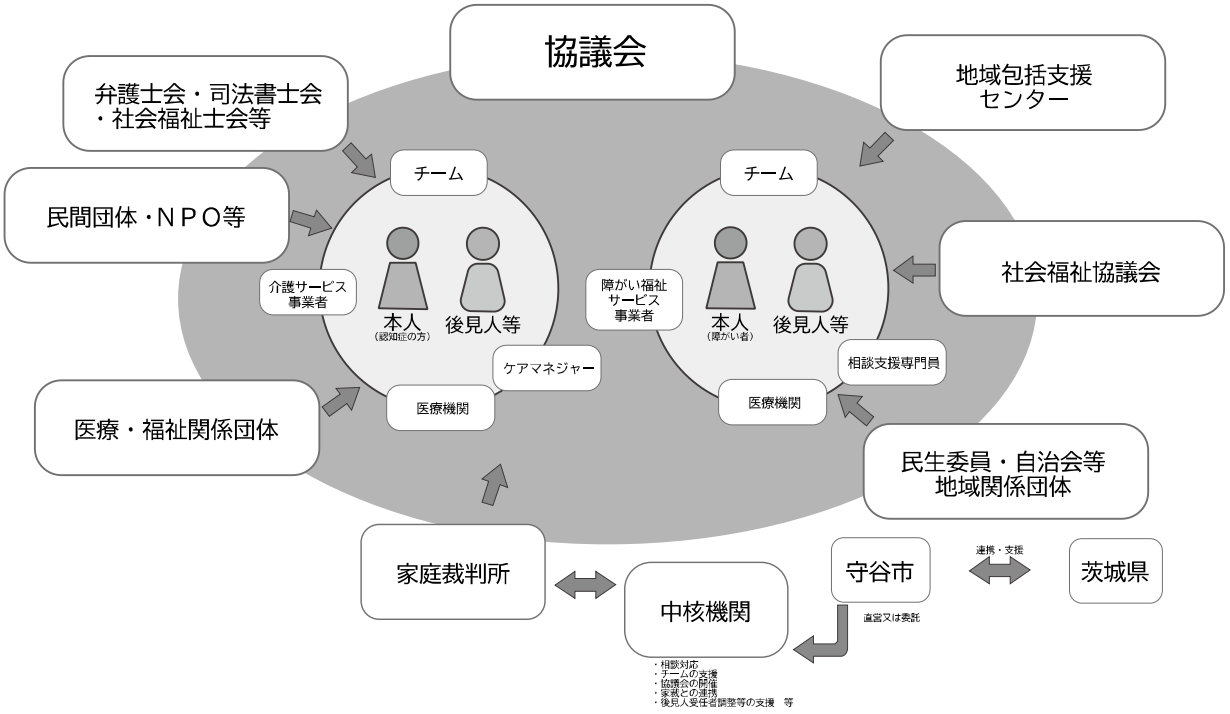

基本目標４　制度の利用に際して、本人の意思が反映できる仕組みづくり

将来の財産管理や身の回りの支援に不安のある方が、元気なうちから任意後見制度を積極的に活用できるよう、制度の周知を図るほか、私の未来ノート（エンディングノート）を活用し、考えを深められるようにするなど備えておくことができるように支援します。

また、家族や親族がいない方や、家族や親族がいても支援が期待できない方等が、財産の管理や整理を円滑に行えるよう、自分の意思を確実に伝え、履行できる方法のひとつとして遺言書の作成、自筆証書遺言書保管制度等を周知していきます。

【 主な取組 】

No	取組	概要	担当課
１	任意後見制度の周知拡大と利用促進	関係機関と連携し任意後見制度の講座を開催するほか、ポスター掲示・チラシ配布等行います。	健幸長寿課 社会福祉課 公証役場
２	私の未来ノート（エンディングノート）の活用	私の未来ノート（エンディングノート）を配布するとともに活用を推進します。 私の未来ノート（エンディングノート）の紹介等で、任意後見制度を含む成年後見制度の周知拡大を図ります。 また、リヴィングウィル、アドバンス・ケア・プランニングについても私の未来ノート（エンディングノート）に記載することで、本人の意思が確認をできるように取り組みます。	健幸長寿課 社会福祉課
３	遺言書作成等事前制度の啓発	遺言書の作成や自筆証書遺言書保管制度等を啓発し、本人意思決定や、将来の不安に対する支援を実施します。	健幸長寿課 法務局

【 自筆証書遺言書保管制度 】

自筆証書遺言書保管制度とは
自身で作成した遺言書を法務局が保管し、紛失や消失、改ざんや隠匿のおそれがないよう、遺言者の死後に法務局が相続人に遺言書の保管を通知する制度のこと。

【 リヴィングウィルとアドバンス・ケア・プランニング 】

リヴィングウィルとは
「平穏死」「自然死」を望む方々が、回復の見込みがなく死期が間近に迫った人生の最終段階において、延命治療をしてほしいか、してほしくないか等について、主治医や家族に知らせるために、判断能力が十分なうちに示される意思のこと。
アドバンス・ケア・プランニングとは
今後の治療・療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセスのこと。

５　計画の推進体制

（１）計画の推進

本計画では、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための取組や支援体制について定めました。計画の推進に当たっては、行政、社会福祉協議会、家庭裁判所、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職、サービス事業所等と有機的に連携し、「権利擁護の地域連携ネットワーク」の構築を図ります。

また、地域包括ケアシステムや認知症総合支援事業及び地域福祉計画など地域資源や他の施策とも横断的に重なりながら、推進していきます。

（２）計画の進行管理

本計画は、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、PDCA サイクルに基づいて推進します。

そのため、毎年度、「守谷市保健福祉審議会」や成年後見制度利用促進に係る会議等へ事業の進捗状況を報告し、その検証に基づき必要に応じ改善や見直しなど必要な措置を講じていきます。その取組については、広報や市 Web サイトを通じて公表します。

【 相談のフローチャート 】

＜成年後見制度を利用する場合（本人が守谷市民のとき）＞

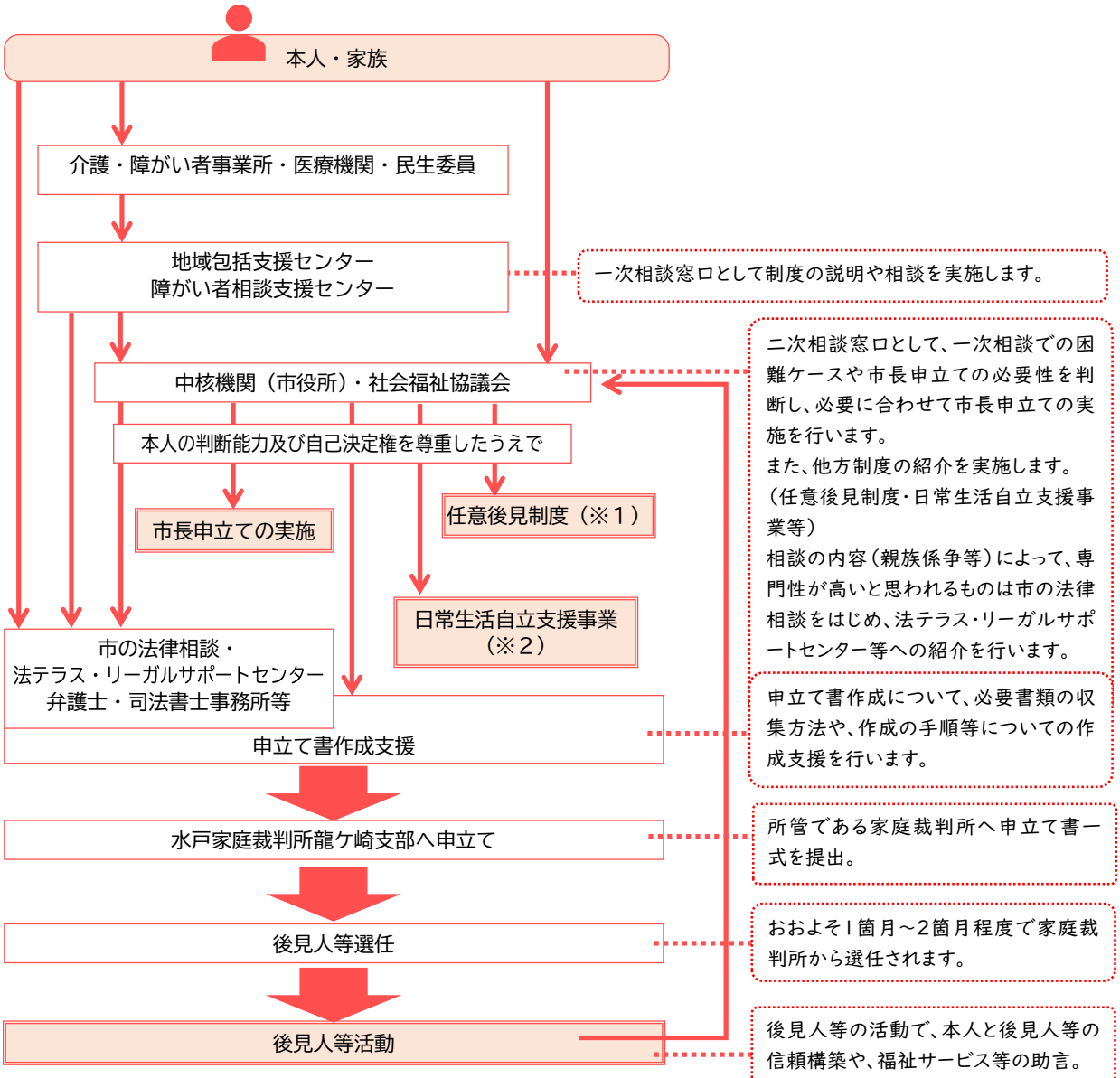

※１：本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見する人を、自ら事前の契約によって決めておく制度。

※２：本人との契約によって、福祉サービス利用手続き等の援助と、日常的な金銭管理や書類等の管理などを行う生活支援の制度。市社会福祉協議会が相談窓口となり、サービス提供を行う。

○法テラス：
日本司法支援センターの愛称。民事法律扶助・国選弁護関連業務などの業務を行う。

○リーガルサポートセンター：
高齢者や障がいのある人が自らの意思に基づき、安心して日常生活を送ることができるように支援するため、全国の司法書士が中心となって設立された公益社団法人。
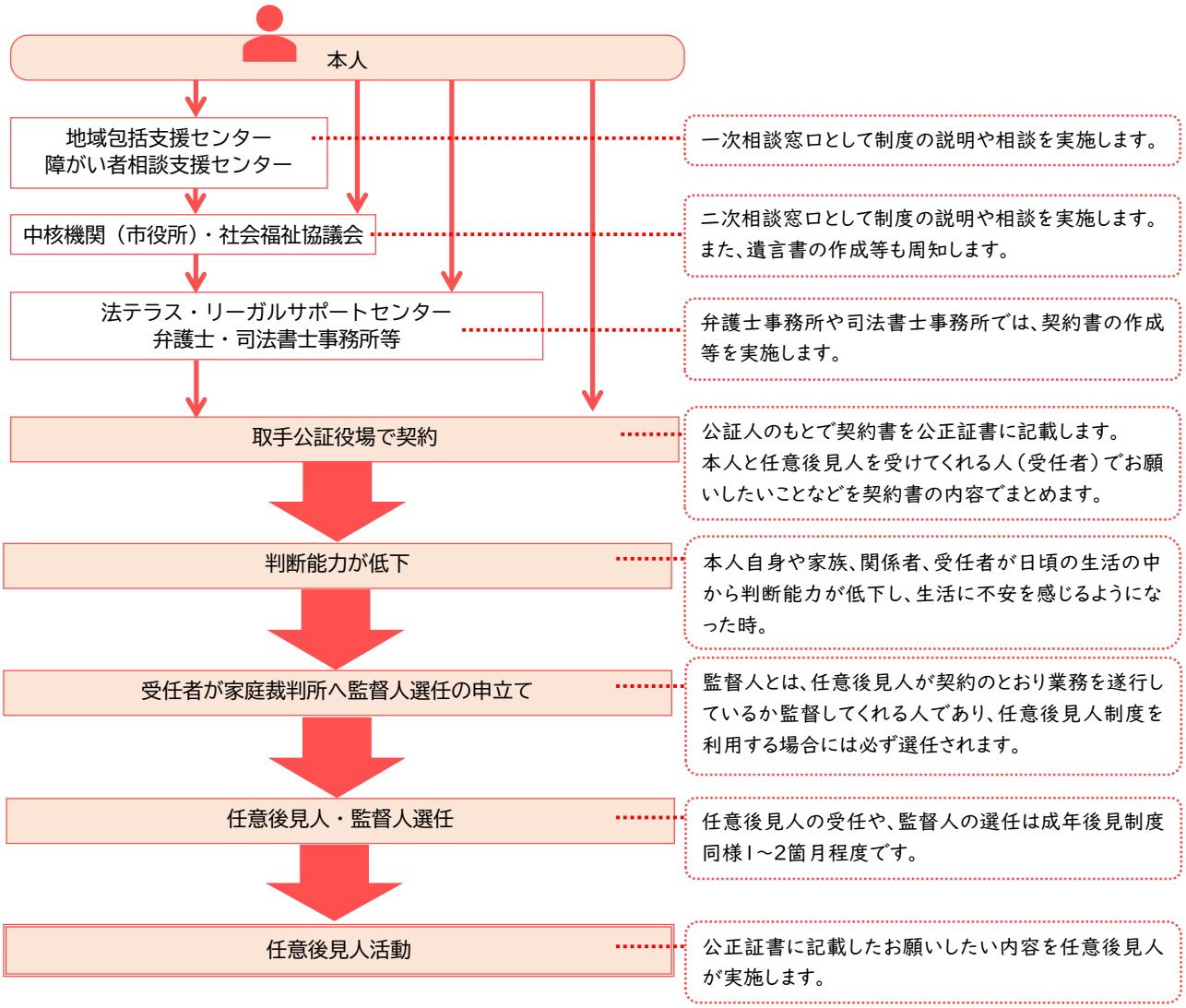
＜任意後見制度を利用する場合（本人が守谷市民であるとき）＞